

景観形成重点地区の指定に伴う相模原市景観計画の所要の改正

ページ	内容
表紙	・変更年月の明示
2-3-11	・景観形成重点地区の届出対象行為及び景観形成基準を別冊に示す旨を追記
2-4-2	・表 景観形成重点地区の候補地区から市役所前さくら通り地区を削除
2-4-3	・景観形成重点地区を別冊に示す旨を追記 ・景観形成重点地区における行為の届出対象行為を削除
2-6-1	・屋外広告物の景観形成基準について、景観形成重点地区の景観形成基準を別冊に示す旨を追記
資-3-1	・変更の経過に「景観形成重点地区「市役所前さくら通り地区」の指定による変更」を追加

(案)

相模原市景観計画

平成22年3月策定

令和○年○月変更

相 模 原 市

相模原市景観計画 目 次

序 章

- 1. 景観計画の策定について ————— 序-1-1
- 2. 景観形成の基本的な考え方 ————— 序-2-1

第1章 景観特性と課題

- 1. 市全域の景観特性 ————— 1-1-1
- 2. 自然的景観特性 ————— 1-2-1
- 3. 歴史的・文化的景観特性 ————— 1-3-1
- 4. 市街地景観特性 ————— 1-4-1
- 5. 都市施設景観特性 ————— 1-5-1

第2章 景観計画

- 1. 景観計画の区域 ————— 2-1-1
- 2. 良好な景観の形成に関する方針 ————— 2-2-1
- 3. 建築物等の景観誘導方策及び行為の制限 ————— 2-3-1
- 4. 景観形成重点地区 ————— 2-4-1
- 5. 景観重要建造物・景観重要樹木・地域景観資源 ————— 2-5-1
- 6. 屋外広告物の表示等に関する事項 ————— 2-6-1
- 7. 景観重要公共施設 ————— 2-7-1
- 8. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 — 2-8-1
- 9. 景観形成の推進に関する事項 ————— 2-9-1

第3章 実現に向けた取組

- 1. 総合的な推進体制の構築 ————— 3-1-1
- 2. 施策体系図 ————— 3-2-1

資料編

- 1. 策定の経過 ————— 資-1-1
- 2. 用語の解説 ————— 資-2-1
- 3. 変更の経過 ————— 資-3-1

序 章

1．景観計画の策定について

2．景観形成の基本的な考え方

1．景観計画の策定について

(1) 景観法とは



我が国は、地域による気候・風土の多様性や四季の変化に富み、水と緑の豊かな美しい自然景観・風景に恵まれており、その美しさは海外からも高い評価を得ています。

しかし、国土づくり、まちづくりにおいては、経済性や効率性、機能性を重視したため、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる状況となっています。

このような背景の中、都市・農山漁村等における良好な景観を形成するため、我が国で初めての総合的な法律として、平成16年に「景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）」が制定されました。

法の中で、地方公共団体の責務として、法の基本理念にのっとり、その地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を行うことが規定されるとともに、景観行政団体（都道府県、政令指定都市、中核市及び景観行政事務を処理することについて都道府県と協議をした市町村）は、「景観計画」を策定することができるものとされています。

(2) 景観計画とは

景観計画は、法第8条第1項に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、次の事項について定めるものです。

景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの（法第8条第2項第4号）

イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

ロ 景観重要公共施設の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する道路法（昭和27年法律第180号）等の占用等の許可の基準

ニ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の特別地域等における行為の許可の基準

また、～のほか、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるもの（法第8条第3項）とされています。

2．景観形成の基本的な考え方

(1) 景観計画の目的、役割

本計画は、景観形成の取組を総合的かつ計画的に推進するため、目標や取組の方向性、実現のための方策など、基本的な考え方を示し、市民一人ひとりが郷土に愛着と誇りを持ち、快適で住みやすいと思える相模原市を目指し、本市の景観を市民共有の財産として、次代に引き継ぐことを目的としています。

また、市民、事業者及び行政が、各々の役割に応じて協働しながら景観形成を進めていくための共通の指針として、さらに、公共事業などの実施に際しての指針としての役割を担うものとします。

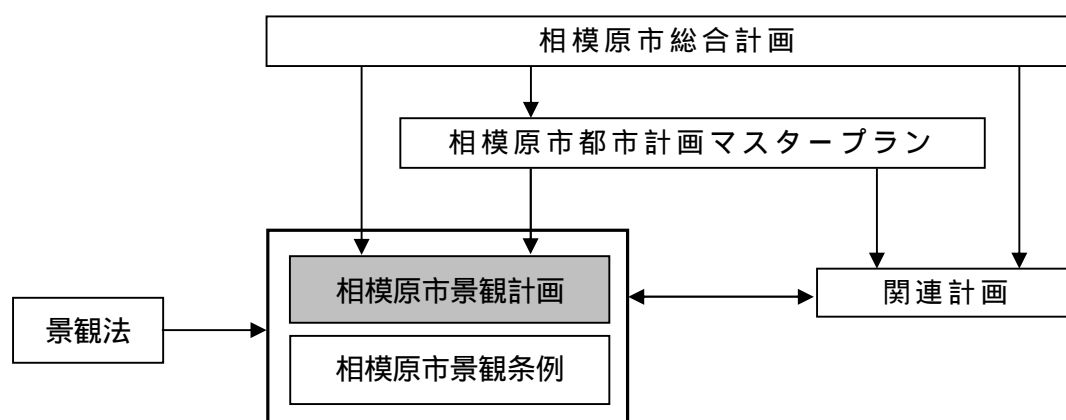
(2) 景観計画の位置付け

本市は平成2年度に魅力ある都市景観の形成に向けて都市デザイン基本構想を、平成10年度には相模原市都市景観形成基本計画を策定し、良好な都市景観の形成を推進してきました。そして、平成18年及び平成19年の合併により、自然に恵まれた水源地と多様な都市機能を有した市街地という、2つの異なる特性で構成された都市構造となりました。

こうしたことを背景として、相模原市都市景観形成基本計画を平成21年に策定し、平成22年に相模原市景観条例（平成22年相模原市条例第12号。以下「景観条例」という。）を制定し、相模原市総合計画及び相模原市都市計画マスタープランを上位計画とする相模原市景観計画を策定しました。

これらの経過や取組の成果を踏まえ、相模原市都市景観形成基本計画を相模原市景観計画に統合し、相模原市総合計画の部門別計画として、法に基づく良好な景観の形成に関する方針、行為の制限や景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定め、本市独自の「景観誘導指針」や「景観形成重点地区」などの事項を盛り込み、相模原らしい景観形成を実現することを目指します。

図 景観計画の位置付け



第1章 景観特性と課題

1．市全域の景観特性

2．自然的景観特性

3．歴史的・文化的景観特性

4．市街地景観特性

5．都市施設景観特性

1. 市全域の景観特性

(1) 景観特性

● 丹沢山地等を水源とする豊富な水資源（河川、湖など）

本市は、丹沢山地などの山々、相模川などの河川と津久井湖や相模湖などの湖が存在しています。市街地に隣接して境川などの河川があり、水資源に恵まれた環境を有しています。

● 相模原台地に形成された市街地と街道沿いの集落

本市は、恵まれた交通条件を生かして形成された相模原の台地上の市街地と、甲州街道を始め古くから形成された集落で構成されています。グリッド状の街路パターンを持つ相模原駅周辺の市街地や面的に広がる内陸型工業地などの個性的な市街地が形成されています。

● 市街地に迫るやまなみ景観

市域の東部の駅前の市街地からは、北から東にかけては多摩丘陵が、西側には丹沢山地を背景に望めることが、本市の特徴的な景観となっています。

● 広域的な交通軸である中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道16号及び国道20号

中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道16号及び国道20号は、首都圏及び本市の主要な交通軸であるとともに、景観形成上も大切な軸を形成しています。

(2) 景観形成の課題

■ 骨格的な資源を生かした景観づくりを進める

丹沢山地や相模原台地の斜面緑地などは、本市の景観の骨格を形成する貴重な緑地であると捉え、今後、これらを適切に保全し、育む必要があります。

また、相模川や境川、国道16号、国道20号などは、広域的に重要な資源であることから、国、東京都、山梨県、神奈川県や周辺の市町村と連携を図りながら、景観づくりを進める必要があります。

■ 本市を代表する地区における景観づくりを進める

戦前の相模原都市建設区画整理事業（昭和14年施行）により整備されたグリッド状の街路パターンを持つ整然とした市街地景観や橋本、相模原、相模大野の3駅周辺は、本市を代表する地区であり良好な都市のイメージを深めるための景観づくりを進める必要があります。



丹沢山地神奈川県内最高峰蛭ヶ岳



相模原都市建設区画整理事業により整備された市街地（市役所周辺）

(3) 景観資源から見た特性と課題

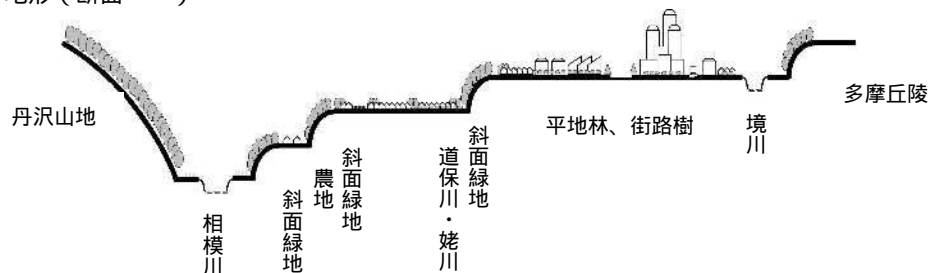
地形や水辺、みどりなどの自然的景観は、景観を分析する上で最も基本的な要素です。

また、都市の成り立ち（歴史）や住宅地、商業地、工業地などの土地利用は、景観の領域と空間の性格を特徴付けるまとまりとして捉えることができます。さらに、都市生活を支える道路、公園、公共建築物などの各種都市施設は、景観形成を図る上で重要な要素として捉えることができます。

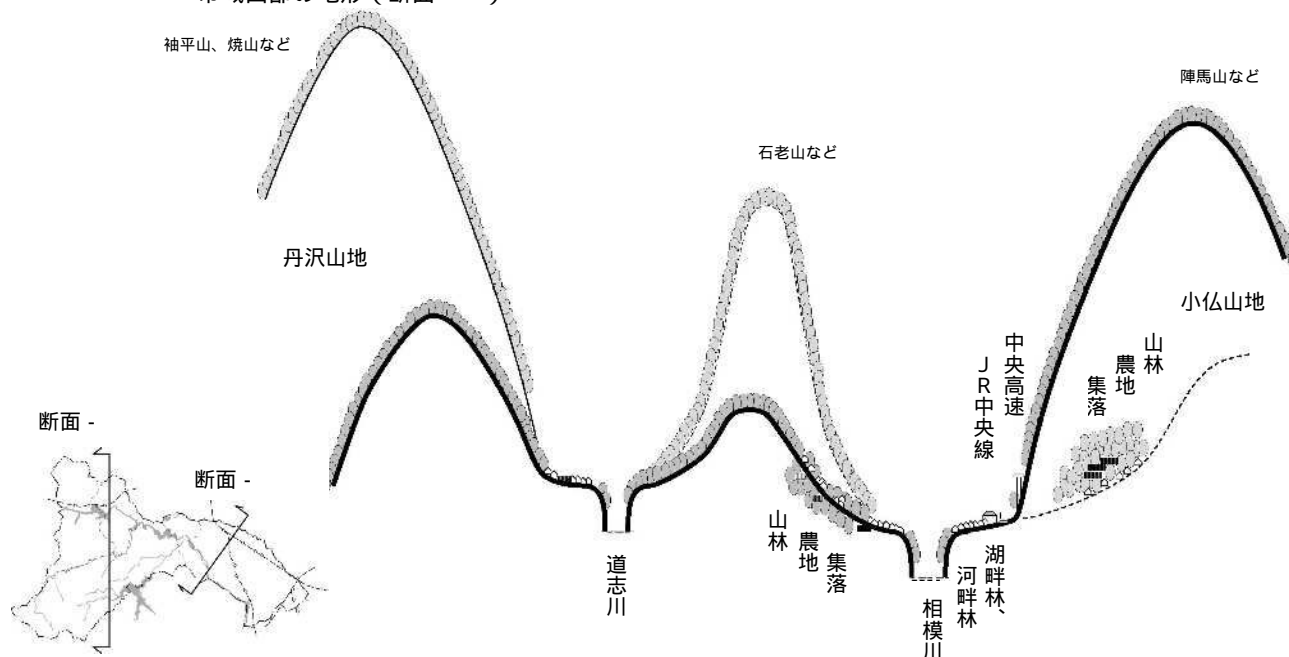
これらの視点を踏まえ、4つの景観特性で整理します。

自然的景観	○ 山や段丘などの地形、河川や湖などの水辺、樹林地や農地などのみどりの自然的景観
歴史的・文化的景観	○ 街道や宿場町のまちなみなどの歴史的資源や祭りや伝統行事などの歴史的・文化的景観
市街地景観	○ 住宅地・商業地・工業地の土地利用などにより形成された市街地景観
都市施設景観	○ 道路、公園、公共建築物などの施設整備により見られる都市施設景観

市域東部の地形（断面 - ）



市域西部の地形（断面 - ）



2. 自然的景観特性

(1) 景観特性

本市の西部は、丹沢山地や小仏山地に囲まれ、相模川流域の北部に位置します。

このようなやまなみを背景とし、相模川を始めとする大小の河川や湖などの水資源に恵まれた環境を持っています。これらによる自然的景観は次のような特性を有しています。

● 骨格的な景観を構成する山地や河岸段丘によるダイナミックな地形

本市は、西は標高約1,600mの丹沢山地、北は標高600～900mの小仏山地、東は標高90～120mの相模原台地が北半分を占め、市外の北から東側にかけて多摩丘陵が相模原台地を取り囲む、ダイナミックな地形です。

相模原台地は、その中央を大きく上位面と下位面に分け、相模原低地を含めて3段の地形で構成され、約10～20mの高低差を持つ段丘には斜面緑地が連続しており、みどりのベルトを形成しています。

また、陣馬山などの山々や斜面緑地内には、やまなみや河川などを望む眺望の場が存在しています。



小仏城山から相模湖方面



相模川と斜面緑地

● 相模川水系や湖などの潤いを創出する身近な水辺空間

相模川水系と相模湖や津久井湖などの湖は、河畔のみどりと一体となり、潤い豊かな水辺景観となっています。道保川、八瀬川などの身近な河川の一部では、散策路や広場の整備、生態系に配慮した多自然川づくりにより親水性の高い水辺空間整備が行われ、市民に親しまれています。



河畔のみどりと一体の津久井湖



親水性の高い水辺空間が整備されている道保川

● 水辺を彩る河畔林や都市部の貴重な平地林などの多彩なみどり

市域の西部では、湖面や市街地、農地などの間に広がる河畔林や山地・山林などのみどりが、美しい自然景観を見せています。

市域の東部では、斜面緑地や市街地に広がる平地林が存在し、市外の北側を多摩丘陵に囲まれ、良好な都市環境が形成されています。

また、市内の至る所で、市民参加による山林や里地里山などの身近なみどりを維持・保全するための取組が進められています。



相模湖と周辺の市街地や農地



都市部の貴重な平地林 木もれびの森

● 心のオアシスとなっている農地や田園風景

相模川や道志川周辺の平坦地や山裾などの農地は、後背の緑地や農家住宅などと一体となり、ふるさとの雰囲気を残す心のオアシスともいえる田園風景が見られます。



道志川沿いの農地



小松・城北の里山の田園風景

(2) 景観形成の課題

今後、良好な景観形成を進める上での課題は次のとおりです。

■ 地形やみどりのつながりを大切にし、身近なみどりを増やし、育む

市街地や集落に隣接する斜面緑地、河畔林、台地上の平地林、農地などは、多くの市民に親しまれている貴重な資源です。

しかし、林業の衰退に伴う森林の荒廃、宅地化の進展と後継者問題による農地の減少、耕作放棄地の増加などが進んでいます。また、鉄塔や送電線などによる風景の障害、大規模な残土処分や人工的な護岸整備、事業用太陽光発電設備などの設置による自然景観の喪失も見られます。

今後、これらの自然資源を適切に保全するとともに、身近なみどりを増やすことにより、潤いのある景観の形成を図ることが大切です。

3. 歴史的・文化的景観特性

(1) 景観特性

本市は、太古の遺跡及び遺物が出土するなど、古くから人々が住み着いていたとされ、旧街道沿いに形成された集落や宿場町、自然美と呼べる景勝地などもあります。

また、神楽や歌舞伎など、各地域の社寺で行われている伝統的な祭礼、花火大会などのイベントが本市の景観に生き生きとした彩りを添えています。これらによる歴史的・文化的景観は次のような特性を有しています。

● 相模川沿いに点在する中世・近世の史跡や景勝地

中世には、津久井城の築城や当麻の無量光寺の建立が行われました。近世に入ると旧街道沿いなどに集落が形成され、美しい風景を誇った水郷田名の集落などが栄えていました。これらの遺跡は、史跡として文化財指定されたものも多く、本市の歴史を感じることができる貴重な資源といえます。

また、自然の段丘や河川敷などは、市民のみならず県民にも景勝地として広く認知され、かながわの景勝50選に選ばれています。これらの歴史的な資源とともに、豊かな自然にふれあえる東海自然歩道や関東ふれあいの道などの散策路の整備が行われています。



当麻山無量光寺



三段の滝展望広場からの相模川下流の眺望

● 旧街道沿いに形成された集落と歴史を伝えるまちなみ・文化財

市域の西部では、甲州街道、大山道、鎌倉街道、信玄道、八王子街道、津久井街道などの旧街道沿いの台地部に多くの集落が形成され、また、相州四ヶ宿と呼ばれた小原、与瀬、関野及び吉野は、甲州街道の宿場町として発展してきました。小原宿は往時のまちなみが継承されており、本陣は現在もその姿を残しています。また、吉野宿本陣は、木造5階建てであったことで知られています。

市域の東部では、大山道や国道16号などの周辺に橋本宿、上溝宿、久所宿、当麻市場などの宿場町・市場町が発展し、現在も残る社寺林や長屋門の一部は文化財として指定されるなど、地域の景観に落ち着きや奥行きを与える貴重な資源といえます。

天然記念物である二本杉のある名倉の石楯尾神社など、市内の各地に点在する社寺は、地域のシンボルとなるようなまとまった樹林地を持っており、潤いや落ち着きを感じることのできる景観を形成しています。



甲州街道小原宿のまちなみ



東橋本の長屋門のある通り

●暮らしを彩る伝統行事や屋外アートによる個性的な生活文化

相模の大風まつり、川尻八幡宮例大祭、中野神社の祭礼、与瀬神社例大祭、藤野のまつり、上溝夏祭りなどの伝統的な例祭が継承されているとともに、橋本七夕まつり、市民桜まつり、城山もみじまつり、藤野ふる里まつりなども行われ、季節毎に景観に彩りを与えています。

また、市役所本庁舎周辺、相模湖駅周辺及び名倉周辺では屋外アートの展示が行われており、多くの市民に親しまれています。



伝統的な上溝夏祭り



名倉の「芸術の道」の屋外アート

(2) 景観形成の課題

今後、良好な景観形成を進める上での課題は次のとおりです。

■歴史的・文化的資源を守り、地域の景観づくりに役立てる

甲州街道や大山道などの旧街道と宿場町などの歴史的なまちなみ、社寺や長屋門などの歴史に培われた文化財は、地域の個性を彩る貴重な資源となっていることから、史跡、景勝地、里地里山、老朽化しつつある歴史的建造物や、地域の歴史や文化などの資源を守り、市民の心に残る景観づくりに役立てる必要があります。

4. 市街地景観特性

(1) 景観特性

本市は、近世における集落の形成を経て、江戸中期から相模野の開発が始められ、明治後期から昭和初期にかけての鉄道整備を契機として、戦前の軍関連施設の立地や相模原都市建設区画整理事業による市街地整備や工場の誘致、あるいは公的機関による住宅供給などが順次進められました。また、市域の西部では、陣馬山や相模湖といった観光地を中心に今日の市街地が形成されてきました。これらによる市街地景観は次のような特性を有しています。

● 相模原都市建設区画整理事業による特徴的な市街地形態

相模原都市建設区画整理事業により、相模原駅を中心とした放射状の道路パターンが形成されるとともに、幅員が広く豊かな街路樹のある道路整備が行われ、首都圏でも珍しい市街地形態が生まれました。

現在は、行政機能の集積やみどり豊かな低層戸建住宅地などにより、本市を代表する優れた市街地景観が形成されています。



相模原駅前のさがみ夢大通り



市役所本庁舎周辺

● 主要駅を中心としたにぎわいのある景観

橋本駅、相模原駅及び相模大野駅の周辺では、広域型の商業・業務・文化・交流などの都市機能が集積し、本市の顔と呼べるにぎわいのある景観が形成されています。また、これまで各地区の特性を踏まえたガイドラインを制定し、まちなみの魅力づくりや歩行者の安全性や快適性の向上、公共空間のデザイン調整などに取り組み、良好な景観形成を進めてきました。

東林間、淵野辺、上溝及び古淵などの各駅周辺では、地域に密着した商業施設が立地し、低中層を主体とした商業地が形成されています。



市街地再開発事業により整備された橋本駅北側



地域に密着した商業地の上溝商店街

●面的にまとまった親しみのある工業・産業地景観

工業地は、主に相模原台地上に立地し、その多くが一団のまとまりを有しています。また、一部の工業地は住宅地に隣接しており、周辺環境との調和や配慮が求められています。一団の工業地の多くでは、敷地外周部を始めとした緑化が進められ、シンプルなデザインでまとめられた施設群で構成され、親しみが感じられる景観が形成されています。

しかし、一部では、建築物などの形態や色彩が周辺環境との調和を感じることはできないものや、緑化が十分でないものもあります。また、工場の移転に伴い土地利用転換が生じ、周辺の落ち着きのある住宅地環境やまちなみに影響を与えているものも見受けられます。



大規模な工業地



外周部を緑化した工場

●市内の大半を占める低層を中心とした住宅地景観

相模原台地上には、土地区画整理事業による都市基盤の整った住宅地の整備が進み、低層を基調とした落ち着きがある住宅地景観が面的に広がっている一方で、一部の地区には、一団のまとまった景観を持った中層の集合住宅が形成されています。また、住宅地の一部では、地区計画や建築協定を活用し、良好な住宅地景観の維持・保全に取り組む地区もあります。

近年では、ＪＲ横浜線や小田急線の沿線において市街地再開発事業や民間開発により、高層の共同住宅の立地も進むなど、まちなみに変化が生じています。一方で、敷地内緑化が十分でないなど、潤いを感じることはできない住宅地も見受けられます。



土地区画整理事業により整備された住宅地



建築協定が締結されている住宅地

●幹線道路の沿道景観

国道や県道などの幹線道路の沿道では、自動車の利用を前提とした飲食店や物販店、自動車関連施設、遊戯施設などの立地が進行しています。これらは、各施設の機能やデザインが優先されており、沿道景観としてのまとまりや秩序を感じにくい状況が見られます。さらに、過剰なデザインを施した外観や液晶を利用した屋外広告物の掲出など、適切な規制・誘導が必要な区間、施設も見受けられます。



国道16号の沿道サービス施設



国道413号の沿道サービス施設

(2) 景観形成の課題

今後、良好な景観形成を進める上での課題は次のとおりです。

■地域ごとの個性を生かしたまちなみの形成を進める

本市の市街地は、相模原都市建設区画整理事業や他の基盤整備により形成された住宅地、鉄道主要駅周辺に広がる商業地、相模原台地上に面的に広がる大規模な工業地、旧街道や河川周辺に点在する集落など、個性的なまちなみが形成されています。

しかし、近年では、駅周辺や幹線道路沿道における誘目性の高い広告物の乱立、個性や特徴のないデザインや周辺のまちなみや背景となる自然要素と調和しない色彩の建築物の集積などが課題となっています。

今後は、このような課題のある景観の改善・修景を行いつつ、各地域の個性を生かしたまちなみの形成を進める必要があります。

5. 都市施設景観特性

(1) 景観特性

土地区画整理事業などに伴い整備された公園や街路樹により、本市の潤いのある市街地景観が形成されています。また、河川には丁寧にデザインされた橋りょう、明治期から津久井地域で開始された水源開発により整備された隧道や沈殿池などの土木遺産も数多く存在しています。これらによる都市施設景観は次のような特性を有しています。

●市街地景観を特徴付ける街路樹や緑道のみどり

相模原都市建設区画整理事業により整備された相模原駅周辺の市街地では、国道16号や市役所さくら通りなどに街路樹があり、みどり豊かで風格が感じられる街路景観を形成し、本市の景観を特徴付けています。その他の幹線道路や主要な生活道路には、一部の区間しか街路樹がなく、今後、道路事業などを契機とした街路樹の整備が望まれます。

河川沿いや台地上に整備されている横浜水道道緑道、相模緑道緑地、その他の散策路は、自然や歴史を身近に感じられる資源であり、多くの市民に親しまれています。



沿道に片側2列の桜とけやきの並木が整備されている市役所さくら通り



散策路として整備されている横浜水道道緑道

●地域の個性を特徴付ける大規模な公園、教育、文化・レクリエーション施設

相模原麻溝公園や横山公園などの大規模な公園は、広域的なみどりの拠点として、また、市街地内のオープンスペースとして、明るさや開放感が感じられ、周辺市街地に潤いを与える資源です。市内の大学・短期大学は、広大なキャンパスを持つなど、地域の個性的な景観を特徴付けています。

また、津久井湖や相模湖の周辺に整備された大規模な公園や相模川自然の村、青根緑の休暇村などの文化・レクリエーション施設は、多くの市民の憩いの場として親しまれているとともに、水辺に親しむ場及びやまなみへの眺望の場として活用されています。



広域的なみどりの拠点の相模原麻溝公園



市民の憩いの場として親しまれている青根緑の休暇村

●地域の景観を印象付ける土木構造物

小倉橋、三井大橋、虹の大橋、桂橋、勝瀬橋などの橋りょうは、相模川や湖周辺の景観を特徴付けるランドマークとなっており、その多くが「かながわの橋100選」に選ばれています。また、橋の上や橋詰めは、眺望の場として親しまれています。

相模ダム、道志ダム、沼本ダム、本沢ダム及び城山ダムは、その堤体が地域のシンボリックな視対象となっています。

津久井地区の青山水源地から横浜方面へと続く横浜水道道緑道の整備により隧道や沈殿施設、橋りょうなどの土木施設が整備されました。そのうち、青山沈殿池、三井用水沈殿池、城山隧道の3つの施設は、日本土木学会の「日本の近代土木遺産2800選」に選出されています。



相模川のランドマークとなっている小倉橋と新小倉橋



相模湖のシンボルとなっている相模ダム

●一団のまとまりを持つ米軍関連施設

本市には、相模原駅北側の相模総合補給廠、座間市にまたがるキャンプ座間、南台周辺の相模原住宅地区といった大規模な面積を有する米軍関連施設が存在しています。米軍関連施設は、その機能特性から周辺をコンクリートブロック塀やネットフェンスで囲うなど、閉鎖的な景観となっています。



大規模な面積を占める相模総合補給廠



基地周辺を囲うコンクリートブロック塀

●地域の景観を先導する公共建築物

設計協議や都市デザイン調整などにより、質の高い公共建築物の整備に継続的に取り組んでおり、地域の景観形成を誘導する役割を担っています。



周辺環境に配慮し高さを抑えたさがみはら
グリーンプール



斜面緑地のみどりに溶け込んでいる相模川
自然の村清流の里と相模川ビレッジ若あゆ

(2) 景観形成の課題

今後、良好な景観形成を進める上での課題は次のとおりです。

■質の高い都市施設の整備を進める

道路や公園、橋りょうなどの都市基盤施設や公共建築物は、都市生活を支える基本的な要素として地域の景観を先導する役割を担っていることから、これまで本市においては、主要な公共建築物や事業を対象としてデザイン調整を進めるとともに、良好な景観形成を進めてきました。

このような役割とデザイン調整による景観形成の取組を継承・発展させ、街路樹や公園などによる潤いや風格を持ち合わせた市街地景観の創出を進めるとともに、学校、公民館などの公共建築物や、その他の公益的な建築物のデザインの質的向上、土木遺産の保全・活用などを進める必要があります。

第2章 景観計画

1．景観計画の区域

2．良好な景観の形成に関する方針

3．建築物等の景観誘導方策及び行為の制限

4．景観形成重点地区

5．景観重要建造物・景観重要樹木・地域景観資源

6．屋外広告物の表示等に関する事項

7．景観重要公共施設

8．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

9．景観形成の推進に関する事項

1．景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

（1）景観計画の区域

市全域の一体的な景観形成を推進するため、市全域を景観計画の区域とします。

（2）景観計画の概要

景観計画では、景観形成の基本方針に基づき、景観計画の区域内において守るべきルール（行為の制限）と望ましい景観の姿（景観誘導指針）を示します。

また、地域住民等の合意形成に基づき、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区を「景観形成重点地区」として定めます。

一定規模以上の建築行為等を行う場合には、届出が必要となり、市と協議を行いながら、良好な景観づくりを行います。

2．良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

（1）将来の景観像と4つの基本目標

将来の景観像

これまで、わたしたちの生活を育んできた豊かな自然や先人達が培ってきた歴史・文化などを継承するとともに、より良い景観を創り出し、次代に引き継ぐことが、わたしたち市民の責務ともいえます。

また、本市では、山々のみどりを始めとする豊かな自然や歴史的・文化的な資源などを生かすとともに、魅力ある商業地形成や、工業地や身近な住宅地などの良好な景観の形成に継続的に取り組んでいくことが大切です。

そのために、市民、事業者及び行政が共に、様々な景観資源について「まもる」、「いかす・そだてる」、「つくる」ことにより、本市の魅力ある景観形成を進める必要があります。

これらを踏まえ、本市の地域特性やこれまでの取組を生かすとともに、豊かな自然や歴史・文化と市街地が共に栄える美しいまちづくりを進め、次のような景観像を目指します。

豊かな自然や文化と共に栄える美しいまち



4つの基本目標

目標1 - 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

本市は、大きく山地、台地に分けられ、山々や農地等のみどりが多い地域や、街道沿いの古くから発展した地域、鉄道沿線で戦後に発展した地域など、自然、歴史的・文化的経緯の異なった「平坦な台地上に中心市街地が集中しつつ、みどり豊かな環境を有する地域」と「起伏のある丹沢山地で、丹沢、陣馬山などの山々と相模川に代表される水辺を有する地域」が形成されており、こうした都市構造を生かした景観づくりを目指します。

また、丹沢山、陣馬山の山地に大きく広がる山々のみどりは、相模原台地の段丘の境界部を特徴付ける斜面緑地へとつながり、雄大な相模川、道志川及び境川とともに本市の景観を特徴付けており、こうした相模原を象徴する骨格的な景観を大切に保全・育成し、次代に引き継ぐとともに、それぞれの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、相模原らしい景観づくりを目指します。

目標2 - 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

地域の身近な水やみどりなどの資源を生かした心地良く美しい住宅地や田園・集落の景観形成を進めるとともに、産業拠点や中心市街地などでは、にぎわいや活力を感じられる魅力ある景観づくりを進めます。

また、水やみどりなどの自然環境やまちなみと調和した景観形成を図るため、建築物や工作物の色彩や屋外広告物の秩序ある景観形成を進めるとともに、歩行者空間や公共建築物、道路、公園などの公共空間の魅力向上など、人々が生活し、働き、及び憩う場としての身近な生活環境の魅力向上を図り、快適な生活環境を実感できる景観づくりを目指します。

目標3 - 心を豊かにする景観づくり

市民が地域に対してより愛着や誇りを持てるよう、歴史的な景観、祭りや伝統行事など心に残る景観の保全・育成や、地域特性を生かしたまちなみのルールづくりなど、地域の個性を生かした景観形成を進めます。

また、環境への負荷の軽減を図るため、景観や生態系などに配慮した工法や材料などの選定を進めるとともに、豊かな自然景観などに親しめる眺望の場や、誰もがいつでも安全で快適に過ごせる人にやさしい生活空間の充実など、環境や人にやさしいまちづくりを進め、人々の心を豊かにする景観づくりを目指します。

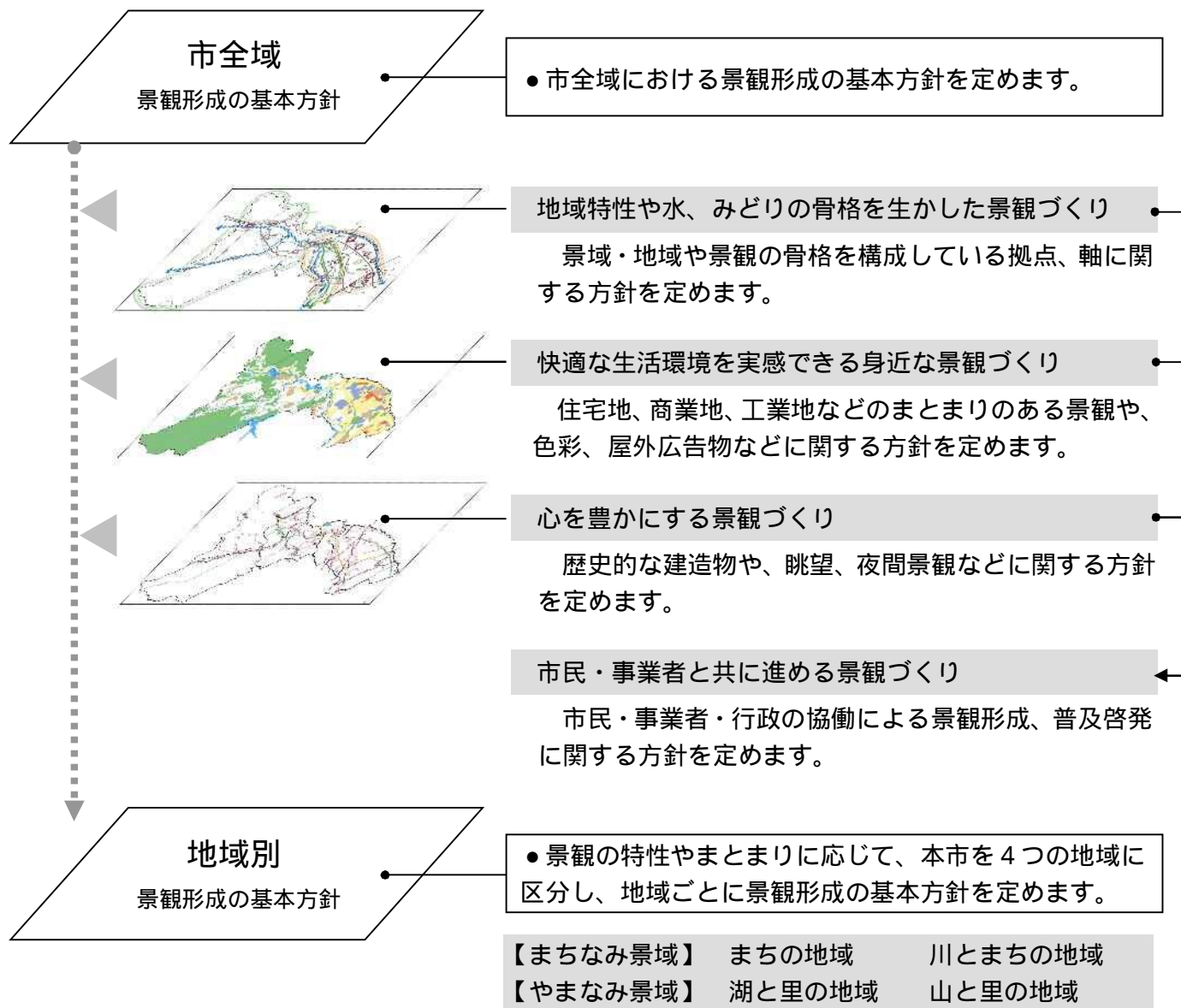
目標4 - 市民・事業者と共に進める景観づくり

魅力ある景観形成を実現するためには、市民、事業者及び行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解することが大切です。このため、行政は市民や事業者に対し、幅広い情報提供や、より開かれた議論の場や機会づくりの推進などにより景観づくりへの関心を高めるとともに、自主的な景観づくりの促進や支援などを進め、様々な場面で互いに協力し合い、共に誇れる景観づくりを目指します。

(2) 景観形成の基本方針の構成

「将来の景観像」と「4つの基本目標」を踏まえ、「市全域」と「地域別」に区分し、景観形成の基本方針を定めます。

図 景観形成の基本方針の構成



(3) 市全域における景観形成の基本方針

地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

本市の景観特性を踏まえ、景観の領域ごと（景域、地域）の方針及び水、みどり、道路、市街地などの骨格的景観を形成している「拠点」や「軸」に関する方針を定めます。

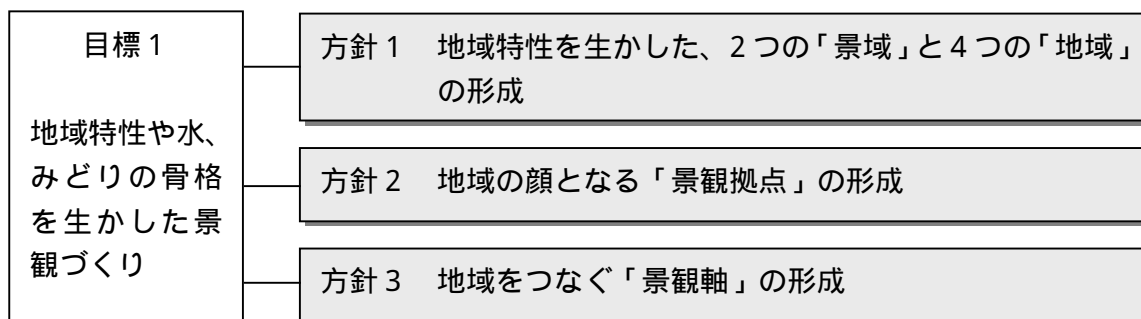


図 景域・地域、景観拠点及び景観軸の位置

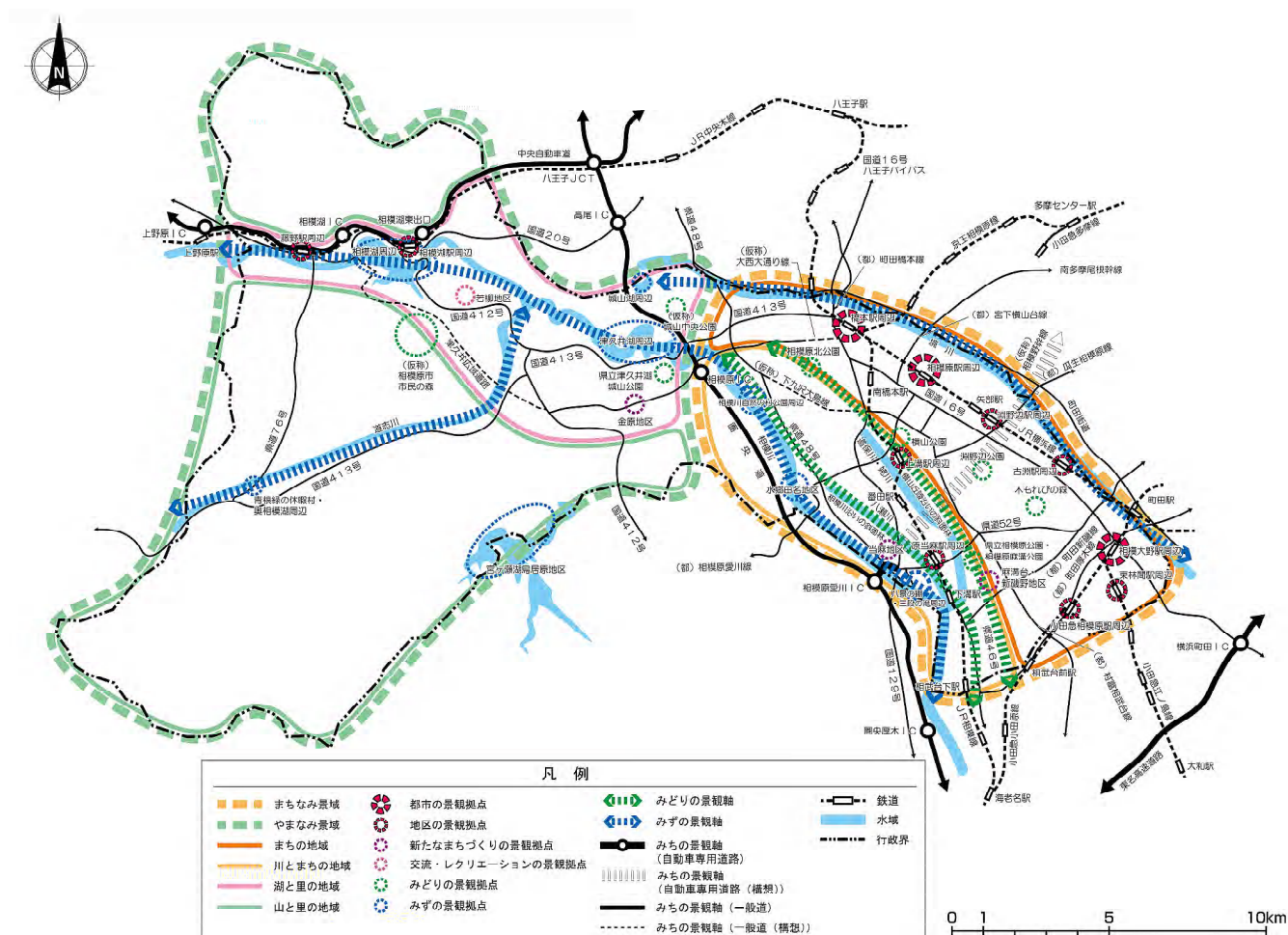


表 景域と地域

景域	地域	対象地区	
まちなみ景域	ま ち の 地 域	相模原台地の上段の市街地（横山丘陵緑地等の上段の地域及び城山地区の市街化区域）	
	川とまちの地域	城山ダムから下流の相模川・相模川沿いの低地と田園地域（横山丘陵緑地等の中段・下段の地域及び城山地区の津久井広域道路以南の市街化調整区域）	
やまなみ景域	湖と里の地域	城山ダムから上流の相模川と相模川や串川沿いの台地上の地域（城山地区の津久井広域道路以北の市街化調整区域、津久井地区、相模湖地区、藤野地区の相模川沿いの台地及び津久井地区の串川沿いの台地）	
	山と里の地域	丹沢山地、小仏山地のまとまったみどりの多い地域（津久井地区の串川以南の地域、相模湖地区と藤野地区の小仏山地の自然公園区域など、相模湖地区の石老山周辺の自然公園区域及び藤野地区の鉢岡山や名倉の保安林以南の地域）	

表 景観拠点

名 称	対 象
都 市 の 景 観 拠 点	橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺
地 区 の 景 観 拠 点	淵野辺駅周辺、上溝駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周辺、当麻駅周辺、相模湖駅周辺、藤野駅周辺
みどりの景観拠点	相模原北公園、横山公園、淵野辺公園、県立相模原公園・相模原麻溝公園、木もれびの森、（仮称）城山中央公園、県立津久井湖城山公園周辺、（仮称）相模原市市民の森
みずの景観拠点	八景の棚・三段の滝周辺、水郷田名地区、相模川自然の村公園周辺、城山湖周辺、津久井湖周辺、相模湖周辺、青根緑の休暇村・奥相模湖周辺、宮ヶ瀬湖鳥居原地区
新たなまちづくりの景観拠点	麻溝台・新磯野地区、当麻地区、金原地区
交流・レクリエーションの景観拠点	若柳地区

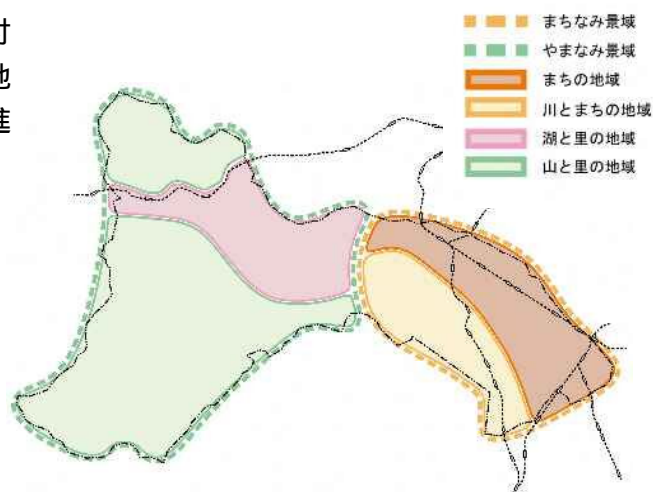
表 景観軸

名 称	対 象
みどりの景観軸	横山丘陵の斜面緑地、相模川沿いの斜面緑地
みずの景観軸	相模川、境川、道志川
みちの景観軸	国道16号、国道129号、国道20号（甲州街道）、津久井広域道路、県道52号（相模原町田）、中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、県道51号（町田厚木）、国道412号、国道413号、県道76号（山北藤野）、市役所前通り線、県道54号（相模原愛川）、県道507号（相武台相模原）・市道村富星が丘・（仮称）下九沢大島線

方針
1

地域の特性を生かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成

2つの景域と4つの地域を特徴付ける要素を大切に、都市構造や地域の個性を生かした景観づくりを進めます。



2つの「景域」

- 多様な都市機能の集積を生かした魅力ある「まちなみ景域」の形成
相模原台地上に集積する多様な都市機能を生かすとともに、全体としてのまとまりにも配慮した魅力ある「まちなみ景域」を形成します。
- 豊かな自然環境と調和した「やまなみ景域」の形成
丹沢山地や小仏山地といった急峻な山々と渓谷、湖によるダイナミックな地形を大切に、山林や河川、湖、河畔林、農地などの自然的資源や歴史的・文化的資源と調和した、潤いや落ち着きのある「やまなみ景域」を形成します。

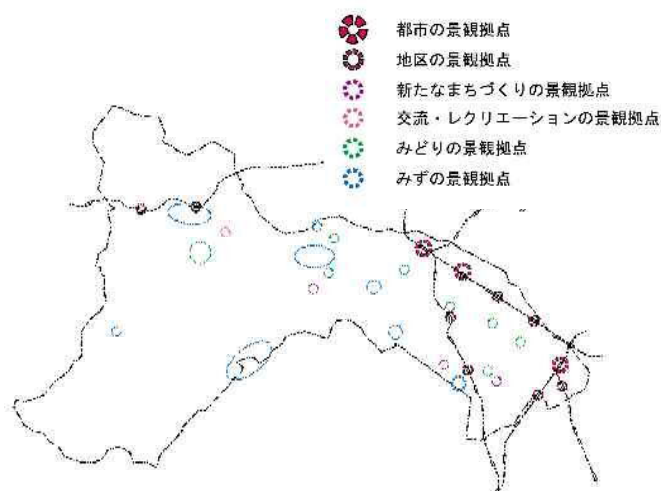
4つの地域

- にぎわいと個性あふれる「まちの地域」の形成
駅周辺の拠点地区や商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観を形成します。
- 水辺にふれあえ、豊かなみどりの映える「川とまちの地域」の形成
河川や斜面緑地、農地などの多様な自然的資源と市街地とが近接する特性を生かし、豊かな自然環境が織り込まれた、潤いのある田園景観を形成します。
- 山々のみどりや雄大な相模川を骨格とした「湖と里の地域」の形成
相模川沿いの台地上に広がる市街地や集落では、地域の歴史的・文化的資源を生かし、周辺に広がる田園や山々の豊かな自然と一体となった、潤いのある景観を形成します。
- 丹沢山地、陣馬山に代表される山々を骨格とした「山と里の地域」の形成
山林や河川、湖などによる雄大な自然景観を守り、その中に点在する農地や集落のまとまり、暮らしに根付いている歴史的・文化的資源などを大切に、落ち着きのある景観を形成します。

方針
2

地域の顔となる「景観拠点」の形成

本市を特徴付ける地域の顔として、周辺環境と一体となった景観拠点にふさわしい景観づくりを進めます。



- 活力とにぎわいのある「都市の景観拠点」の形成

広域的な交流拠点としてのこれまでの取組を生かしつつ、商業・業務施設の集積を高めるとともに、回遊性の向上を図り、都市の拠点にふさわしい活力とにぎわいを感じることのできる景観を形成します。

- 個性的で魅力ある「地区の景観拠点」の形成

地域の中心として発展してきた歴史や都市機能の集積状況に応じて、地区ごとの個性を生かし、活力や快適性を感じることのできる景観を形成します。

- 新たなまちの個性を高める「新たなまちづくりの景観拠点」の形成

拠点ごとの資源を生かし、地区としてのまとまりや周辺との調和を重視し、潤いや個性を感じることのできる新しい景観を形成します。

- みどりと文化性豊かな「みどりの景観拠点」の形成

みどりのまとまりや広大なオープンスペースを生かし、市街地に潤いやゆとりをもたらす景観を形成します。

- 自然と調和した「みずの景観拠点」の形成

本市の特徴である身近な水辺空間を生かし、拠点ごとの特性に応じて様々な方法で自然の持っている魅力とふれあうことのできる景観を形成します。

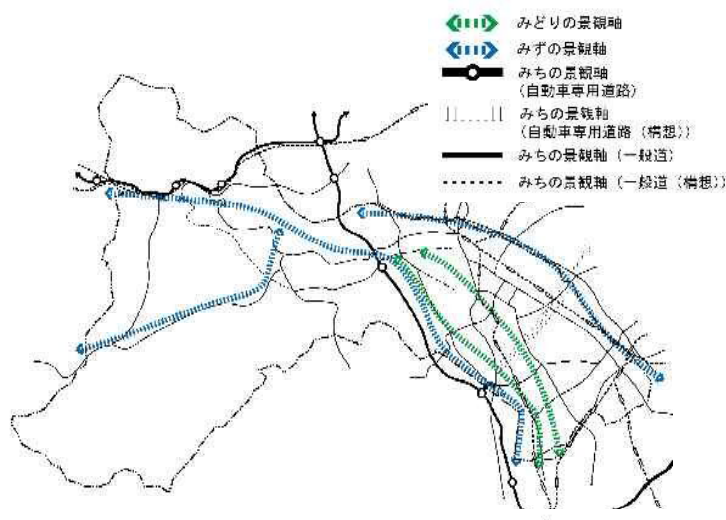
- 周辺の自然環境や観光資源を生かした「交流・レクリエーションの景観拠点」の形成

民間テーマパークの魅力を活用し、観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観を形成します。

方針
3

地域をつなぐ「景観軸」の形成

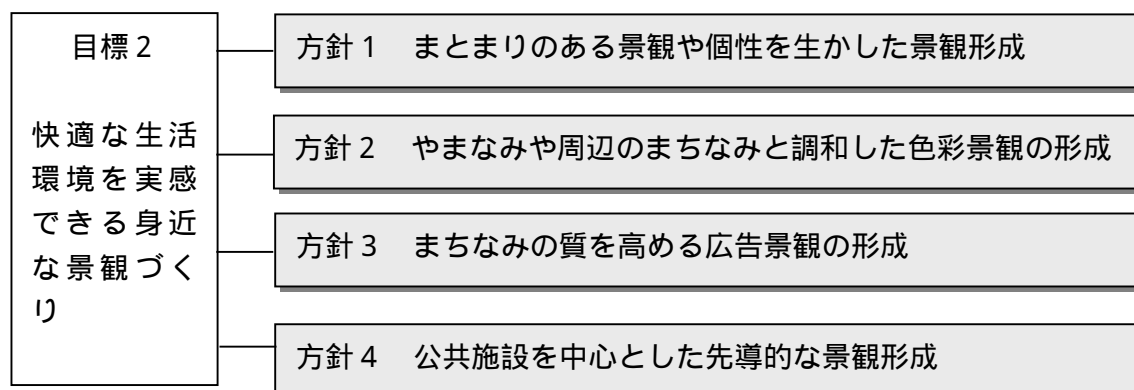
みどり、水及びまちなみの連続性を高め、景観軸にふさわしい景観形成を進めます。



- みどりのスカイラインを守り、つなげていく「みどりの景観軸」の形成
斜面緑地や農地などのみどりのまとまりを維持し、それらが連続するみどりのスカイラインを守るとともに、眺望の場や散策路の整備などにより積極的な活用を図り、潤いや親しみのある景観を育みます。
- やすらぎや親しみが感じられる「みずの景観軸」の形成
河川と河畔林などによって構成される水辺空間のつながりを守り、水辺とふれあえる場や散策路などの整備を行い、やすらぎや親しみが感じられる景観を形成します。
- 風格や個性が感じられる「みちの景観軸」の形成
歩行者の安全性や快適性を満たしつつ、各道路の役割や街路樹の整備状況、沿道の土地利用の特性などに応じ、道路と沿道の一体的な空間整備により、風格や個性が感じられるまちなみを形成します。

快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

住宅地、商業地、工業地などのまとまりのある景観形成の方針及びまちなみ景観を構成する主要要素である建築物などの色彩や屋外広告物、公共施設に関する方針を定めます。



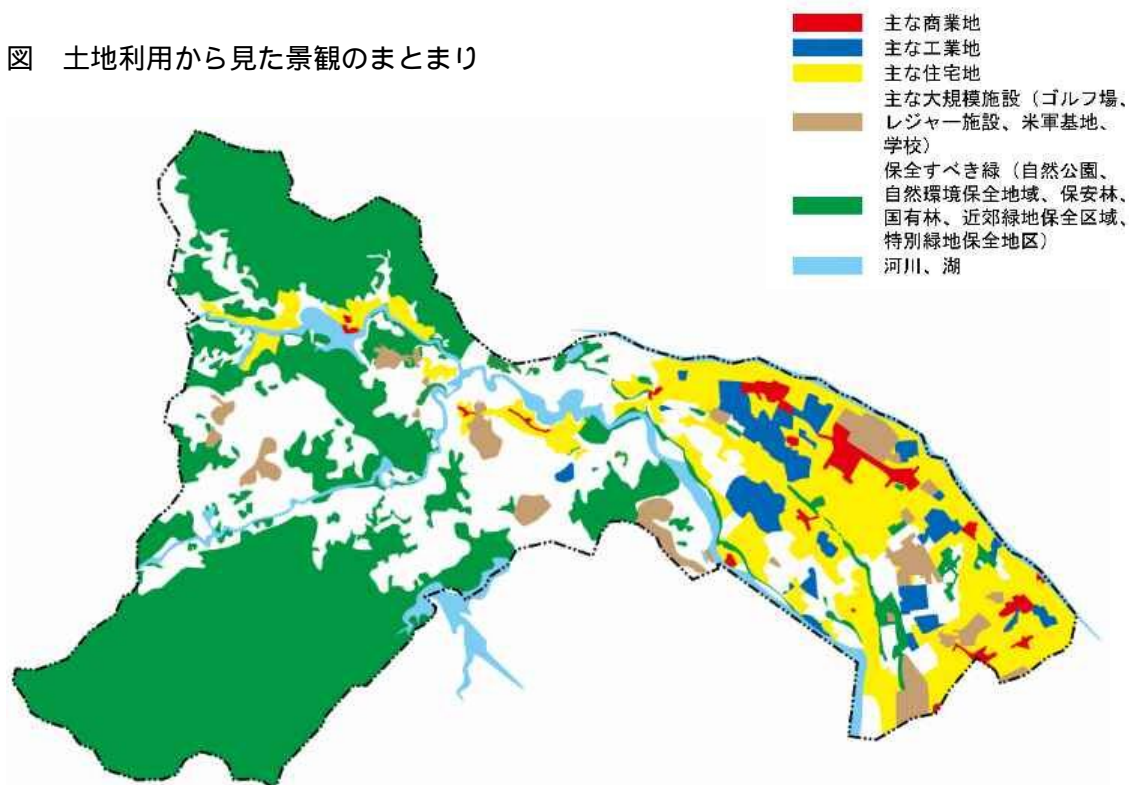
方針1	まとまりのある景観や個性を生かした景観形成
-----	-----------------------

本市の市街地や集落は、相模原台地上や旧街道沿いなどに形成されています。

面的には、低中層を基調とした住居系の市街地が広がり、鉄道駅を中心とした商業系市街地、住宅地や田園地域に隣接した大規模工場が立地しています。

今後は、それぞれのまとまりのある景観や個性を生かした景観形成を進めます。

図 土地利用から見た景観のまとまり



- 穏やかで、心地よさが感じられる田園・集落の景観形成

周辺の豊かな自然と調和し、穏やかで心地よさが感じられる田園・集落景観を形成します。そのため、田園景観の骨格である農地や里地里山、社寺林などを保全するとともに、既存集落と調和した建築物の配置や形態に誘導し、自然素材の活用や生け垣による緑化を推進します。

- みどり豊かで、落ち着きを感じられる住宅地の景観形成

基盤整備の実施状況や背景となるやまなみとの関係に応じて、地区ごとの個性を生かし、みどり豊かで落ち着きを感じられる住宅地の景観を形成します。また、一団の中層住宅地においては、低層のまちなみと調和し、みどり豊かな共有空間を持った潤いのある住宅地の景観を形成します。

- にぎわいや親しみを感じられる商業地の景観の形成

駅周辺の商業地では、商業・業務地として一体的な景観の形成を進めるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保し、秩序あるまちなみの形成を図ります。また、住宅地に隣接した商業地や商店街では、低中層を主体としたまちなみを維持し、低層部に商業施設の配置を誘導するなどによりにぎわいの創出を図りつつ、地域に密着した親しみを感じられる商業地景観を形成します。そのため、隣接する建築物相互の形態・意匠の協調を図り、まちなみと調和した屋外広告物の誘導を進めます。

- 緑化などによる親しみを感じられる工業地の景観の形成

大規模な工業地では、建築物の形態・意匠の統一、大規模な壁面の分節化などにより建築物相互の協調を図るとともに、地域の環境の向上のため、敷地外周部の緑化の促進などにより、親しみを感じられる工業地の景観を形成します。



周辺の豊かな自然と調和した集落



みどり豊かで落ち着きのある低層住宅地



にぎわいのある商業地



豊かな緑化スペースをもった工場

方針
2

やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成

色彩は、まちを印象付ける要素の1つです。本市の建築物などの色彩は、丹沢山地のやまなみ、斜面緑地や街路樹のみどりが映える暖かみのある落ち着いた色調が多くなっています。このような特性を継承しつつ、地域の個性を生かした色彩景観を形成します。

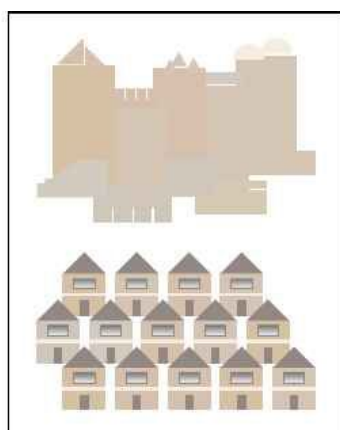
- 公共性、美観に配慮した色彩景観の形成

建築物の外観は、隣接する建築物や周辺のまちなみとのつながり、緑地や水辺などの自然環境との調和など、公共性に配慮した色彩景観を形成します。また、建築物の用途や規模にふさわしく、退色しにくく汚れにくい素材を選択するなど、美観性に配慮した色彩景観を形成します。

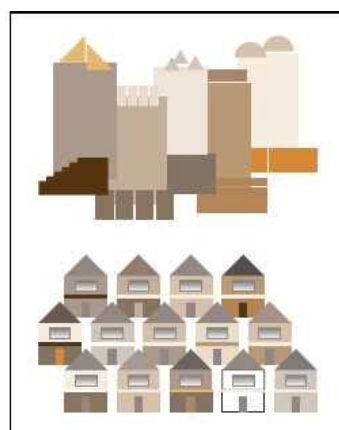
- 地域の特性や個性を生かした色彩景観の形成

住宅地や商業地、工業地などのまとまりのある景観ごとに、落ち着きや親しみ、にぎわいなどが感じられる色彩景観を形成します。また、地域のシンボルとなる景観資源の周辺では、その資源が映えるような色彩景観を形成します。

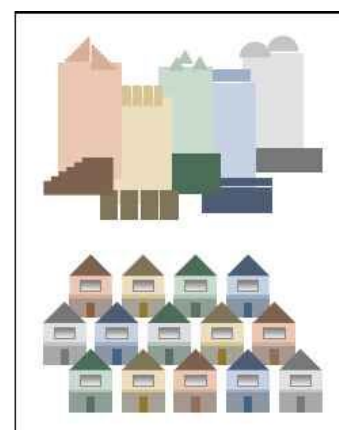
図 周辺のまちなみとの調和の例



よく似た色で揃える配色



色相（色合い）を揃える配色



トーン（色の強さ）を揃える配色

方針
3

まちなみの質を高める広告景観の形成

屋外広告物は、建築物と同様に景観を構成する主要な要素の1つであり、まちなみの魅力を高める役割を担っています。

一方、近年、駅前や幹線道路の沿道を始め住宅地でも、過剰なデザインや大規模な広告物が目立つようになっていきます。

このため、屋外広告物が景観の阻害要素とならないよう、数量、大きさや設置位置などに十分な配慮を行うとともに、商業地や幹線道路沿道及び住宅地などの景観特性にふさわしい屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力アップを図ります。

- 良質な広告景観の形成

屋外広告物を丁寧にデザインするとともに、まちなみや建築物と一体となったデザインの採用、複数の広告物の集約化などにより、良質な広告景観を形成します。

- 住宅地での落ち着いた広告景観の形成

- まちなみの特性を生かした広告景観の形成

住宅地や商業地、工業地などの景観特性にふさわしい位置や規模、色彩による広告景観を形成します。また、景観資源の周辺では、屋外広告物の位置や色彩に配慮し、それらの資源が引き立つような広告景観を形成します。

図 景観に配慮した屋外広告物の例



コーポレートカラーを全面に出した派手な配色



コーポレートカラーは1色だけにし、モノクローム配色にする

方針
4

公共施設を中心とした先導的な景観形成

公共施設は、市民の日常生活に深く関わる施設であり、長い間、多くの市民に親しまれる存在である必要があります。

このため、歩行者の安全性や快適性を満たしつつ、地域の景観を先導する施設としての整備を進めます。

- 地域の景観形成に寄与する公共建築物の整備

公共建築物は、自然環境や地域の歴史・文化などの特性に配慮した形態・意匠とするなど、地域の良好な景観形成に寄与する整備を進めます。

- 地域に親しまれ、潤いや彩りを与える道路・公園などの整備

道路は、その役割に応じた機能を満たすとともに、沿道のまちなみと一体となった整備を進め、控えめで洗練された道路景観を形成します。また、歩行者の安全性や快適性を重視した素材を活用するなど、長く親しまれる施設として整備します。併せて、橋りょうなどの土木構造物のデザイン、色彩などの誘導を図ります。

さらに、街路樹や公園のみどりは、市民との協働により適切に維持・管理を進め、四季を感じる樹種を選定するなど、地域の景観に潤いや彩りを与える整備を行います。

- 分かりやすく親しみやすい公共サインの整備

公共建築物や公園等への案内・誘導サインは、分かりやすく親しみやすいデザインとし、周辺のまちなみを阻害しない位置に配置します。特に、歩行者を対象とした公共サインは、回遊性の向上に寄与する配置及びデザインとします。



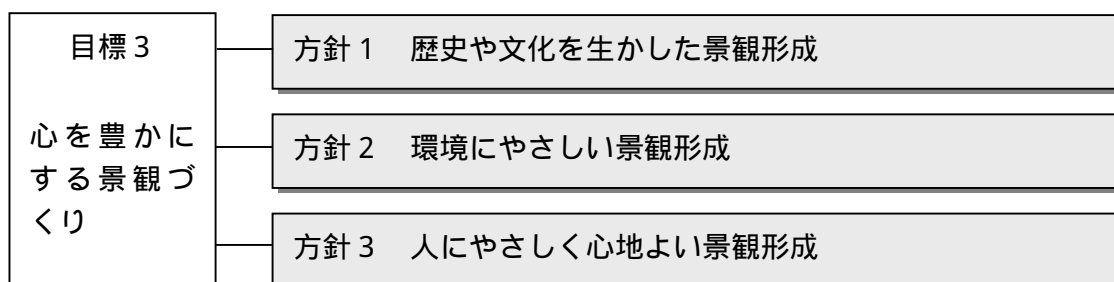
周辺の緑地に配慮しデザインされた公共建築物（相模原市立博物館）



公共施設サイン整備指針に即した案内サイン

心を豊かにする景観づくり

歴史的・文化的な資源の活用に関する方針及び人や環境に配慮した景観形成に関する方針を定めます。



方針 1	歴史や文化を生かした景観形成
---------	----------------

歴史的・文化的景観は長い年月をかけて、人々の暮らしと知恵や努力によって形成されるものであり、また、心豊かな市民生活や地域社会を通じて形成されていくものです。地域に残る歴史的な建造物などは、長らく市民に愛され、親しまれたものであり、地域のシンボルとも呼べるものです。

このため、これまで市民や地域が育んできた歴史や文化を生かすとともに、新たな生活文化として市民の心に刻まれるような景観形成を進めます。

- 心に残る景観形成

史跡や地域のシンボルとなっている歴史的な建造物や樹木の保全・活用を図るとともに、祭りや行事の継承・充実やその演出に配慮し、心に残る景観形成を進めます。

- 芸術性を演出する景観形成

地域の自然景観やまちなみと一体になった造形作品の展示などにより、芸術を身近なものに感じられる景観形成を進めます。

- 魅力的な夜間景観の演出

地域のシンボルである橋りょうなどの建造物や街路樹のライトアップ、道路などの照明の演出を工夫し、夜間における魅力的な景観形成を進めます。



地域のシンボルとなっている歴史的建造物（石井家住宅）



橋りょうのライトアップ（小倉橋）

方針
2

環境にやさしい景観形成

水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく、持続性や快適性を兼ね備えた景観形成を進めます。

- 環境に負担をかけない景観形成

リサイクル素材や生態系に配慮した素材などの利用や活用を進め、環境に負担をかけない景観形成を進めます。

- 身近な水やみどりを生かした景観形成

地域のシンボルとなっている既存樹木や小川（湧水、水路など）を保全し、生垣の設置、屋上緑化などの推進により、身近にある水や緑を生かした景観形成を進めます。



生態系に配慮した多自然川づくり



環境に配慮した屋上緑化

方針
3

人にやさしく心地よい景観形成

誰もが、心地よく景観を実感できるよう、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感などを通じて心地よさを感性で感じられる景観形成を進めます。

- 眺望の場の保全、整備による良好な景観形成

多くの市民や来訪者に親しまれている眺望の場の保全・活用や、新たな眺望の場の整備により、地域の美しい眺望景観に親しめる環境整備を進めます。

- 五感で感じる景観形成

せせらぎの音や、小鳥のさえずり、花の香り、四季を楽しむ場の保全や整備などを進め、多くの人が心地よさを感じることでできる景観形成を進めます。

- 景観に配慮したユニバーサルデザインの推進

誰もが快適に暮らせるよう、段差や勾配の少ない道路や公共建築物の整備を進めるとともに、周辺のまちなみと調和した歩行者空間の充実など、景観に配慮したユニバーサルデザインを推進します。



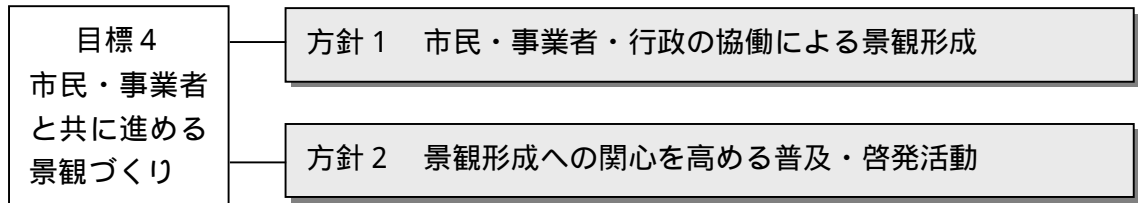
市民に親しまれている眺望の場



心地よさが感じられる河川風景

市民・事業者と共に進める景観づくり

市民、事業者及び行政の協働による景観形成の方針並びに景観に関する普及・啓発に関する方針を定めます。



方針 1	市民・事業者・行政の協働による景観形成
---------	---------------------

市民、事業者及び行政が各々の役割を認識し、協働による景観形成を推進するため、市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度などの充実を進めます。

- 協働による取組の推進
市民やまちづくり団体などとの協働による森林整備、里地里山の保全、花壇づくりなどの活動やアダプト制度による維持・管理などの取組を進めます。
- 多様な段階からの取組の支援の充実
地区住民による組織の規模や熟度にかかわらず、市民による取組に対して様々な支援を行います。
- まちづくり団体などの育成・支援
市民やまちづくり団体などの育成・支援を進めます。また、先導的な役割を担う団体などとの連携を図ります。
- 推進体制づくりの充実
事業者の地域貢献への意向を生かすことのできる体制づくりや、NPO団体などとの連携の体制づくりを進めるとともに、庁内の推進体制の充実・強化を行います。併せて、国、県、周辺市町村などとの行政間の連携を図ります。

方針
2

景観形成への関心を高める普及・啓発活動

協働による景観づくりを推進するため、市民の景観に関する意識に応じた施策の展開など、市民の景観づくりへの関心を高める取組を進めます。

- 普及・啓発活動の充実

子どもから大人まで様々な市民が、気軽に参加できるイベントの開催を推進するとともに、学習の機会を増やし、充実させます。

- 情報提供の充実

パンフレットやインターネットなど、必要に応じて適切な手段により景観形成に関わることのできるよう情報提供の機会を充実させます。

- 市民の参加機会の充実

まちづくりに関するワークショップやモニター制度の活用など、幅広く市民が景観形成に参加できる機会を充実させます。



景観の啓発を行うまちあるきイベント

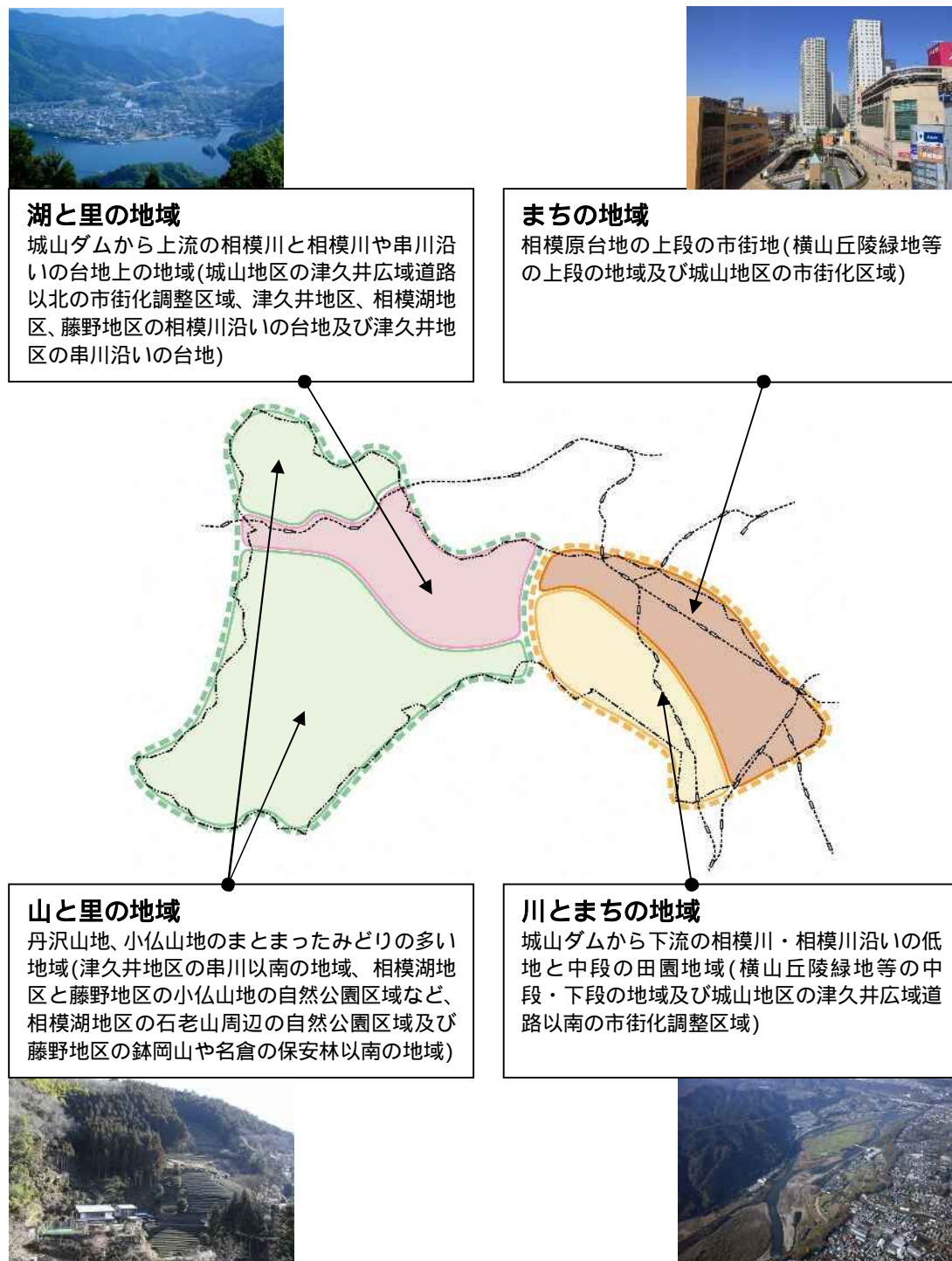


市民参加のワークショップ

(4) 地域別における景観形成の基本方針

「市全域における景観形成の基本方針」を踏まえ、「まちの地域」、「川とまちの地域」、「湖と里の地域」及び「山と里の地域」の4つの地域ごとに景観形成の基本方針を定めます。

図 4つの地域の位置



まちの地域

() 景観特性と課題

- ・地区計画や建築協定などの制度の導入により、低層住宅が主体の落ち着いたまちなみを形成している住宅地がある一方で、中高層住宅も多く存在し、周辺市街地との調和が求められています。
- ・橋本駅周辺及び相模大野駅周辺では、再開発事業などにより中高層建築物を主体とした広域的な商業地として、にぎわいのある景観が形成されています。また、相模原駅周辺の商業地から市役所周辺に至る一帯では、にぎわいや風格の感じられる景観形成が進められています。これらの周辺では、中心市街地としての魅力をより高めることが求められています。
- ・大規模な工業団地では、外構や建築物相互のデザインの統一などの工夫が見られるところもありますが、その他の工場では、みどりが少なくコンクリートブロック塀が目立つなど、周辺市街地との調和が求められています。
- ・戦前に相模原都市建設区画整理事業が行われた相模原駅周辺では、都市基盤が整備されており、街路樹などの魅力を大切にしたい景観形成が望まれています。



建築協定により落ち着いたまちなみが形成されている橋本ライフタウン



買い物客でにぎわう相模大野コリドー街



外構や施設デザインが工夫された工場



魅力ある街路樹の景観を形成している市役所さくら通り

() 地域内の拠点と軸の基本方針

ア．地域内の拠点の方針

都市の景観拠点

都市の景観拠点としての魅力を高めるため、建築物の形態・意匠や色彩誘導、広場・オープンスペースの創出や道路など一体となった壁面後退部の演出など、都市の顔としてのにぎわいやまちなみの連続性に配慮した景観形成を進めます。

特に、橋本駅周辺や相模原駅周辺では、首都圏南西部の玄関口にふさわしい新しい景観を創出します。

地区の景観拠点

周辺の住宅地との調和に配慮し、各地区の特色に応じ、建築物の形態・意匠や色彩誘導、壁面後退部の演出などにより、活力や快適性の感じられる景観形成を進めます。

新たなまちづくりの景観拠点

面的な基盤整備事業、地区計画などの活用とともに、地域の環境資源や自然環境を生かした景観の創出を図ります。

みどりの景観拠点

みどりの適正な維持管理、散策路整備やみどりのネットワークづくりなどにより、市民がみどりとふれあい、親しめる景観形成を進めます。

イ．地域内の軸の方針

みずの景観軸

境川沿いでは、親水場の場づくり、自然とふれあえる護岸整備、周辺の魅力的な資源との歩行者ネットワークの形成など、水辺をより身近に感じられる景観形成を進めます。

みちの景観軸

幅員が広く街路樹が特徴的な市役所周辺の国道16号などの道路景観の保全・活用や、無電柱化、沿道の建築物のデザインや屋外広告物の規制・誘導などにより、にぎわいや活力を維持しながら、まちなみに連続性が感じられる沿道景観の形成を進めます。

表 景観拠点と景観軸

名 称	対 象
都 市 の 景 観 拠 点	橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺
地 区 の 景 観 拠 点	淵野辺駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周辺
新たなまちづくりの景観拠点	麻溝台・新磯野地区
み ど り の 景 観 拠 点	横山公園、淵野辺公園、県立相模原公園・相模原麻溝公園、木もれびの森
み む の 景 観 軸	境川
み ち の 景 観 軸	国道16号、国道129号、県道52号（相模原町田）、県道51号（町田厚木）、国道413号、市役所前通り線、県道507号（相武台相模原）・市道村富星が丘・（仮称）下九沢大島線

川とまちの地域

() 景観特性と課題

- ・相模川沿いでは、段丘崖に連なって斜面緑地が帯状に残っています。また、雄大な相模川のほか道保川、鳩川、八瀬川などの河川や、新堀用水などの水路、湧水などがあり、市民に親しまれているこれらの自然的環境を大切にした景観形成が望まれています。
- ・大島地区などには農地が大きく広がり、当麻地区や田名地区などでは古くからの社寺や文化財が点在しています。また、連続して設置された生垣や、敷地内の大きな樹木、蔵などを有する古くからの農家がある地区も見られ、地域を特徴付けており、これらの自然や歴史的環境を生かした景観形成が望まれています。
- ・地域の中央部には田名工業団地などの大規模工場地があります。田名塩田地区の工業団地や住宅地では、土地区画整理事業による都市基盤整備の成果とみどりを生かした景観誘導を進めてきています。新たなまちづくりを行う地区でも、景観資源や自然環境を生かしたこの地域にふさわしい景観形成が望まれます。



雄大な流れが市のシンボルとなっている相模川（小倉橋付近）



身近な水辺として市民に親しまれている新堀用水



磯部地区にある国登録有形文化財中村家住宅主屋



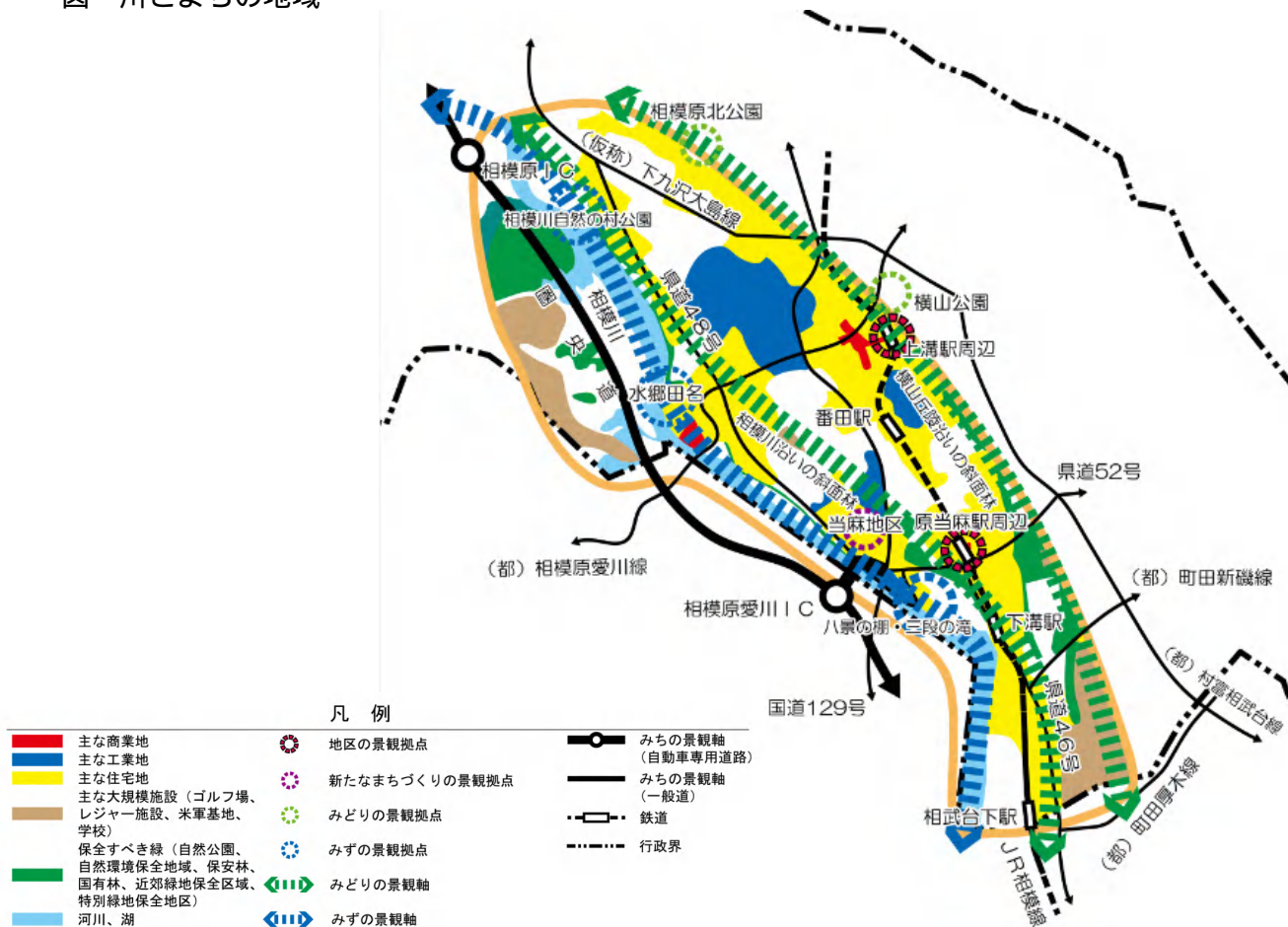
地区計画により良好な低層住宅地として基盤整備されたしおだ地区

() 地域全体の基本方針

水辺にふれあえ、豊かなみどりの映える景観形成

- 農地、斜面緑地、河川など、豊かな自然を生かした景観形成を進めます。
相模川などの河川の水辺環境を始め、周辺に広がる水田、斜面緑地などの自然環境や生態系を大切にし、これらの保全・活用を進めていくとともに、まとまりのある田園風景や段丘沿いのみどりを守り、雄大な相模川や豊かな自然環境を実感できる景観形成を進めます。
- 豊かな自然と調和し、点在する歴史的・文化的資源を生かした景観形成を進めます。
相模川や斜面緑地周辺に点在する歴史的建造物や地域のシンボルとなっている樹木、伝統的な例祭などの歴史的・文化的資源を生かすとともに、古くからの農家にある生垣等のみどりの保全や育成を行い、豊かな自然と調和した景観形成を進めます。
- 新たな景観拠点での自然環境に配慮した活力の感じられる景観形成を進めます。
新たなまちづくりが行われる地区では、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を推進するとともに、地区計画などの導入により、周辺の自然環境と調和した新たな時代にふさわしい活力の感じられる良好な景観形成を進めます。

図 川とまちの地域



() 地域内の拠点と軸の基本方針

ア．地域内の拠点の方針

地区の景観拠点

建築物の形態・意匠や色彩誘導により、快適性を感じることのできる景観形成を進めます。特に、上溝駅周辺では、古くから発展した地区の中心的商業地として、壁面後退部を演出するなど、買い回り機能を有し、活力の感じられる景観形成を進めます。

新たなまちづくりの景観拠点

面的な基盤整備事業、地区計画などの活用とともに、デザインガイドラインの策定など、地域の環境資源や自然環境を生かした景観の創出を図ります。

みどりの景観拠点

斜面緑地のみどりや眺望の場の保全、活用、周辺の田園と調和したデザイン誘導などを進め、市民がみどりとふれあい、親しむことができる景観形成を進めます。

みずの景観拠点

相模川の眺望や自然、歴史を楽しむことができ、また水辺の親水性を有する景観拠点としての整備を進めるとともに、相模の大風まつりなどの四季折々の季節の行事を生かした景観形成を進めます。

イ．地域内の軸の方針

みどりの景観軸

横山丘陵や相模川沿いの斜面緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場としての活用、散策路の充実、周辺市街地でのデザイン誘導などにより、連続したみどりのスカイラインの景観形成を進めます。

みずの景観軸

相模川沿いにある水田などの田園の景観の保全を図るとともに、歩行者や自転車のネットワークの形成などにより、水辺をより身近に感じられる景観形成を進めます。

みちの景観軸

沿道の建築物のデザインや屋外広告物の規制・誘導、沿道の緑化、無電柱化などにより、まちなみに連続性を感じることのできる景観形成を進めます。

表 景観拠点と景観軸

名 称	対 象
地 区 の 景 観 拠 点	上溝駅周辺、原当麻駅周辺
新たなまちづくりの景観拠点	当麻地区
み ど り の 景 観 拠 点	相模原北公園
み ず の 景 観 拠 点	八景の棚・三段の滝周辺、水郷田名地区、相模川自然の村公園周辺
み ど り の 景 観 軸	横山丘陵の斜面緑地、相模川沿いの斜面緑地
み ず の 景 観 軸	相模川
み ち の 景 観 軸	国道129号、津久井広域道路、県道52号（相模原町田）、首都圏中央連絡自動車道、国道413号、県道54号（相模原愛川）（仮称）下九沢大島線

湖と里の地域

() 景観特性と課題

- ・本地域を東西方向に流れる相模川とその流れをせき止めて造られた相模湖、津久井湖などの水辺空間が地域を特徴付けています。また、湖畔周辺に広がるみどりや道志川を始めとする相模川に流れ込む中小の河川及び水路など、豊かな自然が市民に親しまれており、こうした環境を大切にしたい景観形成が望まれています。
- ・国道20号、国道412号及び国道413号沿道は、比較的平坦な地形にあり、古くから発展してきた市街地が、周辺の農地や山々のみどりと一体となって広がっています。新たなまちづくりを行う地区でも、景観資源や自然環境を生かしたこの地域にふさわしい景観形成が望まれています。
- ・県立津久井湖城山公園や小原宿本陣など、古くからの城跡、建造物を始めとする文化財が点在しているとともに、芸術作品を生かしたまちづくりなどが進められています。また、古くから発展した集落や農地が広がる里地里山など、これらの歴史・文化や環境を大切にしたい景観形成が望まれています。



相模湖



相模湖と国道20号沿いの平坦地の市街地など



県指定重要文化財の歴史的建造物「小原宿本陣」



谷深く河畔林のみどりと一体となった相模川



相模川に流れ込む道志川

- 相模川の広大な風景と地域の歴史を生かした景観形成を進めます。

- 地域の歴史・文化などを生かし、個性のある景観形成を進めます。

- 新たな景観拠点では自然環境に配慮した活力の感じられる景観形成を進めます。

新たなまちづくりが行われる地区では、地域の歴史的・文化的資源や背後のやまなみを始めとした自然環境を生かすとともに、地区計画の検討などにより、新たな時代にふさわしい活力の感じられる良好な景観形成を進めます。

	主な商業地		地区の景観拠点		みちの景観軸 (自動車専用道路)
	主な工業地				みちの景観軸 (自動車専用道路 (構想))
	主な住宅地		新たなまちづくりの景観拠点		みちの景観軸 (一般道)
	主な大規模施設 (ゴルフ場、 レジャー施設、米軍基地、 学校)		交流・レクリエーションの景観拠点		みちの景観軸 (一般道)
	保全すべき緑 (自然公園、 自然環境保全地域、保安林、 国有林、近郊緑地保全区域、 特別緑地保全地区)		みどりの景観拠点		みちの景観軸 (一般道)
	河川、湖		みずの景観拠点		鉄道
			みずの景観軸		行政界

() 地域内の拠点と軸の基本方針

ア．地域内の拠点の方針

地区の景観拠点

相模湖駅周辺及び藤野駅周辺や国道20号沿道には、古くから発展した商業地が形成されており、地区の拠点ややまなみへの玄関口としての特性を生かし、周辺の自然景観に配慮した景観形成を進めます。

新たなまちづくりの景観拠点

面的な基盤整備事業、地区計画などの活用とともに、デザインガイドラインの策定など、地域の環境や自然環境を生かした景観の創出を図ります。

交流・レクリエーションの景観拠点

民間テーマパークの魅力を活用し、観光交流を牽引する拠点を形成するとともに、周辺の自然環境や観光資源を生かし、にぎわいのある景観を形成します。

みどりの景観拠点

県立津久井湖城山公園周辺では、城山の山頂及び周辺の苑地からの眺望地点の保全や、みどりの保全・活用の推進を図るとともに、津久井湖などの周辺の拠点相互を結ぶネットワークの形成など、より市民に親しまれる景観形成を進めます。

(仮称)相模原市市民の森では、みどりを保全するとともに市民に親しまれる景観を形成します。

みずの景観拠点

城山湖では、その水辺や相模原方面への眺望などを楽しめる環境の保全及び育成を図ります。また、相模湖及び津久井湖では、豊かな河川景観と調和し、湖を演出する景観拠点の形成を進め、隣接する拠点と連携した景観形成を進めます。

イ．地域内の軸の方針

みずの景観軸

城山ダム上流の谷深くみどり豊かな相模川と山あいを流れる道志川では、河岸の自然的な景観の保全・再生を進めるとともに、橋りょうを生かした眺望の場や、親水の場の活用を図るなど、水辺をより身近に感じられる景観形成を進めます。

みちの景観軸

国道などの主要な道路では、道路構造物や法面などの周辺との調和や、屋外広告物の規制・誘導などにより、道路景観の魅力向上を図るとともに、沿道の土地利用、道路の性格や幅員などに応じた沿道景観の形成を進めます。

表 景観拠点と景観軸

名 称	対 象
地 区 の 景 観 拠 点	相模湖駅周辺、藤野駅周辺
新 た な ま ち づ く り の 景 観 拠 点	金原地区
交 流 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ンの 景 観 拠 点	若柳地区
み ど り の 景 観 拠 点	(仮称)城山中央公園、県立津久井湖城山公園周辺、(仮称)相模原市市民の森
み ず の 景 観 拠 点	城山湖周辺、津久井湖周辺、相模湖周辺
み ず の 景 観 軸	相模川、道志川
み ち の 景 観 軸	国道20号(甲州街道)、津久井広域道路、中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道412号、国道413号、県道76号(山北藤野)

山と里の地域

() 景観特性と課題

- ・丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖公園の自然公園区域を中心に、地形的には比較的急峻な山々が連なり、本市の自然景観を象徴する山林地域が広がっています。こうした自然地形を生かした眺望を守り、四季の変化を感じられるやまなみを維持していく必要があります。
- ・県道76号などの主要な道路沿道に、古くから発展した集落があります。集落の周辺には、社寺や農家住宅などの歴史的建造物が点在しているとともに、周辺の山々に拓かれた農地や山林のみどりと一体となった景観を形成しており、その保全及び歴史・文化を生かした景観づくりが望まれます。



丹沢大山国定公園内神奈川県最高峰
蛭ヶ岳



陣馬山周辺の比較的急峻な山々



山あいを流れる道志川と国道413号
沿いの集落



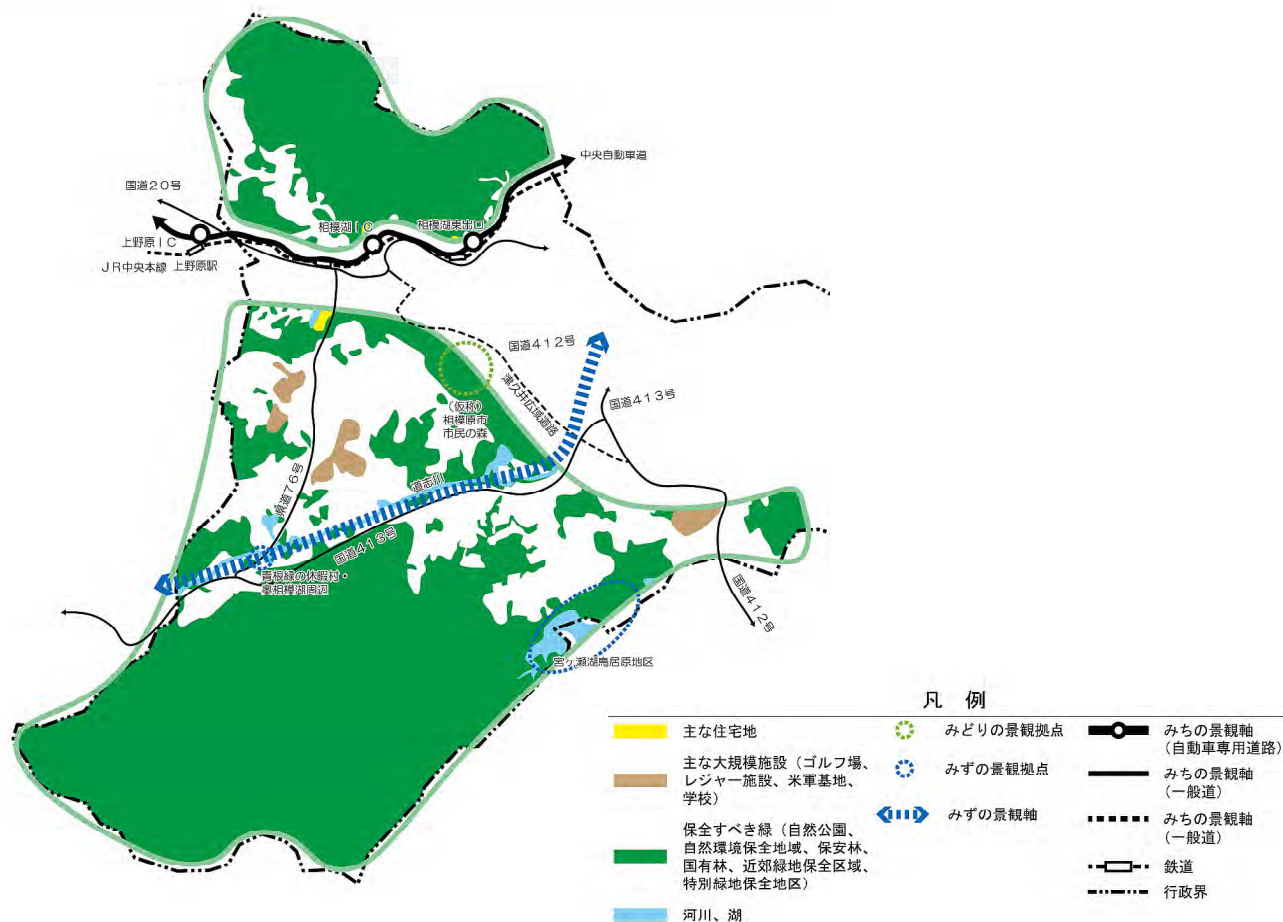
和田地区の茶畑と集落

() 地域全体の基本方針

丹沢山地、陣馬山に代表される山々を骨格とした景観形成

- 山々への眺望を生かした景観形成を進めます。
散策路や山頂の眺望の場の保全・活用などを進め、豊かな自然を感じられる景観形成を進めます。また、穏やかで豊かな自然環境を保全・育成し、山々への眺望を生かした景観形成を進めます。
- 山々などのみどりと集落が調和した景観形成を進めます。
丹沢山地、陣馬山などの山々のみどり、中小河川沿いなどに点在する集落、そしてその集落の周辺に点在する田畑が一体となった豊かな自然景観を生かした景観形成を進めます。
- 歴史、文化及び芸術を生かし、地域の個性を高める景観形成を進めます。
地域に点在する歴史的な社寺、農家住宅、蔵などを始め、芸術や農業活動などに関連した施設の保全及び活用を進め、地域の個性をより感じられる景観形成を進めます。

図 山と里の地域



() 地域内の拠点と軸の基本方針

ア．地域内の拠点の方針

みどりの景観拠点

(仮称)相模原市市民の森では、みどりを保全するとともに市民に親しまれる景観を形成します。

みずの景観拠点

青根緑の休暇村・奥相模湖周辺では、山あいの清流と周辺の四季の彩り豊かな景観を保全するとともに、周辺のみどりと一体となったデザイン誘導など、水辺に親しめるレクリエーションの場にふさわしい景観形成を進めます。

宮ヶ瀬湖鳥居原地区は、四季折々の景色や宮ヶ瀬「虹の大橋」が一望できるなど湖随一の眺望の場であり、この美しい自然環境を次代へ引き継ぐため、保全に努め、やまなみや湖の美しさを演出する景観形成を進めます。

イ．地域内の軸の方針

みずの景観軸

山あいを流れる道志川では、河岸の自然的な景観及び河川沿いの親水の場の保全再生を進めるとともに、河川沿いの山のみどりの保全に努め、豊かな水辺空間を感じられる景観形成を進めます。

みちの景観軸

国道413号及び県道76号(山北藤野)では、みどりと調和した沿道の法面の活用や視界が開ける場所での眺望の場の整備、分かりやすい車両系の誘導サインの設置など、山辺のみどりと調和した景観形成を進めます。

表 景観拠点と景観軸

名 称	対 象
みどりの景観拠点	(仮称)相模原市市民の森
みずの景観拠点	青根緑の休暇村・奥相模湖周辺、宮ヶ瀬湖鳥居原地区
みずの景観軸	道志川
みちの景観軸	国道413号、県道76号(山北藤野)

3．建築物等の景観誘導方策及び行為の制限（法第8条第2項第2号）

（1）景観形成に関する基本的な考え方

「良好な景観の形成に関する方針」を計画に反映させるためには、計画段階において具体的に配慮すべき事項として整理する必要があります。

そのため、景観形成に当たって大切となる「周辺との関係における景観形成の考え方」及び「建築物等の要素ごとにおける景観形成の考え方」について整理します。

周辺との関係における景観形成の考え方

○地域の特性を生かし、周辺との調和を図る。

建築物等は単体で存在しますが、周辺のまちなみや後背のやまなみ等と一体的に認識されることから、建築物等の外観や形態・意匠は、これらと調和したものとします。

○景観資源を生かした施設計画とする。

丹沢山や陣馬山に代表される山々、雄大な相模川、道志川の清流や緑豊かな河岸段丘などは、本市を象徴する自然景観であり、湖や河川などの水辺、やまなみへの眺望は多くの市民に親しまれています。

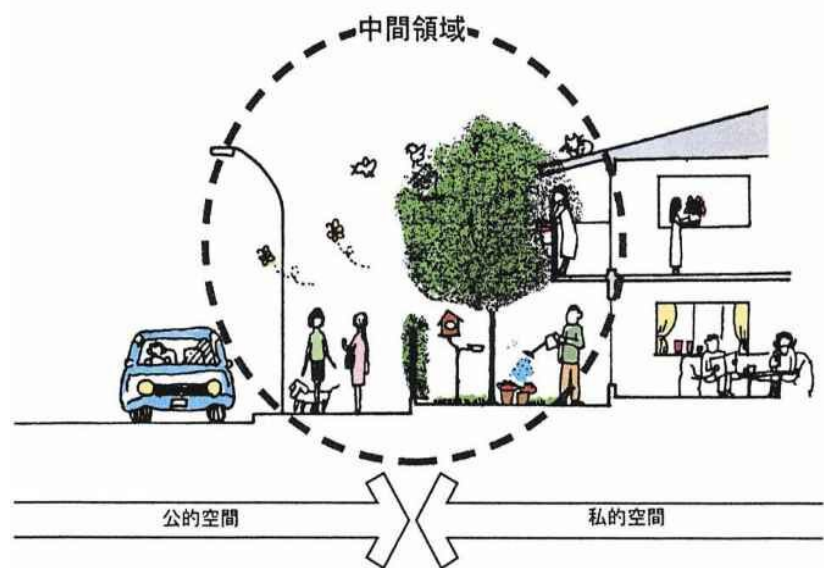
また、市街地や集落地では、史跡や地域のシンボルとなっている歴史的な建造物や樹木が点在し、地域の個性を彩っているため、これらの景観資源を生かした施設計画とします。

○魅力的な「中間領域」を形成する。

まちなみを構成している都市空間は、道路や公園、河川などの公的空間と、建築物や門、広告物、樹木などで構成される私的空間に区分できます。

都市空間全体にわたり魅力ある景観形成を実現するためには、公的空間と私的空間のそれぞれの質を高めるとともに、これらが接する部分を魅力ある空間として整備していくことが大切です。

このため、公的空間と私的空間が接する部分を「中間領域」とし、市民と行政が協働して魅力的なまちなみの景観形成を進めます。



建築物等の要素ごとにおける景観形成の考え方

- 敷地全体にまとまりが感じられるデザインとする。

敷地全体として、建築物と外構、緑化空間、屋外広告物などの各要素をバランスよくデザインします。

- 豊かな緑地空間を創出する。

緑地は、人々に潤いややすらぎを与えるとともに、人工的で無機質な印象を和らげる効果を持つことから、地域に適した樹種を活用し、豊かな緑地空間を創出します。

- 景観を阻害する要素を修景し、景観上の影響を少なくする。

建築物に附属する施設や設備類は、景観に与える影響を軽減させるため修景を行うとともに過剰なデザインは避けるなど、永く親しめるデザインとなるよう工夫します。

- 本市の特徴である暖かみのある落ち着いた色彩を用いる。

本市の建築物等は、ほとんどが暖かみのある暖色系の色味と穏やかで自然な色調で構成されていることから、これらの色彩を継承していくことを基本とします。

- 地域の魅力を高めるような屋外広告物とする。

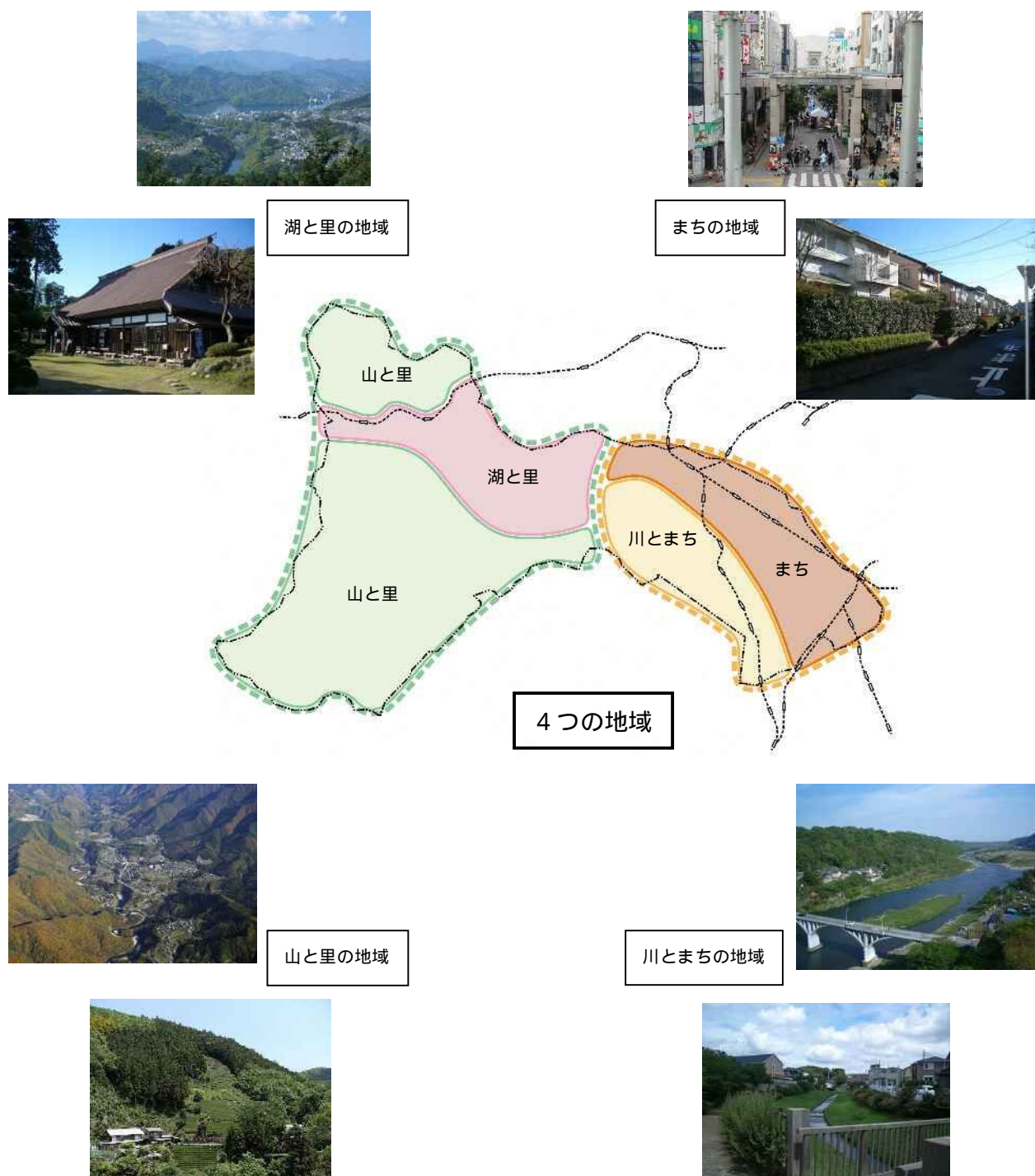
屋外広告物は、建築物と同様に景観を構成する重要な要素を占めています。

このため、秩序ある広告物の掲出とともに、都市のにぎわいや風格を演出し、地域の魅力を高める広告物となるよう工夫します。

(2) 景観誘導指針

この「景観誘導指針」は、市民、事業者及び行政が景観形成の目的や意識を共有し、「良好な景観の形成に関する方針」を具体的な建築行為等の計画に反映するための指針として定めています。

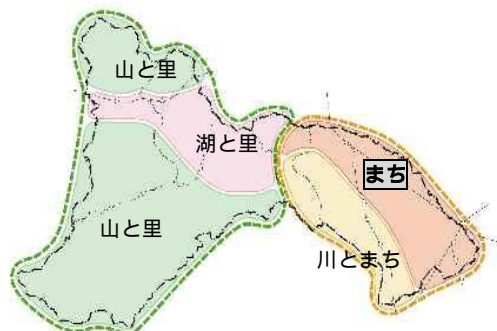
また、この指針は、本市の地域特性を踏まえ、「まちの地域」、「川とまちの地域」、「湖と里の地域」及び「山と里の地域」の4つの地域ごとに、望ましい景観形成の基準を示しています。



まちの地域：にぎわいと個性あふれる景観形成を進める。

< 景観形成の方針 >

商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や都市基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観形成を目指します。



< 景観誘導指針 >

() 共通誘導指針：地域特性を踏まえた景観誘導指針

- ☐ 住宅地では、落ち着いたまちなみ景観とする。
- ☐ 商業地では、にぎわいを演出するまちなみ景観とする。
- ☐ 工業地では、周辺の環境に配慮し、市民に親しまれるまちなみ景観とする。
- ☐ 境川や国道16号沿道等の街路樹及び公園等の貴重な水・みどりと調和した景観とする。

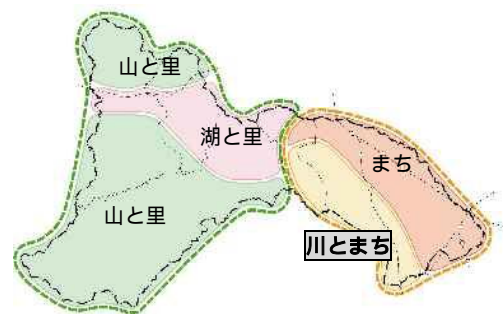
() 個別指針：建築物の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	☐ 商業地では、壁面後退するなど、歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。
形態・意匠	☐ 商業地では、まちなみが持つスカイラインの連続性に配慮する。また、低層部の設えや開口部を工夫するなど、店先の個性の演出に配慮する。 ☐ 工場、倉庫等の大規模な壁面は、単調とならないよう形状を工夫する。 ☐ 中高層の共同住宅等では、壁面の分節化やバルコニーの形状を工夫し、単調なファサードとならないよう配慮する。 ☐ 屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。又は、ルーバー等で覆うなど景観を損なわないよう配慮する。
色 彩	☐ 住宅地では、派手な色彩を避け、暖かく落ち着いた暖色系色相の低・中彩度色を基本とするとともに、周辺との調和に配慮する。 ☐ 商業地では、まちなみの連続性に配慮し、低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とするとともに、隣接する建築物等と極端な差が出ないように配慮する。 ☐ 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度色を基本とする。 ☐ 橋本駅、相模原駅及び相模大野駅の周辺にあっては、別途ガイドラインに示す各地区の色彩を基本とする。 ☐ 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 ☐ アクセントカラーを使用する場合は、形態や周辺環境に配慮し、できるだけ低層部に集約する。 ☐ フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。
緑 化	☐ 住宅地や工業地の道路境界部では、生垣等による緑化など身近なみどりの演出を図る。 ☐ 大規模な工場等では、中・高木による緑化を推進するとともに、エントランス周辺には、シンボルとなる樹木や花の演出に努める。 ☐ 商業地などで緑化する土地がない場合は、屋上緑化等に努める。
その他	☐ 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、緑化等による修景に努める。 ☐ 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣を基本とする。 ☐ 商業地を除き、過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。

川とまちの地域：水辺にふれあえ、豊かなみどりの映える景観形成を進める。

< 景観形成の方針 >

河川や斜面緑地、農地などの多様な自然的景観資源と市街地が近接する地域特性を生かし、豊かな自然環境が織り込まれた、潤いのある田園景観を目指します。



< 景観誘導指針 >

() 共通誘導指針：地域特性を踏まえた景観誘導指針

- 低層の住宅地では、屋根の形状や素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと水に調和したまちなみ景観とする。
- 工業地では、周辺の住宅地に配慮し、緑地帯の設置や明るく親しみの持てる景観とする。
- 斜面緑地や相模川沿いからの眺望を大切にしたいまちなみ景観とする。
- 斜面緑地周辺では、斜面緑地のみどりのスカイラインを分断しないよう配慮する。
- 相模川沿いに点在する歴史的資源である勝坂遺跡、田名向原遺跡や無量光寺等や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。
- 新たな景観拠点では、都市基盤の整備に併せ、地区計画等の活用など、周辺の自然環境と調和した景観の創出に努める。

() 個別指針：建築物の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	□ 工業地では、壁面後退するなど、緩衝帯の創出に努める。 □ 眺望の場からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。
形態・意匠	□ 住宅地では、勾配屋根のまちなみの連続性に配慮する。 □ 工場、倉庫等の大規模な屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避ける。 □ 高層建築物は、眺望の場からの見え方に配慮したシルエットとするよう努める。 □ 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や素材の活用を努める。 □ 建築設備等は、できるだけ屋上へ設置しないよう努める。なお、屋上に設置する場合は、建築物と一体的なデザインとする。又はルーバー等で覆うなど景観を損なわないように配慮する。
色 彩	□ 住宅地の外壁は、暖かく落ち着いた暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 住宅地の屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相又は無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。 □ 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度の色彩を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 商業地では、周囲の自然や眺望景観から突出しないよう低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とし、樹林地の周辺などでは、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 □ アクセントカラーの使用は必要最小限とし、やむを得ず用いる場合は低層部に集約する。 □ フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相

	の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。
緑 化	☐ 住宅地では、積極的に生垣等の緑化に努める。 ☐ 大規模な工場等では、中・高木による緑化を推進するとともに、エントランス周辺には、シンボルとなる樹木や花の演出に努める。
その他	☐ 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、建築物と一体的なデザインとする。又は緑化等による修景に努める。 ☐ 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣を基本とする。 ☐ 過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。

湖と里の地域：山々のみどりや雄大な相模川を骨格とした景観形成を進める。

< 景観形成の方針 >

相模川沿いの台地上に広がる市街地や集落では、地域の歴史的・文化的景観資源を生かし、周辺に広がる田園や山々の豊かな自然と一体となった、潤いのある景観形成を目指します。



< 景観誘導指針 >

() 共通誘導指針：地域特性を踏まえた景観誘導指針

- 住宅地では、勾配屋根を基本とし、素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと水に調和したまちなみ景観とする。
- 相模湖周辺の観光地では、地域の活性化を図るため、自然と商業、レジャー等とが一体となった魅力ある景観形成に努める。
- 湖周辺に点在する景勝地等からの眺望に配慮した景観とする。
- 背景となるやまなみや湖と調和した景観形成に努める。
- 地域に点在する歴史的資源である津久井城址、小原宿本陣や旧吉野宿、峰の薬師や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。

() 個別指針：建築物の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	□ 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源の周辺では、景観上の影響を極力避けるよう、建築物の配置等に配慮する。 □ 景勝地等からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。
形態・意匠	□ 集落地に隣接する場合は、集落の持つスケールと著しく異なる規模及び外観とならないよう工夫する。 □ 住宅地では、金属系の素材（銅版葺は除く。）はできるだけ使用しないよう努める。 □ 屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避け、親しみの感じられる素材とする。 □ 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や自然素材の使用に努める。 □ 建築設備等は、屋上への設置を極力控える。
色 彩	□ 住宅地の外壁は、暖かく落ち着いた色のある暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 住宅地の屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相又は無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。 □ 商業地では、豊かな水やみどりを背景とした自然的な雰囲気のあるまちなみが形成されるよう低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 相模湖周辺の観光地では、自然景観に配慮しつつ、暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度の色彩を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 □ アクセントカラーの使用はできるだけ避ける。 □ フェンス等の色彩は、こげ茶、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。
緑 化	□ 住宅地では、生垣等の緑化を図る。 □ 樹種は、できる限り地域に根ざしたものを選定する。

その他	□ 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、建築物と一体的なデザインとする。又は緑化等による修景に努める。 □ 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣又は板塀を基本とする。 □ 敷地の土留め等は、石積み等の自然素材の使用に努める。 □ 過激な光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。
-----	--

山と里の地域：丹沢山地、陣馬山に代表される山々を骨格とした景観形成を進める。

< 景観形成の方針 >

丹沢山、陣馬山に代表される山々や雄大な相模川、道志川の豊かな自然景観を守り、その中に点在する農地や集落のまとまり、暮らしに根付いている歴史的・文化的景観資源を大切に、落ち着いた景観形成を目指します。



< 景観誘導指針 >

() 共通誘導指針：地域特性を踏まえた景観誘導指針

- 屋根は、勾配屋根を基本とし、素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと調和したまちなみ景観とする。
- 中小河川沿いに点在する集落のヒューマンスケールに配慮した景観とする。
- 地域に点在する景勝地や東海自然歩道等からの眺望に配慮した景観とする。
- 背景となるやまなみや集落と調和した景観形成に努める。
- 地域に点在する社寺や古民家、蔵等の歴史的資源や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。

() 個別指針：建築物の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	□ 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源の周辺では、景観上の影響を極力避けるよう、建築物の配置等に配慮する。 □ 景勝地等からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。
形態・意匠	□ 集落地に隣接する場合は、集落の持つスケールと著しく異なる規模及び外観とならないよう、ヒューマンスケールに配慮した高さや壁面の分節化に努める。 □ 住宅地では、金属系の素材（銅版葺は除く。）はできるだけ使用しないよう努める。 □ 屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避け、親しみの感じられる素材とする。 □ 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や自然素材の使用に努める。 □ 屋上へは、原則、建築設備等の設置をしない。
色 彩	□ 外壁は、暖かく落ち着いた暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 □ 屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 □ 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 □ アクセントカラーは、原則として、使用しない。 □ フェンス等の色彩は、こげ茶、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。
緑 化	□ 住宅地では、生垣等の緑化を図る。 □ 樹種は、できる限り地域に根ざしたものを選定する。
その他	□ 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、緑化等による修景を図る。 □ 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣又は板塀を基本とする。 □ 敷地の土留め等は、石積み等の自然素材の使用に努める。 □ 光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。

工作物の景観誘導

工作物の景観誘導については、4つの地域の「景観形成の方針」及び「景観誘導指針」のうち「共通誘導指針」を適用する。

個別指針：工作物の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	□歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源への影響や景勝地からの見え方に十分に配慮した配置及び形態・意匠とする。
形態・意匠	□建築物と一体的なデザインとする。 □住宅地における擁壁は、高さを抑える、勾配を持たせる、ひな壇とする、前面に植栽をするなどの工夫により、圧迫感を軽減させる。 □大規模な擁壁（見付面積100㎡以上）は、周辺に与える影響を軽減させ、中・遠景の見え方に配慮した仕上げや緑化を行う。
色 彩	□面的な広がりを持つ工作物は、暖色系色相の低・中彩度色を基本とする。 □柱状の工作物は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 □商業地を除き、アクセントカラーは使用しない。
その他	□過激な光の拡散や点滅の激しいネオン等の使用は避ける。 □航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。

堆積物等の景観誘導

堆積物等の景観誘導については、4つの地域の「景観形成の方針」及び「景観誘導指針」のうち「共通誘導指針」を適用する。

個別指針：堆積物等の要素ごとの景観誘導指針

項 目	誘 導 指 針
配 置	□道路などの公共空間から乱雑に見えないように、配置や積み方を工夫する。 □歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源への影響や景勝地からの見え方に十分に配慮した配置、規模とする。 □堆積場の出入口は、景観上目立たない位置に設置するように配慮する。
その他	□堆積物が周囲から見えないよう、堆積物の高さを抑える。 □周辺の景観を損なわないよう配慮するとともに、その周囲を適切に修景する。 □農地や緑地などの周囲にあっては、周囲を緑化するなど、周辺との調和に十分配慮する。 □盛土が完了した後は、速やかに植栽をするなど景観に配慮したものとなるよう努める。

(3) 行為の制限「景観形成基準」(法第8条第2項第2号)

この「景観形成基準」は、法第8条第2項第2号の規定に基づく、良好な景観形成を図るための行為の制限として設定した基準で、景観計画区域における届出対象行為に適用されます。
景観形成重点地区における届出対象行為及び景観形成基準は、別冊に定めます。

建築物の形態意匠の制限(景観形成重点地区を除く。)

法第16条第1項第1号の規定に基づく、建築物の建築等の届出対象行為及び景観形成基準は、次のとおりとする。

表 届出対象行為等

対象行為	項目	景観形成基準
1 建築物の新築、増築、改築又は移転で次に掲げるもの ア 建築物の高さが、12m(商業地域にあっては15m)以上のもの イ 延べ面積が1,000㎡以上のもの	屋根の色彩	建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。
	外壁の色彩	周辺と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。
	屋外の設備	高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合で道路から容易に望見できる場合は、ルーバーで覆うなど修景する。
	附属施設等	50㎡以上の駐車場(機械式駐車場を含む。) 駐輪場などで道路から容易に望見できる場合は、建築物全体や周辺と調和させ、ルーバーや植栽等で覆うなど修景する。
2 建築物の新築で敷地面積が1,000㎡以上のもの	フェンス	道路沿いのフェンスの色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。
	植栽	敷地の接する道路沿いに、生垣や中木等による緑化施設を設置し、みどり豊かな外観となるようにする。緑化施設の長さは、接する道路(道路が2以上ある場合は主要な道路とする。)の接道長の3分の1以上とする。ただし、敷地形状や周囲の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
3 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で上記1のア、イに掲げるもののうち、当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が2分の1以上のもの	屋根の色彩	建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。
	外壁の色彩	周辺と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。

備考

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格(JIS)に基づく、色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。
- 3 この表 対象行為3において、既存の建築物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

工作物の形態意匠の制限（~~景観形成重点地区を除く。~~）

法第16条第1項第2号の規定に基づく、工作物の建設等の届出対象行為及び景観形成基準は、次のとおりとする。

表 届出対象行為等

対象行為	項目	景観形成基準
1 工作物の新設、増築、改築又は移転で次に掲げるもの ア 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）で高さが12m（商業地域にあっては、15m）を超えるもの イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。）で高さが15mを超えるもの ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（広告板、広告塔を除く。）で高さが12m（商業地域にあっては、15m）を超えるもの エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもので高さが12m（商業地域にあっては、15m）を超えるもの	色彩	周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。
2 擁壁で、高さが5mを超えるものの新設、増築、改築又は移転	意匠	緑化法面又は自然石風の化粧型枠による仕上げなどとし、無機質な仕上げとならないようにする。
3 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、上記1のアからエまでに掲げるもののうち、当該工作物の外観の変更に係る部分が過半のもの	色彩	周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。

備考

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。
- 3 この表 対象行為3において、既存の工作物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

その他の行為の制限（~~景観形成重点地区を除く。~~）

法第16条第1項第4号の規定に基づき、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為及び景観形成基準は、次のとおりとする。

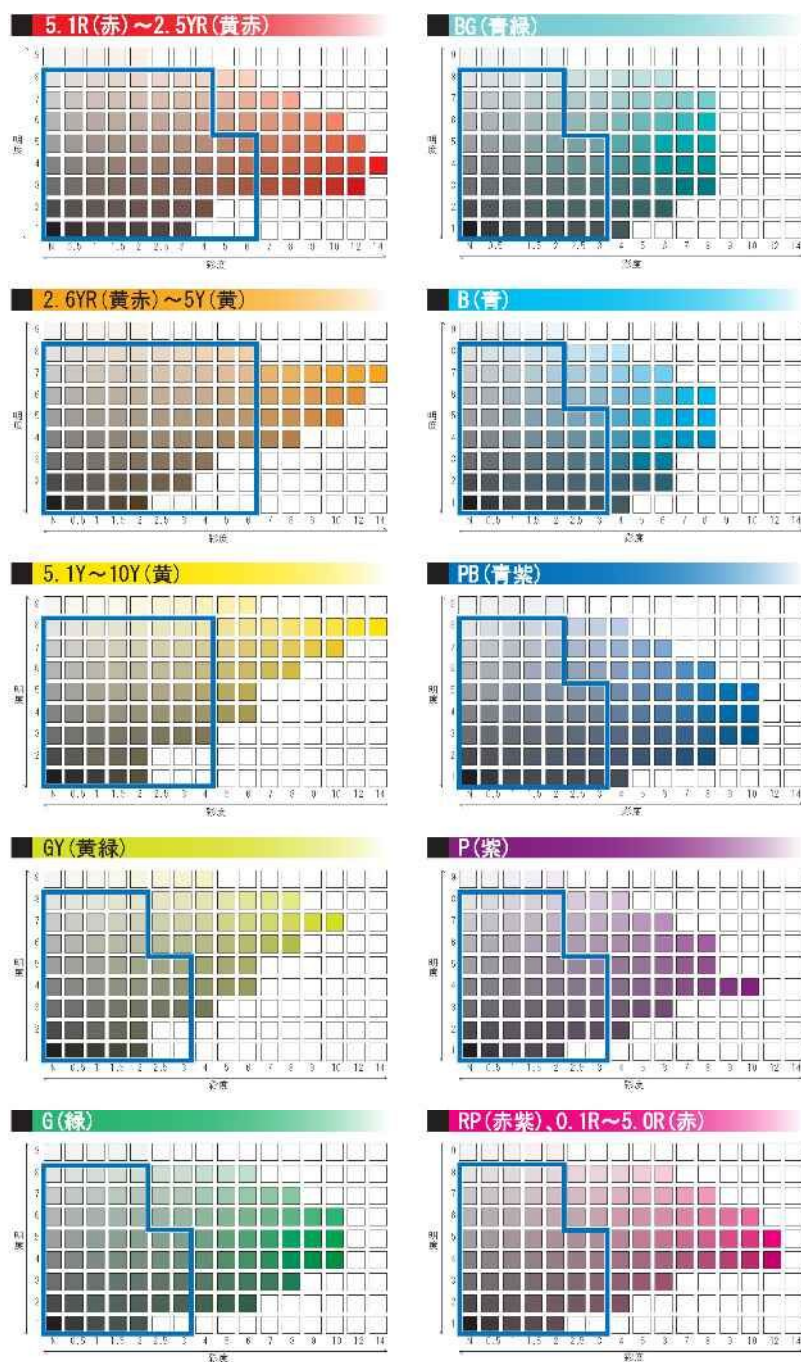
表 届出対象行為等

対象行為	項目	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積でその土地の面積が1,000㎡以上のもの。ただし、堆積の期間が60日以下の場合を除く。	堆積の方法	堆積物は整然と積み上げ、その高さは5m以下とする。ただし、法令等の許可、認可等を受け、又は届出等を行って行う土石の堆積を除く。 堆積場の出入口や堆積物の位置及び堆積方法を工夫し、主要な視点場から、堆積物が直接見えないような配置や高さとする。
	遮蔽	区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀等を設けること。

別表1 建築物の屋根の色彩の行為制限

●行為の制限							
色調	明度の区分	明度の区分	色相ごとの彩度区分				
			0.1R～5R	5.1R～2.5YR	2.6YR～5.0Y	5.1Y～10Y	GY～G～BG～B～PB～P～RP
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える

: 使用できない範囲

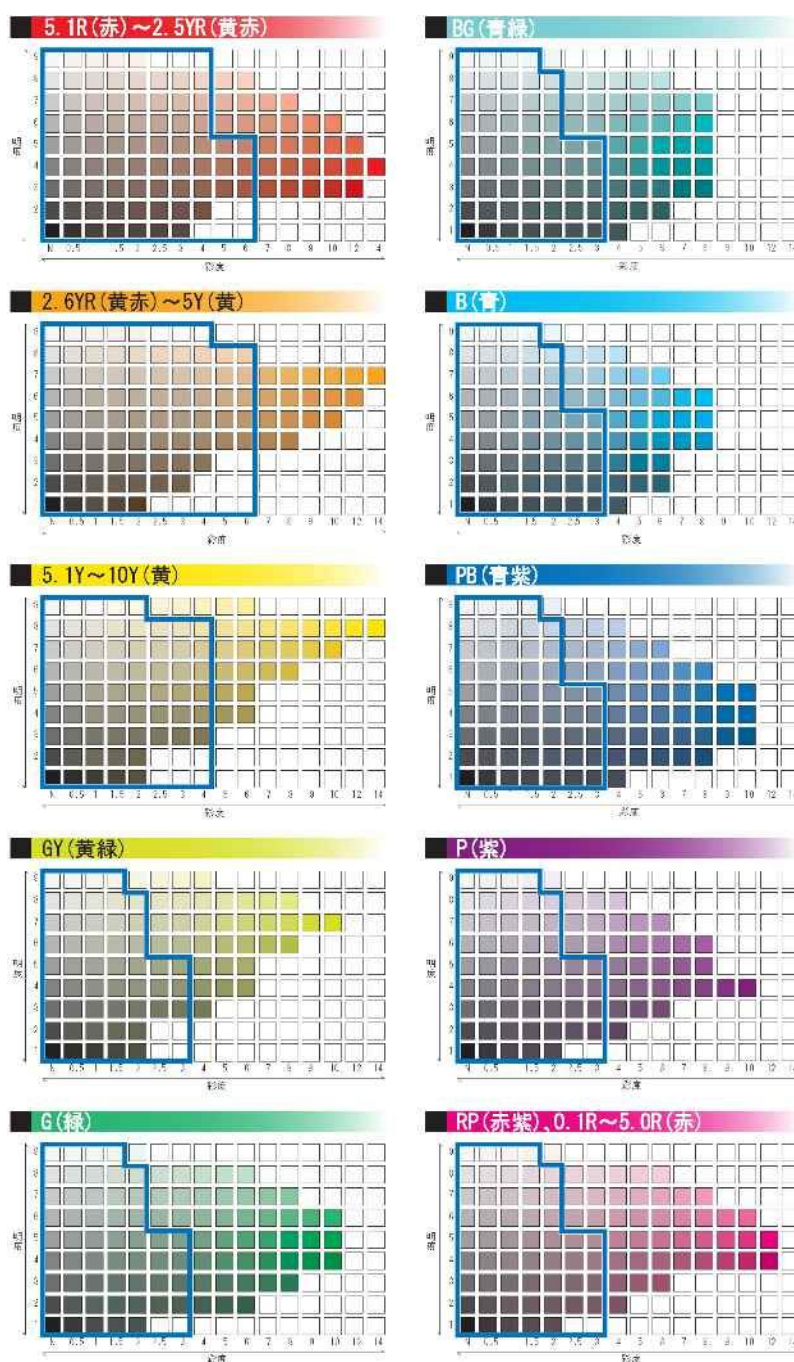


凡例

建築物の屋根の基調色として使用可能な色彩の範囲

別表2 建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限

●行為の制限							
色調	明度の区分	明度の区分	色相ごとの彩度区分				
			0.1R～5R	5.1R～2.5YR	2.6YR～5.0Y	5.1Y～10Y	GY～G～BG～B～PB～P～RP
低彩度	高明度	8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下
	低明度	5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下
中彩度	高明度	8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下
	中明度	5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下
	低明度	5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下
高彩度	高明度	8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える
	中明度	5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える
	低明度	5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える

 : 使用できない範囲


凡例

 建築物の外壁・工作物の基調色として使用可能な色彩の範囲

(4) 届出の手續の流れ

届出の基本的な考え方

景観形成に大きな影響を与える一定規模以上の建築物等は、法及び景観条例に基づき、市長に届出及び協議をする必要があります。

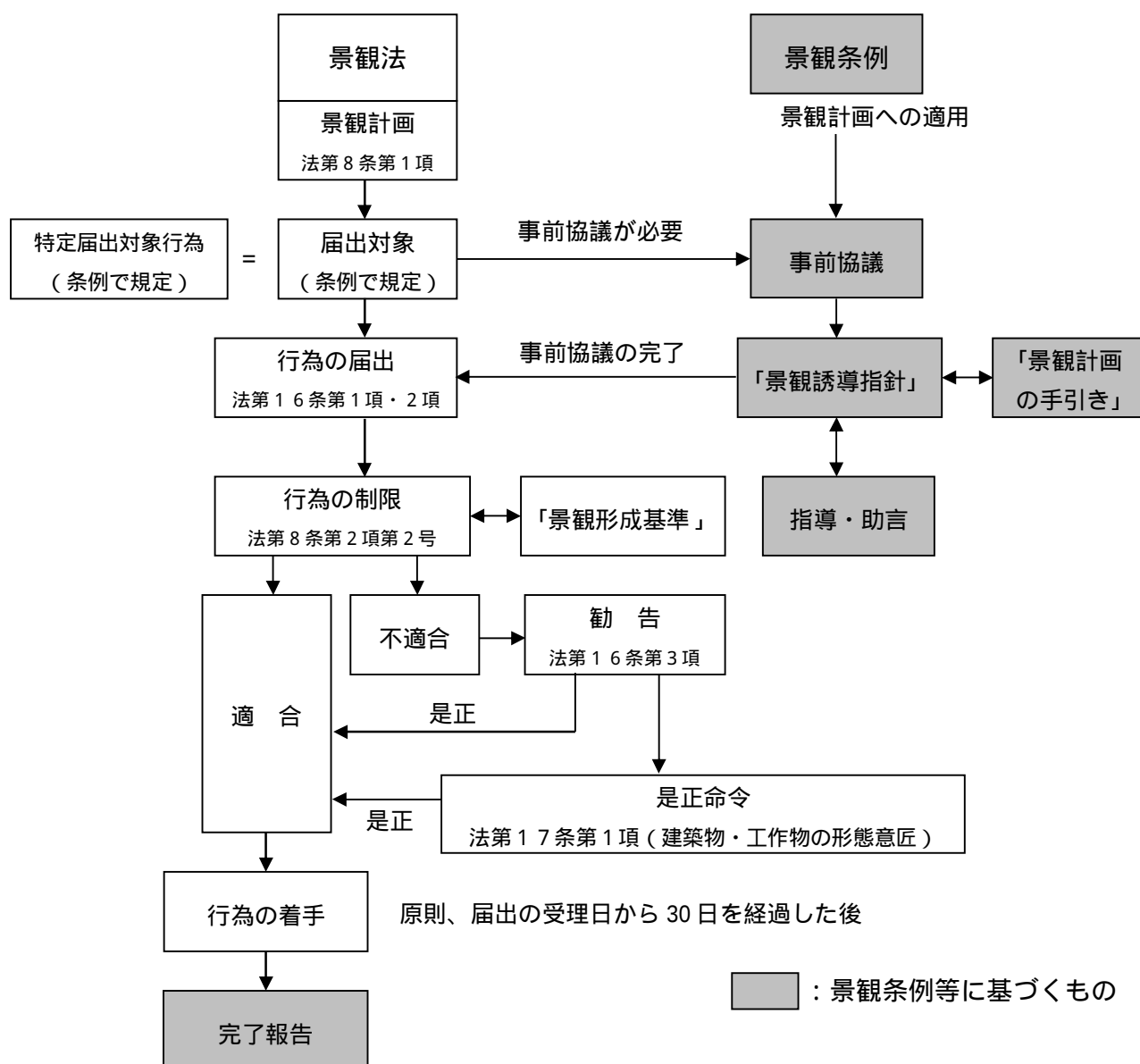
事前協議の方法

景観条例で定める行為をしようとする者は、法に基づく届出の前に「景観誘導指針」及び「景観計画の手引き」に基づき市長と事前協議を行います。

法に基づく届出等

事前協議の完了後、法に基づき市長への届出が必要です。市長は、届出の内容が「景観形成基準」に適合しているかチェックを行います。適合しない場合は、必要に応じて、勧告や変更命令の措置を行うことがあります。原則として、届出の受理日から30日を経過した後でなければ行為に着手できません。

図 届出等の流れ



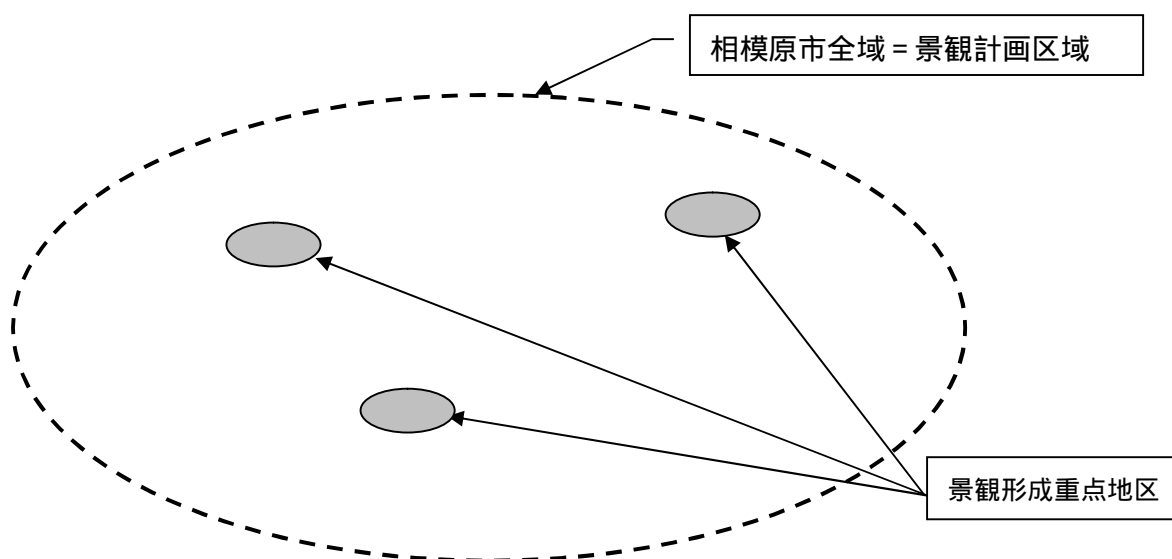
4．景観形成重点地区（景観条例第8条第1項）

（1）景観形成重点地区の考え方

景観計画区域のうち、積極的に景観形成を図る必要があると認められる地区を「景観形成重点地区」として位置付けます。

景観形成重点地区では、地区住民の合意形成を図りながら、地区独自の景観形成の目的や方針、景観形成基準などを定め、地区の個性的な景観資源を生かした、きめ細かな景観形成の取組を行っていきます。

このような取組を進めるため、市は、専門家の派遣や市民のまちづくり活動への支援等を行います。



（2）対象地区の考え方

本市を特徴付ける地域の顔となる地区、まちなみの連続性を高めるため重要である地区、市民が主体となって景観形成を進めていくために市民や事業者からの発意を行政が積極的に支援する地区など、重点的に景観づくりを行う必要がある地区を対象地区とします。

表 景観形成重点地区の対象地区

対象地区	対象地区の考え方
景観拠点や景観軸に関係する地区	本計画に位置付けた拠点や景観軸において、際立った個性や魅力あるまちなみの形成が求められる地区など、景観形成に取り組む必要がある地区
景観を保全する必要性が高い地区	貴重な自然資源等を有するなど、現有の優れた景観を保全する必要性の高い地区
市民主体の景観づくりの意欲がある地区	市民や事業者が主体となって景観づくりを行う目的意識や取組姿勢のある地区

(3) 景観形成重点地区の候補地区

前項の対象地区のうち、今後、地域の住民等の合意形成を得て、景観形成重点地区として指定しようとする候補地区は、下表のとおりです。

表 景観形成重点地区の候補地区

候補地区		抽出の考え方
都市の景観拠点	橋本駅周辺地区	本市の中心市街地であり、様々な機能が複合的に集約する都市拠点の形成を進めるとともに、デザインガイドラインにより、個性的で魅力ある景観形成を行っていく地区
	相模原駅周辺地区	
	相模大野駅周辺地区	
<u>市役所前さくら通り地区</u>		<u>市民桜まつりなどで多くの人々でにぎわう地区であり、モデル的な景観形成を進めていく地区</u>
国道16号沿道地区 (幅員40m区間・清新～富士見)		広幅員の道路を生かした魅力ある景観形成を誘導するため、ロードサイド店舗を中心に建築物の色彩や屋外広告物の規制誘導などを行っていく地区
小原宿本陣周辺地区		観光振興と併せ、小原宿本陣を中心とした歴史的なまちなみ形成を行っていく地区



様々な機能が集積する橋本駅周辺



広幅員の並木が象徴的な市役所さくら通り

(4) 景観形成重点地区で定める内容

景観形成重点地区では、特に良好な景観形成を推進するため、地区の景観特性を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準等を定めます。

景観形成重点地区で定める内容(～ は必須事項)

景観形成重点地区の名称

景観形成重点地区の区域

良好な景観の形成に関する方針

届出対象行為及び景観形成基準(行為の制限)

景観重要建造物・樹木の指定に関する方針

景観重要公共施設に関する方針

屋外広告物の掲出表示等に関する方針事項

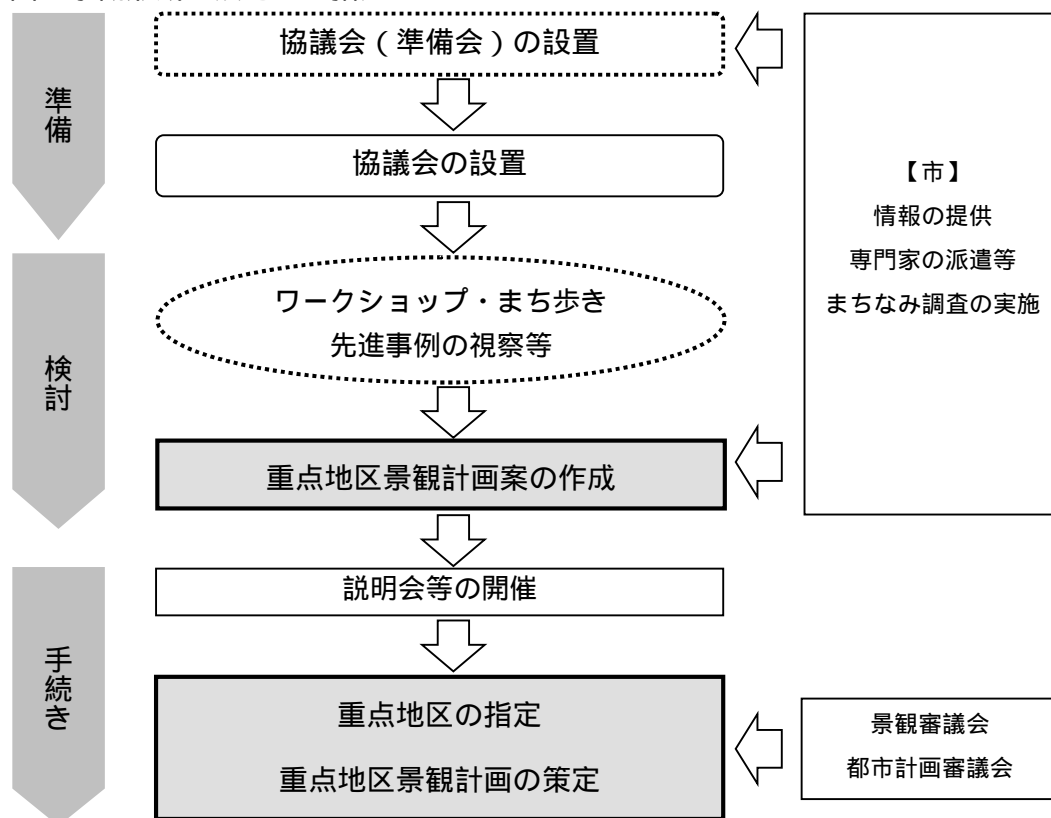
その他必要な方針

(5) 景観形成重点地区指定の進め方

景観形成重点地区は、次図に示す手順に基づき指定を進めます。

住民等は、協議会を設立し、ワークショップやまち歩きを行いながら、景観形成の方針及び基準（以下「重点地区景観計画」という。）の検討を進めます。また、市は、地区指定に必要な情報の提供や専門家の派遣、まちなみ調査の実施などの支援を行います。指定に当たっては、地域住民等を対象とした説明会を開催し、景観審議会等の意見を聴きながら行うこととします。

図 景観形成重点地区の指定フロー



(6) 景観形成重点地区の指定

景観形成重点地区に指定している地区は、次のとおりです。なお、地区ごとに定める内容は、別冊に示します。

名称
市役所前さくら通り地区（令和○年○月指定）

(6) 景観形成重点地区における行為の届出対象行為

景観形成重点地区において届出が必要な行為は、次に掲げる行為とします。

- 建築物の新築、増築、改築又は移転で延べ面積が10㎡以上のもの
- 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第1号から第5号までに規定するもの（広告塔及び広告板を除く。）
- その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為
- ただし、既存の建築物及び工作物等で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要になります。

5 . 景観重要建造物・景観重要樹木・地域景観資源

(法第 8 条第 2 項第 3 号)

外観の優れた建造物や地域のシンボルとなっている樹木は、良好な景観形成を進める上で貴重な資源であることから、このような建造物や樹木を「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」として指定し、将来にわたり適切な保全・活用に取り組みます。

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度の基本的な考え方

法において、景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るよう定められています。

景観重要建造物又は景観重要樹木として指定された建造物又は樹木に対し、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関する景観行政団体の長の許可、景観行政団体又は景観整備機構と所有者が締結する管理協定等の法に基づく措置があります。

また、建築物はその外観に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例措置が講じられることとされており、当該建造物又は樹木の景観上の特段の維持、保全及び継承、ひいては当該建造物又は樹木をとりまく地域の良好な景観の形成に有効なものであることから、その積極的な指定が望まれます。

表 景観重要建造物及び樹木に係る制限等

- 現状変更の規制：景観行政団体の長の許可がなければ、建造物の建築等、樹木の伐採・移植等ができない。（通常的管理行為、軽易な行為は除く。）
- 原状回復命令：景観行政団体の長の許可を受けずに、建造物の建築等、樹木の伐採・移植等を行ったものや許可条件に違反したものに、原状回復の命令や措置ができる。
- 損失の補償：景観行政団体の長の許可を受けることができないために損失を受けた所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 管理義務等：所有者及び管理者は、良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。管理が適当でないため滅失・毀損するおそれがある場合、所有者や管理者に対して管理方法の改善や必要な措置の命令、勧告をすることができる。
- 標識の設置：条例や規則により、標識の設置を行う。
- 管理協定の締結：適切な管理のため必要があるときは、景観行政団体又は景観整備機構は所有者と管理協定を締結することができる。

表 景観重要建造物・樹木と文化財の違い（参考）

景観重要建造物・樹木	文化財
「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」 歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではない。 国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたものは適用されない。	「有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い」 「有形文化財」及び「記念物」は、外観だけでなく、内部構造、建築技術等において、わが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを指定

（２）指定の効果と利点

指定した場合の効果

景観重要建造物又は樹木を指定した場合、次のような効果が期待されます。

- 地域の景観上重要な資源であるという認識の共有化が図られる。
景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで、標識の設置等により、地域の景観上重要な資源であることを明確に示すことができ、認識の共有化が図られます。
- 景観上重要な建造物・樹木の適切な維持、保全が図られる。
景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで、現状変更の規制や現状回復命令を行うことができ、地域の景観上重要な資源となる建造物や樹木の適切な維持・保全等が行われます。

指定された場合の利点

景観重要建造物に指定された場合、次のような利点があります。

- 景観重要建造物に係る建築基準法の緩和規定が活用できる（建築基準法の特例）。
建築基準法第85条の2の規定に基づき国土交通大臣の承認を得て条例で定めることで、壁面線による建築制限、外壁の後退距離の制限、日影規制等の外観に影響を及ぼす建築基準法上の制限の全部又は一部について適用除外又は緩和を受けることができます。

(3) 景観重要建造物の指定方針（法第8条第2項第3号）

指定方針

特に良好な景観形成に重要な役割を果たすと認められるもので、所有者等の同意が得られたものを、景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定方針】

次のいずれかに該当し、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものを景観重要建造物として指定する。

- () 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であるもの
- () 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- () 地域の自然、歴史・文化などに関連する建造物で、地域住民に親しまれているもの

景観形成の考え方

- 建造物の適正な維持・管理並びに周知を図り、景観的な価値を高める。
- 建造物の周辺から望見される場所で土地利用などを行う場合は、素材や色彩などについて建造物との調和や連続性に配慮する。
- 建造物の視認性を高めるため、電柱、サインなどの設置には十分に配慮する。
- 地域の共有の景観資源として守り、地域の景観形成の核として活用を図る。

(4) 景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第3号）

指定方針

特に良好な景観形成に重要な役割を果たすと認められるもので、所有者等の同意が得られたものを、景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定方針】

次のいずれかに該当し、道路その他の公共の場所から容易に望見されるものを景観重要樹木として指定する。

- () 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在であるもの
- () 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- () 地域の自然、歴史・文化などに関連する樹木で、地域住民に親しまれているもの

景観形成の考え方

- 樹木の適正な維持・管理並びに周知を図り、景観的な価値を高める。
- 樹木の周辺から望見される場所で土地利用などを行う場合は、素材や色彩などについて建造物との調和や連続性に配慮する。
- 樹木の視認性を高めるため、電柱、サインなどの設置には十分に配慮する。
- 地域の共有の景観資源として守り、地域の景観形成の核として活用を図る。

(5) 地域景観資源の指定（景観条例第21条第1項）

指定の考え方

個性と魅力ある景観形成を進めるためには、歴史的な建造物や地域のシンボルとなっている樹木、やまなみや湖のほか市街地を展望することができる眺望の場など、市民に親しまれている資源を適切に保全・活用することが大切です。

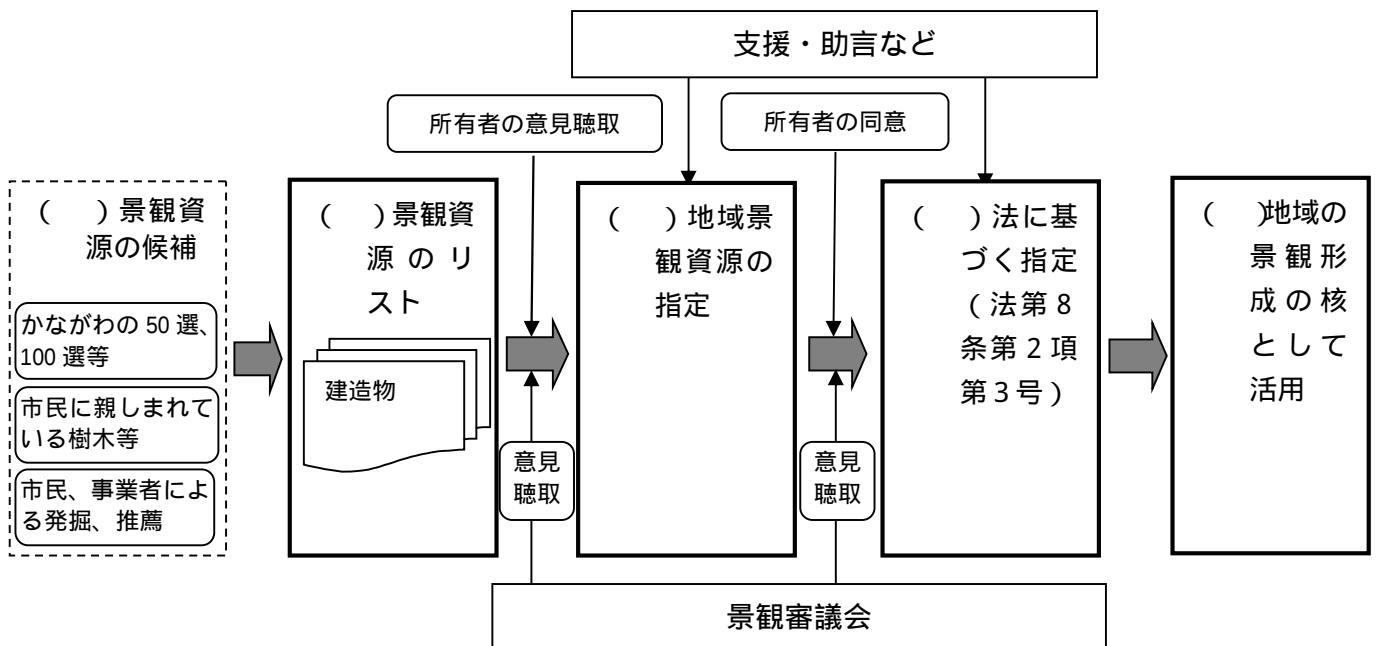
そのため、景観重要建造物及び景観重要樹木のほか、地域のシンボルとなっている建造物、樹木、眺望の場などを「地域景観資源」として指定し、その保全・活用に取り組みます。

地域景観資源の保全・活用の方法

景観資源の保全・活用の方法は次のとおりとし、「地域景観資源」に指定されたものは、保全・活用のための支援や助言を行います。

- () かながわの50選、100選等に選定された資源、観光資源、市民に親しまれている樹木等を「地域景観資源」の候補とします。
- () 良好な景観形成に資する要素として、市民・事業者から推薦されたものなどを、「地域景観資源」としてリスト化します。
- () この中から、景観審議会の意見を聴いた上で「地域景観資源」として指定します。なお、「地域景観資源」の指定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に準じて行うこととします。
- () 「地域景観資源」のうち、所有者等の同意が得られた場合は、法に基づく景観重要建造物等に指定します。
- () 「地域景観資源」は、将来にわたっての市民共有の景観財産として守り、地域の景観形成の核として、活用を図ります。

図 景観上重要な資源の保全・活用の流れ



(6) 支援等の検討

景観重要建造物・樹木及び地域景観資源を地域の貴重な景観財産として守っていくため、その維持・管理に対する独自の助成・支援制度を検討します。

(7) 指定リスト

区 分

指 定 番 号

名 称

所 在 地

建 築 年

所 有 者

指 定 年 月 日

そ の 他

特 徴

: 景観重要建造物

: 第重建 - 1号

: 小原宿本陣（敷地を含む。）

: 緑区小原698番1ほか

: 19世紀初期（江戸後期）

: 相模原市

: 平成24年11月1日

: 県重要文化財（平成8年2月13日指定）

: 県下で唯一現存する本陣で、定紋のついた敷居の高い玄関や4層のカブト造りの入母屋風の屋根などの特徴を持つ、間口13間、奥行7間の純日本風の豪壮な建築物です。旧甲州街道の宿場町であった緑区小原に位置し、周辺の古民家とともに歴史的なまちなみ景観のシンボルとして周辺住民に親しまれています。



区 分

指 定 番 号

名 称

樹 種

所 在 地

所 有 者

指定年月日

特 徴

: 景観重要樹木

: 第重樹 - 1号

: 市役所前通りの桜並木

: ソメイヨシノ

: 起点 中央区相模原4丁目293番1地先
: 終点 中央区千代田2丁目5004番4地先

: 相模原市

: 平成24年11月1日

: 戦前の相模原都市建設区画整理事業により整備された特徴的な横断構成の広幅員道路沿道に、昭和20年代後半にソメイヨシノが約300本植樹された、延長1,500mにわたる桜並木です。本市のシンボルストリートとなっている市役所前通沿道のまちなみ景観の形成に重要な役割を果たしており、地域のシンボルであるとともに、毎年春には、市民桜まつり等の会場となるなど市民の憩いの場として長年親しまれています。



6．屋外広告物の表示等に関する事項（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、良好な景観形成に取り組む上で重要な要素であり、その規模や形態・意匠は景観に大きな影響を与えることから、法第8条第2項第4号イの規定に基づく行為の制限に関する事項として、屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方及び景観形成基準を次のとおり定めます。景観形成重点地区における景観形成基準については、別冊に定めます。

（１）屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、都市のにぎわいや風格を演出し、地域の魅力を高めるよう、次の点に配慮したものとします。

- 見る者に対して必要十分な規模・数とし、複数の広告物はコンパクトに集約する。
- 隣接する緑地や後背のやまなみへの眺望に配慮した位置及び形状とする。
- 建築物とのデザイン・色彩の調和を図り、統一的なデザインとなるように工夫する。
- 色数はできるだけ少なくするようにし、地色は建築物と同系色とするなど、まちなみへの影響を軽減させる工夫を行う。
- まちなみから突出するような過剰なデザイン（極めて彩度の高い色彩や蛍光色を用いたもの、大型のフィギュアや写真を用いたもの等）は控える。
- 人々に不快感を与え、交通安全に支障を来すおそれのある設備（過剰な電飾、激しく点滅する照明、交差点付近等の動画広告等）は控える。
- 商業地や幹線道路沿道では、地域のまちづくりや沿道整備の機会を捉え、相模原市屋外広告物条例（平成14年相模原市条例第56号）の「広告景観形成地区の指定」や「広告協定地区の指定」などを活用し、屋外広告物の表示に関する基準を定め、地域にふさわしい景観形成や地域の活性化を図ります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木等の周辺では、屋外広告物の表示及び掲出の規制を検討します。

（２）景観形成基準

屋外広告物の表示等に関する景観形成基準は次のとおりとします。

表 掲出対象行為等

対象行為	項目	景観形成基準
相模原市屋外広告物条例に基づき許可を要する屋外広告物で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置で次に掲げるもの 1 自然系許可地域にあっては、その基準ごとの1面の表示面積が3㎡以上のもの 2 住居系許可地域にあっては、その基準ごとの1面の表示面積が5㎡以上のもの	色 彩	地色は、周辺景観や建築物の外壁と調和するよう配慮し、かつ、別表3に示す範囲の色彩が過半以上とする。

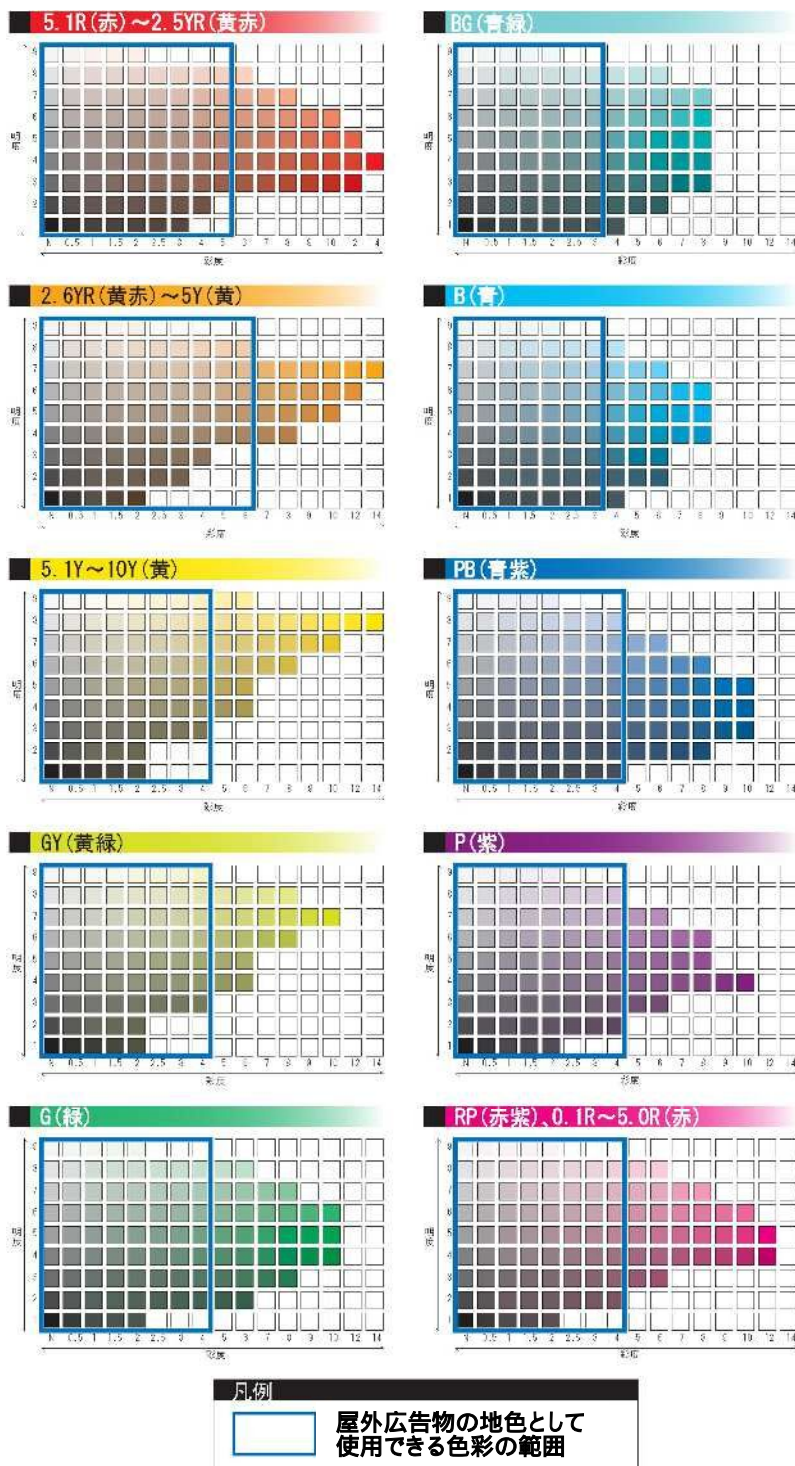
備考

~~1—屋外広告物についての制限は、相模原市屋外広告物条例で行う。~~

~~2—色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。~~

別表3 屋外広告物の地色の色彩基準

使用する色相	彩度
0.1Rから10R	5以下とする。
0.1YRから5Y	6以下とする。
5.1Yから10G 0.1PBから10RP	4以下とする。
0.1BGから10B	3以下とする。



7．景観重要公共施設（法第8条第2項第4号ロ及びハ）

（1）景観重要公共施設制度の基本的な考え方

景観計画では、法第8条第2項第4号ロに基づき、道路、河川、都市公園等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項を、同号ハに基づき、これらの占用等の許可の基準を定めることができます。これは、道路等の公共施設は良好な景観の形成に当たり重要な要素であることから、当該公共施設の管理者と協議し、その同意のもとで整備に関する事項等を定めることによって、効果的に良好な景観形成を図ることを可能とするものです。

また、景観重要公共施設と一体的な景観を形成している周辺の建築物等については、地権者等の合意形成を行い、景観形成重点地区を指定して建築物等の規制誘導に取り組むなど、一体的にまちづくりを進めていくことも考えられます。

本制度の趣旨を踏まえて、必要な公共施設についてその管理者との協議を行い、積極的な活用を図ることが望まれます。

景観重要公共施設イメージ



（2）制度を活用した場合の効果と利点

制度活用の効果

景観重要公共施設制度を活用した場合、次のような効果が期待されます。

- 良好な景観形成に資する先導的な公共施設整備が図られる。

施設管理者は、景観計画に基づいて公共施設の整備を行うことになるため、良好な景観形成に資する先導的な公共施設整備や国、県等と連携した公共事業の推進が図られます。

- 良好な景観形成の視点から占用物件の規制誘導が可能となる。

景観上の特性を維持し、増進するために必要な占用等の許可の基準として、公共施設管理者以外の者が設置する建築物及び工作物の形態・意匠等について定めることができます。

公共施設整備における利点

景観重要公共施設を整備する際には、次のような利点があります。

- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の特例（法第48条）

良好な景観の形成を促進する観点から、景観計画に即し、景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となります。景観上の必要性が高い地区・歴史的まちなみを形成する地区等の非幹線道路を「電線共同溝整備道路」に指定することで、その整備が促進されます。

（3）景観重要公共施設の指定の考え方

指定の考え方

景観重要公共施設の指定に当たっては、施設整備・管理主体との連携を図り、施設管理者の同意を得て、指定を進めます。また、指定された景観重要公共施設ごとに、整備に関する事項と占用等の許可の基準を定めます。

指定の候補

次に示す施設を景観重要公共施設の指定対象とします。

- （ ）広域的な資源（骨格）を形成する道路、河川及び都市公園のうち、際立った資源を有する区間や地区のシンボルとなっており、景観上特に重要な公共施設
- （ ）景観軸・拠点や景観形成重点地区内にある道路、河川、都市公園のうち、良好な景観形成を図る上で重要なもの

表 景観重要公共施設の候補例

区 分	名 称
道路	国道16号、国道20号（甲州街道）等
河川	相模川、津久井湖、相模湖 等
都市公園	横山公園、淵野辺公園、県立相模原公園・相模原麻溝公園、県立津久井湖城山公園 等

(4) 景観重要公共施設の指定

次に掲げる公共施設を景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項と占用等の許可の基準を定めます。当該公共施設の管理者は、当該公共施設の整備（軽微な維持補修等を含む。）を行う際には、市の景観担当課と十分な協議を行った上で整備を行うものとします。色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法（修正マンセル表色系）によるものとします。

1 市道市役所前通の一部（平成29年3月指定）	区分	道路	管理者	市
(1) 指定範囲 中央区相模原4丁目293番1地先 中央区中央2丁目227番14地先 中央区矢部1丁目11番4地先 市役所本庁舎 中央区千代田2丁目5004番4地先 指定範囲 国道16号を除く。また、市道市役所前通に接続する下位路線の隅切りを一部含む。				

(2)「整備に関する事項」

- ア 潤いややすらぎのある景観を形成するため、電線類の地中化を行うとともに、桜並木及びけやき並木の適正な維持・管理を図る。
- イ 車道及び歩道の仕上げは、並木や沿道の建築物と調和したデザイン及び色彩とする。
- ウ ガードレール等を設ける場合は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン／国土交通省」に準拠する。
- エ 交通安全施設等については、次のとおりとする。
 - (ア) ガードレール、ガードパイプ、横断防止柵、巻込み防止（車止め）用ポール、道路標識の支柱、道路照明施設の支柱及び信号柱の色彩は、周辺との調和に配慮し、ダークブラウン（10YR2／1程度）を基本とする。ただし、視認性の確保等が必要となる施設については、協議によるものとする。
 - (イ) 道路標識の支柱で道路管理者以外の者が設置するものについては、(ア)と同等の色彩となるよう努める。
- オ 美しい公共施設サインの整備を行う。（相模原市公共施設サイン整備指針の遵守）
- カ 次の（ア）から（ウ）までに該当するものについては、アからオまでの規定を適用しない。
 - （ア）景観計画が策定された際、既に存するもの（塗替え時は除く。）
 - （イ）道路標識の表示面等法令で定めのあるもの
 - （ウ）安全上又は緊急上やむを得ない場合

(3)「占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項）」

- ア 電柱の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とすること。
- イ 地上機器の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とすること。
- ウ バス停留所上屋の色彩は、ダークブラウン（10YR2／1程度）とする。ただし、周辺の環境と調和し景観形成に支障がないものとして市長が認めたものは、この限りでない。

8．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(法第8条第2項第4号ニ)

(1) 策定に関する基本的な考え方

相模川沿いの水田、津久井地域の里山や集落と一体となった農地は、自然的条件を生かし、地域の気候風土に適した農業を営む中で、人々の暮らしや伝統文化などが一体となって、地域の個性ある美しい農村景観を創り出しており、豊かな自然や原風景といった農村の魅力が再認識されています。

一方、都市化の進展、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、産業構造の変化などにより、農家人口や耕作地が減少してきたこともあり、農地の遊休化・荒廃化などが進み、農山村の魅力や美しい景観が損なわれることが懸念されています。

こうしたことから、農業従事者の育成・確保、地産地消や安定した農業経営の確立などの農業支援により、地域の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保することを目的とします。

(2) 計画策定に向けての方針

本市の農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地区にふさわしい農用地及び農業用施設などの整備を一体的に推進する必要があると認められる地区について、農地の地権者や農業従事者、市民等の意見を伺いながら、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。



水田



茶畑と集落



里山

(3) 計画の策定による効果と利点

計画の策定による効果

景観農業振興地域整備計画を策定した場合、次のような効果が期待されます。

- 地域の景観との調和に配慮した土地利用や施設整備の規制・誘導が図られます。

土地利用の勧告制度や農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の特例等による規制・誘導により、農山村地域の特有な景観の保全・創出が図られます。

計画を策定した場合の利点

景観農業振興地域整備計画を策定した場合、次のような利点があります。

- 景観と調和のとれた農業的土地利用の勧告や開発許可の運用ができます。

景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地が、当該計画に従って利用されていない場合、市長は、景観農業振興地域整備計画に基づき、良好な営農状況を確保するための措置として、土地利用の勧告を出すことができます。また、農用地区域内の開発行為については、景観農業振興地域整備計画に従って利用されることが困難と判断される場合には認められません。

- 景観整備機構が協議の勧告に係る農地の利用権の取得・管理ができます。

土地利用の勧告に従い、自治体から「景観整備機構」に指定されたNPOなどが作物の栽培を行う場合には、使用賃借による権利又は賃借権の設定ができます。

- 各種支援事業が活用できます。

計画の策定により、農山村地域の特有な景観の保全・創出を図るために整備されている農林水産省の各種支援事業が活用できます。

9. 景観形成の推進に関する事項

(1) 既存制度の活用

景観に係る要素は多様であり、良好なまちなみ形成の維持・保全や景観誘導を図るためには、法に基づく各種制度を総合的かつ一体的に活用する必要があります。

また、既にある奨励制度や助成制度の活用を推進することにより、更なる景観形成の実現を図っていきます。

他法令手法の活用

良好な景観形成に当たっては、法による枠組みに加え、他の関連する諸制度を活用し、総合的に取り組む必要があります。

その中でも、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地区計画や景観地区などの制度については、法との連携や役割分担を図ることにより、相乗的な効果が期待されます。

また、景観に関わる各種の制度が用意されており、地区の実情に応じてこれらの制度の選択や併用が考えられます。

表 景観に関わる主な制度（参考）

制度の名称	制 度 の 概 要
地 区 計 画	都市計画法に基づき、地区の特性に併せたまちづくりのため、住民参加によって、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、敷地面積又は建築面積の最低限度などを地区のルールとして都市計画に定める制度
景 観 地 区	法に基づき、より積極的に景観形成を誘導したい場合に、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などを都市計画として定める地域地区の一つ。従前の美観地区を発展させたもの
景 観 協 定	法に基づき、景観計画区域内のある一定の区域内において、土地所有者等の全員の合意により定められる自主協定で、協定区域内の景観に関するルールを定め、協定の締結者で運営していく制度
建 築 協 定	建築基準法に基づき、一定の区域内において、土地所有者等の全員の合意により定められる自主協定で、協定区域内の建築物や建築設備に関するルールを定め、協定の締結者で運営していく制度
緑 地 協 定	都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、一定の区域内において、土地所有者等の全員の合意により定められる自主協定で、協定区域内の緑地の保全や緑化に関するルールを定め、協定の締結者で運営していく制度
地 区 街 づ くり 協 定	相模原市街づくり活動推進条例（平成17年相模原市条例第58号）に基づき、一定の区域内において、土地所有者等の同意により、将来のまちづくりのルールである「地区街づくり計画」を定め、街づくり団体と市の協働で運営していく制度

奨励制度・助成制度の活用

みどり豊かなまちづくりの実現と災害に強いまちづくりの推進のために、一定の地域内における住宅の生垣の設置に対して「生垣設置奨励金」が用意されています。

また、商店街のにぎわいの創出や利便性の向上を図るために行う取組の一つとして民有地の壁面後退部に対するカラー舗装整備などに対する「まちなみ整備事業補助金」などがあり、これらの制度を有効的かつ効率的に活用できるよう景観形成の推進と併せて啓発を行っています。

(2) 市民等との協働による景観づくり

本計画の実現に当たって、市民等との協働による景観づくりを次のとおり進めます。

市民による地域の景観づくりへの支援

地域の特性を生かした魅力ある都市景観を創造するため、「花いっぱい運動」や「景観のルールづくり」などの市民による景観づくりを支援する仕組みが重要となります。

このため、相模原市街づくり活動推進条例などによる地域活動の支援を継続するとともに、市職員や専門家の派遣による景観づくりの普及・啓発など、地域の景観づくりの支援制度の拡充を進めます。

公共施設整備などにおける市民参加の仕組みの充実

公園や道路、公共建築物などの市民の身近な公共施設の整備に当たっては、構想や計画段階から市民が参加できる仕組みや、整備後の市民による自発的な維持・管理の制度など、市民に愛される公共施設整備の仕組みの充実を図ります。

また、これまで行われてきたワークショップや街美化アダプト制度を継続し、庁内の関係各課と連携を図りながら、対象事業を増やしていきます。

事業者やNPOなどの景観関係団体や大学との協働の体制づくり

良好な景観形成を図り、地域の魅力づくりや活性化が進められることは、地域の価値を向上させるとともに、事業者にとってもメリットとなることが見込まれます。また、NPO団体や大学などは、地域の景観まちづくりや景観資源の保全・活用などを推進する上で、行政や地域住民の大切なパートナーとしての役割が期待されています。

そのため、事業者の地域貢献への意向を活かせる体制づくりや、NPO団体などとの連携の体制づくりや仕組みづくりを進め、中長期的な視点から景観形成の推進母体となるよう支援していきます。

(3) 普及、啓発活動と多彩な人づくり

本計画の実現に当たって、普及、啓発活動と多彩な人づくりを次のとおり進めます。

普及、啓発活動の推進

まちの景観は、日々生活する人々の生活を通して形成されることから、市民や事業者など、多様な主体の意識向上や景観づくりへの参加意識を醸成するための普及・啓発活動を推進します。また、景観形成に対するPRや様々な支援制度などを市民に分かりやすく情報提供するとともに、気軽に参加できるイベントや表彰制度により、景観づくりへの意識向上やまちのイメージアップを図ります。

景観づくりの担い手の育成

市民が主体となって景観づくりを進める上で重要となる、組織やリーダーといった担い手の育成に取り組みます。また、市民大学などの一般市民が参加できる学習機会の充実を図るとともに、景観サポーター制度を導入するなど、景観づくりに対する市民意識のレベルに応じた機会の創出を図ります。

市職員の資質の向上

景観行政を推進していくためには、市職員個人の専門知識の向上とともに、庁内全体での景観づくりへの意欲を高めていくことが重要となります。

このため、(仮)都市デザイン調整会議や都市デザインアドバイザー派遣制度などを活用し、公共事業などへの専門的・技術的見地からの助言・指導を受けるとともに、庁内で連携して景観づくりに取り組んでいく気運を高めていきます。また、都市デザインに関わる行政研修を実施し、市職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

第3章 実現に向けた取組

1．総合的な推進体制の構築

2．施策体系図

1 . 総合的な推進体制の構築

本計画の実現に当たって、総合的な推進体制の構築を次のとおり進めます。

(1) 庁内の推進体制の充実

良好な景観形成には、庁内の関連する部署が連携して取り組むことが重要となります。そのため、庁内に景観行政関連部署が調整する場として景観検討部会を設け、それぞれが連携を図ることで、良好な景観形成を進めます。

これまで、公共施設整備事業や再開発事業などの公的事業で行われてきたデザイン調整を、今後も継続・拡充し、景観形成を先導する質の高い公共施設整備を図ります。

(2) 景観審議会の設置

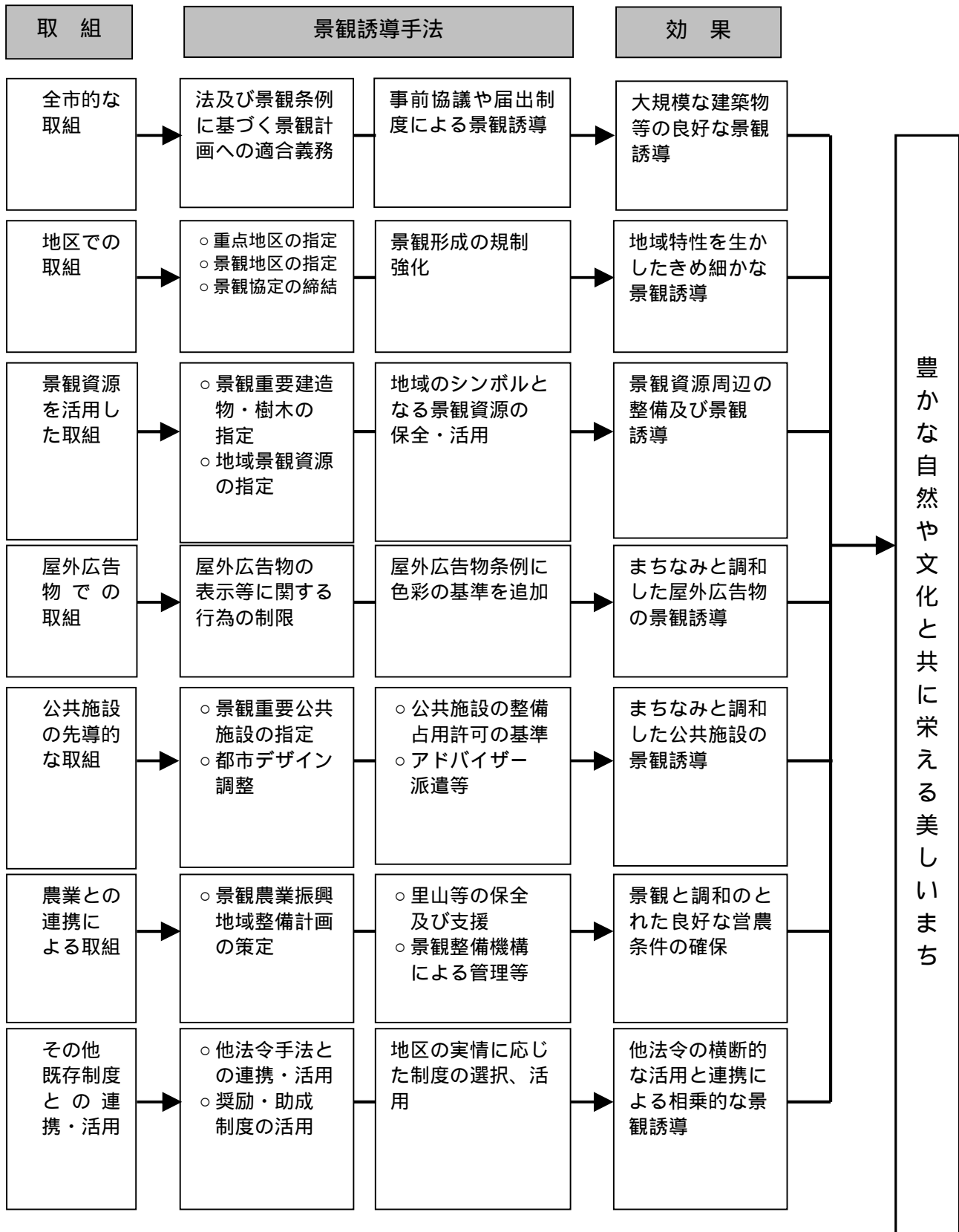
景観計画の策定・運用や景観形成重点地区の指定など、景観形成を進める上での規制・誘導の実効性を高めるには、専門家や第三者による意見やアドバイスが重要となります。こうしたことから、良好な景観形成の円滑な推進を図るため、専門家や関係団体、市民などによって構成される景観審議会を設置します。

(3) 景観整備機構の指定

市民等の主体的な景観形成の取組を積極的に支援するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人を「景観整備機構」として指定します。

この「景観整備機構」は、法第92条第1項に基づき、市長が指定するもので、景観重要建造物・樹木の管理や景観農業振興地域整備計画区域内において、農業作業委託や土地の管理及び取得等を行うほか、住民の合意形成に向けたコーディネーター役や情報提供、相談等の援助を行うことが期待されています。

図 景観形成推進のフロー



2 . 施策体系図

「将来の景観像」や「4つの基本目標」を実現するための施策を体系図として整理します。

目 標		方 針		施 策		取 組 例	
1	地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり	1	地域特性を生かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成	●多様な都市機能の集積を生かした魅力ある「まちなみ景域」の形成 ○にぎわいと個性あふれる「まちの地域」の形成 ○水辺にふれあえ、豊かなみどりの映える「川とまちの地域」の形成 ●豊かな自然環境と調和した「やまなみ景域」の形成 ○山々のみどりや雄大な相模川を骨格とした「湖と里の地域」の形成 ○丹沢山地、陣馬山に代表される山々を骨格とした「山と里の地域」の形成		○景観計画による景観誘導 ○景観条例による規制・誘導 ○まちの色彩景観ガイドラインの改正・活用	
		2	地域の顔となる「景観拠点」の形成	●活力とにぎわいのある「都市の景観拠点」の形成 ●個性的で魅力ある「地区の景観拠点」の形成 ●新たなまちの個性を高める「新たなまちづくりの景観拠点」の形成 ●みどりと文化性豊かな「みどりの景観拠点」の形成 ●自然と調和した「みずの景観拠点」の形成 ●周辺の自然環境や観光資源を生かした「交流・レクリエーションの景観拠点」の形成		○景観形成重点地区の指定 ○地区のルールづくり(地区計画や各種協定制度の活用)	
		3	地域をつなぐ「景観軸」の形成	●みどりのスカイラインを守り、つなげていく「みどりの景観軸」の形成 ●やすらぎや親しみが感じられる「みずの景観軸」の形成 ●風格や個性が感じられる「みちの景観軸」の形成		○景観重要公共施設の指定・活用 ○地区のルールづくり(地区計画や各種協定制度の活用)	
2	快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり	1	まとまりのある景観や個性を生かした景観形成	●穏やかで、心地よさが感じられる田園・集落の景観形成 ●みどり豊かで、落ち着きが感じられる住宅地の景観形成 ●にぎわいや親しみを感じられる商業地の景観の形成 ●緑化などによる親しみを感じられる工業地の景観の形成		○景観計画による景観誘導 ○景観条例による規制・誘導 ○大規模建築物のガイドラインの作成・活用 ○景観農業振興地域整備計画の策定の検討	
		2	やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成	●公共性、美観に配慮した色彩景観の形成 ●地域の特性や個性を生かした色彩景観の形成		○景観計画による景観誘導 ○景観条例による規制・誘導 ○まちの色彩景観ガイドラインの改正・活用	
		3	まちなみの質を高める広告景観の形成	●良質な広告景観の形成 ●住宅地での落ちついた広告景観の形成 ●まちなみの特性を生かした広告景観の形成		○屋外広告物条例の改正 ○屋外広告物のガイドラインの作成・活用	
		4	公共施設を中心とした先導的な景観形成	●地域の景観形成に寄与する公共建築物の整備 ●地域に親しまれ、潤いや彩りを与える道路・公園などの整備 ●分かりやすく親しみやすい公共サインの整備		○景観重要公共施設の指定・活用 ○公共施設整備ガイドラインの作成・活用 ○公共施設サイン整備指針の推進 ○構想・計画策定ワークショップなどの開催 ○都市デザイン調整会議の設置 ○都市デザインアドバイザー派遣制度の活用 ○公共事業などのデザイン調整 ○都市デザイン行政研修会の開催	
3	心を豊かにする景観づくり	1	歴史や文化を生かした景観形成	●心に残る景観形成 ●芸術性を演出する景観形成 ●魅力的な夜間景観の演出		○景観重要建造物・樹木・公共施設の指定・活用 ○地域景観資源の指定・活用 ○地域景観資源の周辺での景観誘導	
		2	環境にやさしい景観形成	●環境に負担をかけない景観形成 ●身近な水やみどりを生かした景観形成		○景観計画による景観誘導	
		3	人にやさしく心地よい景観形成	●眺望の場の保全、整備による良好な景観形成 ●五感で感じる景観形成 ●景観に配慮したユニバーサルデザインの推進		○地域景観資源の指定・活用 ○地域景観資源の周辺での景観誘導	
4	市民・事業者と共に進める景観づくり	1	市民・事業者・行政の協働による景観形成	●協働による取組の推進 ●多様な段階からの取組の支援の充実 ●まちづくり団体などの育成・支援 ●推進体制づくりの充実		○「街づくり活動推進条例」による地域まちづくりの支援 ○出前講座(市職員の地域への派遣制度)の開催 ○積極的な景観づくりを行う地域への支援 ○市民による維持・管理・活用の支援(街美化アダプト制度など) ○関連業界団体やインフラ企業、地元企業と行政による協議会の設置 ○都市デザイン調整会議の設置 ○景観整備機構の指定 ○都市デザインアドバイザー派遣制度の活用	
		2	景観形成への関心を高める普及・啓発活動	●普及・啓発活動の充実 ●情報提供の充実 ●市民の参加機会の充実		○出前講座(市職員の地域への派遣制度)の開催 ○ワークショップなどの実施 ○情報の提供(ホームページ、パンフレットの作成など) ○表彰制度(仮称:相模原景観・まちなみ賞)の創設 ○まちなみウォッチングの充実 ○景観サポーター制度の創設	

資料編

1．策定の経過

2．用語の解説

3．変更の経過

1. 策定の経過

(1) 審議経過

「景観計画」の策定にあたっては、策定組織として新たに市民、有識者、関係団体等による景観検討委員会を設置し、審議を行ってきました。また、庁内策定組織として、関係課による検討部会、作業部会を開催しました。

平成19年11月19日	第1回委員会 ：委嘱式、委員長・副委員長の選出、 都市景観形成基本計画・景観計画の取組と景観検討委員会 について スケジュールについて
平成19年12月11日	第2回委員会 ：津久井地域現地視察
平成20年 2月27日	第3回委員会 ：旧相模原市の区域現地視察
平成20年 3月18日	第4回委員会 ：景観基礎調査結果等について（市民参加に関する報告含む） 都市景観形成基本計画の概要について
平成20年10月 9日	第5回委員会 ：都市景観形成基本計画（素案）について
平成20年12月15日	第6回委員会 ：景観計画（構成案）について
平成21年 3月12日	第7回委員会 ：都市景観形成基本計画（案）及び・景観計画（素案）について
平成21年 8月20日	第8回委員会 ：景観計画（案）及び景観条例（案）について
平成21年10月22日	第9回委員会 ：景観計画（案）及び景観条例（案）について
平成19年8月～ 平成22年3月	検討部会7回開催 作業部会8回開催
平成21年12月 9日 ～平成22年 1月 8日	パブリックコメント ：相模原市景観計画（案）について ：（仮称）相模原市景観条例（案）について
平成22年 1月15日	相模原市都市計画審議会 ：相模原市景観計画（案）について
平成22年 3月	相模原市議会 ：相模原市景観条例について

(2) 景観検討委員会

田口 敦子	多摩美術大学 グラフィックデザイン学科 教授
○ 中嶋 猛夫	女子美術大学 芸術学部 教授
野澤 康	工学院大学 工学部 教授
松本 暢子	大妻女子大学 社会情報学部 教授
小澤 研二	中野まちづくり委員会 会長
永井 基朗	ふじの里山くらぶ 実行委員長
大藏 真司	公募委員
北島 正一	公募委員
永田 健治	(社)神奈川県建築士事務所協会 相模原支部 副支部長
安西 和男	城山観光協会 会長 (平成19年11月～平成20年6月)
中里 州克	〃 (平成20年6月～平成21年6月)
大用 裕司	〃 (平成21年6月～平成22年3月)
絹川 君一	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 副所長 (平成19年11月～平成21年3月)
滝沢 弘志	〃 (平成21年4月～平成22年3月)
平野 浩一	神奈川県 県土整備部 都市整備公園課 課長

(敬称略・順不同)

は委員長、○は副委員長

(3) 策定に係わる市民意見の反映

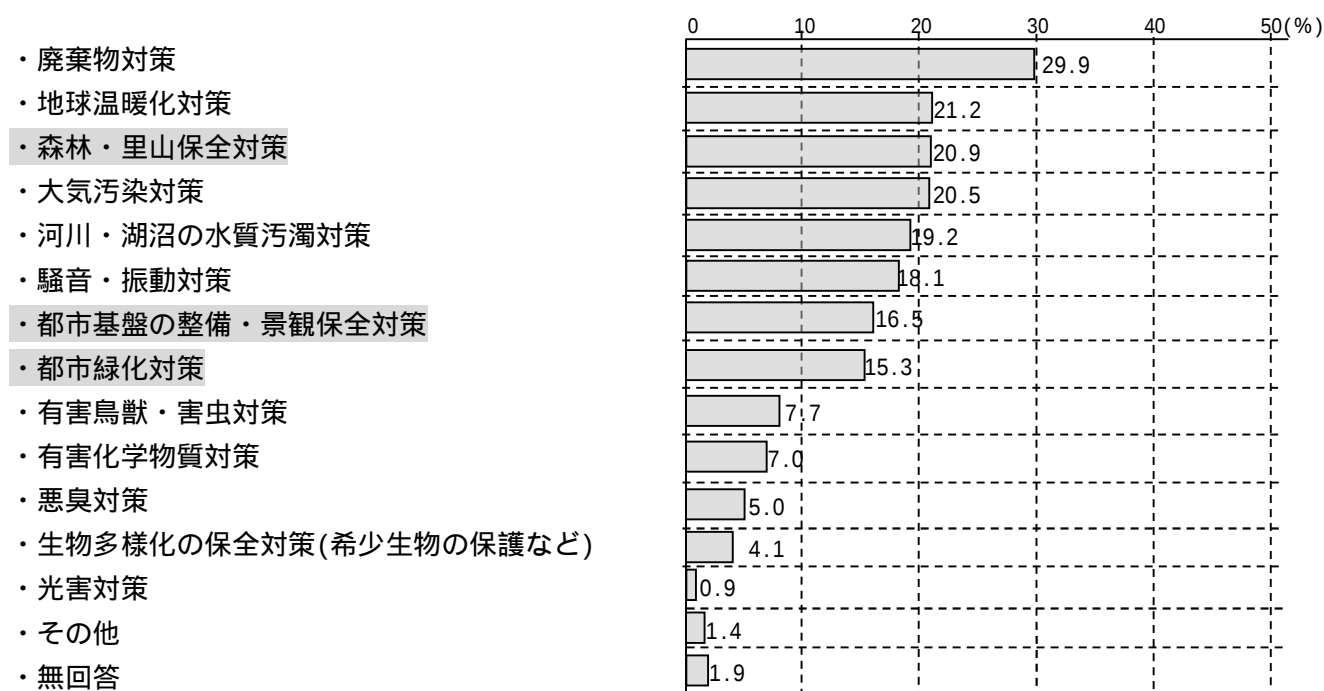
1) 市民アンケート、市政モニター会議の意向整理

景観形成に関わる市民の意向は、「新しい総合計画策定の市民アンケート（平成18年10月実施）」、「市政モニター会議（平成17年12月実施）」、「景観に関する市政モニターアンケート（平成20年7月実施）」および、「地域まちづくり提言書（平成20年5月）」、「平成20年まちなみウォッチング（地域別ワークショップ）」の結果より抽出します。また、参考意見として、市民大学やまちなみウォッチングから得られた意向を整理します。

今後の景観形成に係る市民ニーズ

今後の都市づくりの基本的な方向性として、都市環境と自然環境の調和や良好な景観が保たれている都市をふさわしいと思うニーズが比較的強く表れています。それは、森林や里山保全、都市基盤の整備や景観保全、緑化対策を望む意向が、上位を占めています。

新市が快適な環境づくりを進める上で取り組むべき対策(出典：市民アンケート)_(N = 2158)



凡例： 景観に関する事項

市民が感じる景観の評価（出典：市民アンケート、平成１７年度市政モニター会議結果）

イ）好ましい景観

市民が好ましいと感じている景観、良好な景観形成を進める上で重要な要素は、山、森林のみどりとともに公園や相模川などの河川・水辺などの自然的な要素が高く評価されています。

ロ）好ましくない景観

市民が好ましくないと感じている景観、近年、悪化したと思う環境項目は、ごみの問題や違法駐車や放置自転車などの、日常的なまちの景観や暮らしの作法に関する内容が最も多く、次いでみどりの減少に対する意識も比較的高いことがわかります。

また、電柱の張り紙や量や大きさが過剰な屋外広告物、工業系のまちなみにおけるうおいの創出などを課題とする声があります。

ハ）良好な景観のイメージ

相模原での良好な景観としてイメージされるものは、丹沢大山国定公園やダム湖、河川などや市街地内の平地林や街路樹など、自然や緑に関するものが上位を占めています。一方で、歴史的建造物や住宅・商業などの建物によるまちなみの回答は低くなっています。

二）相模原市の景観の変化

概ね 10 年前との比較による景観の変化は、少し良くなったも含めると約 4 割が良くなったと回答し、一方で悪くなったは、約 2 割であり、全体的には良くなったという評価が高くなっています。

ホ）景観への関心

過半数がとても関心があると回答し、関心があると合わせると 95% となり、まちなみや自然の風景への関心が高いことが示されています。

景観形成の取組のニーズ（出典：市民アンケート、平成１７年度市政モニター会議結果）

イ）今後重視すべき都市基盤

今後、重視すべき項目としては、ゆとりある居住環境の整備や魅力ある景観形成を望む声が比較的強く表れています。また、地域のまちづくり活動などの市民が主体になる取組や、ルールづくり、建築物などの適切な規制・誘導などの行政の取組が期待されており、総じて、市民、事業者、行政の適切な役割分担により協働で進めて行くことを望んでいる様子が見とれます。また、自然環境の保全やまちのみどりを増やす施策も期待されています。

ロ）景観形成に必要なこと

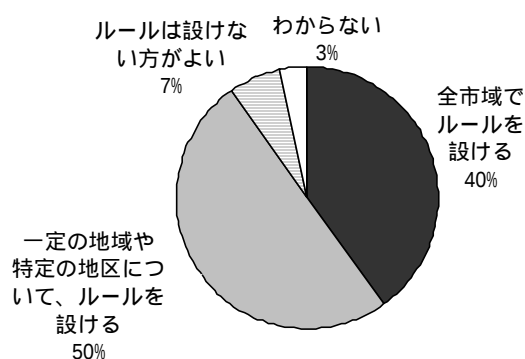
山々や湖・河川、河畔林、緑地などを守り、育むことや道路内の緑化、広場・公園などの整備など、みどりやオープンスペースに関するものが全体的に高くなっています。落ち着いたあるみどり豊かな住宅地づくりも商業地や工業地に比べ高くなっています。また、お祭りや伝統行事や史跡などの文化的な資源も高く評価されています。

ハ）景観形成のルール

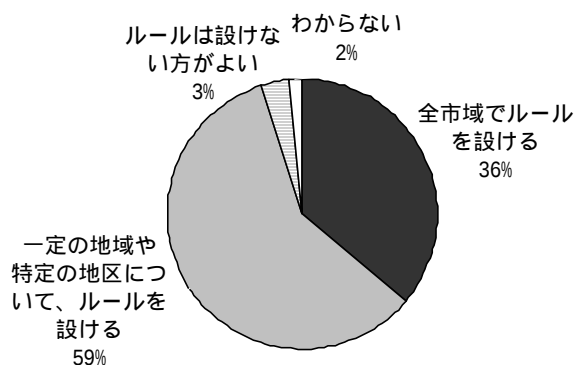
建築物や工作物の色彩などについて、色彩などや高さともにルールが必要との回答が９割以上を占めており、ルールづくりが必要とのニーズが強く表れています。特に、約４割は全市域でのルールづくりを回答しています。

屋外広告物は、過半の人が市全域での規制強化を望んでいるなど、問題意識が強く表れています。

建築物や工作物の色彩などに関するルールづくり

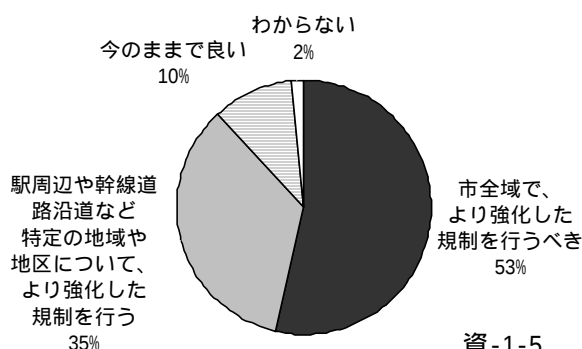


建築物や工作物の高さに関するルールづくり (出典：市政モニターアンケート) (n=185)



屋外広告物の規制

(出典：市政モニターアンケート) (n=185)



景観形成に必要な役割（出典：市政モニターアンケート）

イ）行政

景観形成において行政が担うべき役割として、景観を損なう建物や広告物について指導、規制する、景観づくりの目標や基本方針を示すが回答が多くなっています。

ロ）事業者

景観形成において事業者が担うべき役割として、約 6 割が周辺環境への配慮が必要と回答しています。一方で、特に役割は無いとの回答はわずかであることから、景観形成において事業者の役割があるとの意識が高いことが分かります。

ハ）市民

景観形成において市民自らが担うべき役割として、自分の家の周辺環境への配慮や清掃活動、地域活動への参加などの回答が高くなっています。一方で特に役割はないと思う回答は少ないことから、市民が景観形成に取り組んでいくべきという意識が高いことが分かります。

2）地域まちづくり提言書の意向整理

「新しい総合計画（地域づくりの基本計画）」「新都市計画マスタープラン（地域別構想）」に反映することを目的に、平成 19 年 9 月から市内 22 の地域にまちづくり会議（津久井地域は「地域協議会」）が設置され、平成 20 年 5 月に提言が行われました。

提言書の重点提言項目を見ると、景観を直接のテーマとしたものはなかったものの、身近な地域が安全で安心したものとなること、地域の自然環境を生かしたまちづくりを進めること、生活に身近な拠点が魅力的となることなどがあげられています。

主な分野別提言を見ると、全ての地域で景観に関連する項目があげられていますが、景観を直接の項目としてあげているのは、「清新地域」、「橋本地域」、「大野南地域」の 3 つの地域で、電柱の地中化、地区計画の活用などの取組をあげています。

また、景観に関連する主な分野別提言を、「自然・みどり」、「都市基盤」、「生活環境」、「産業・観光」、「コミュニティ・文化」に分類すると、それぞれ 16 地域、15 地域、8 地域、18 地域、13 地域で関連する項目があります。1 地域あたり平均では 3 分類に関わる提言があげられており、全体的には、産業・観光、自然・みどり、都市基盤に関連して景観施策を展開することが期待されています。

3) 平成 20 年度まちなみウォッチングでの意見整理

平成 20 年 7 月から 8 月にかけて行われたまちなみウォッチングでは、市域全域を 4 回に分けて視察し、全市及び地域別の景観形成基本計画などの策定に向けて、相模原市の特徴的な景観、良くしていくために必要なことなどについて、3 つのグループに分かれたワークショップを行い、意見をまとめました。

ワークショップであげられた各グループの意見は、以下のように整理出来ます。

相模原市の特徴的な景観

< 全体的なイメージ、特徴について >

- ・相模原にはへそがない
- ・都市と自然が調和している
- ・流域によって見え方や特性がある
- ・丹沢、多摩丘陵への眺めが良い

< 旧相模原市域のイメージ、特徴について >

- ・商業地や工業地
- ・平坦で自転車が走りやすい
- ・郊外の都市のイメージ（沿道利用店舗など）

< 津久井原地域のイメージ、特徴について >

- ・水とみどり、歴史
- ・平地が少ない（畑地も少ない）

< 骨格的な景観について >

- ・山、相模川、段丘崖、湖、茶畑などの自然

< 自然的な景観について >

- ・水源地（人造湖）と周囲のやまなみ
- ・相模川と周辺の施設、段丘崖（斜面緑地）
- ・玉石は地域特性
- ・残したい里山（小松・城北地区）
- ・市街地の中の平地林（木もれびの森など）
- ・市立公園（相模原麻溝公園 / 相模原北公園）の維持・管理（ボランティアの力）
- ・木もれびの森（もう少し拡大しても良い）

< 歴史的な景観について >

- ・中野に代表される旧街道
- ・長屋門（橋本、藤野町）などの宿場町としての景観

< 都市的な景観について >

- ・国道 16 号線と街路樹
- ・市役所前の桜並木
- ・軍都計画（とても大切な遺産）
- ・米軍基地

< 眺望景観について >

- ・金刀比羅宮、相模川自然の村、相模原麻溝公園グリーンタワーなどからの特徴的な眺望

まちの景観を良くしていくために必要なこと

< まちのイメージをつくる >

- ・歴史的な資源や手がかりが少なく、良い景観の規範がない（歴史が浅い）
- ・残すべきものを残す
- ・明らかに改善が必要なものを直す

< 自然を活かした観光と発展の両立 >

- ・観光センターや道の駅からのパークアンドライドなどを駆使した観光の展開
- ・産学協働など

< 目的を決め計画的に進める >

- ・利便性（交通）の向上
- ・フィルムコミッションをPRする→収入を得る→電線類の地中化を進める
- ・用途地域の混在をさけ、メリハリあるまちづくりを行う（住宅しかないまちにしない）
- ・建物の色と高さの制限（古いまち並みの背後にマンション建つのは良くない）
- ・案内サインの設置（色、形態の工夫するなど）
- ・広告物の制限（文字量や情報量が多い）→彩度を下げる→山への眺めに配慮する（津久井地域）
- ・芸術は難しいのでコンセプトなどを説明すると良い
- ・保全・活用・手入れ・管理が大切
- ・ルールやマナーが必要（ゴミ捨てなど）

< 景観を知ってもらうためのPR活動 >

- ・資源の掘り起こしと要素のつながり（コースづくり、景観めぐりなど）
- ・「水という資源」「歴史的な資源」をより知ってもらうための子供の参加、宿場町の歴史を紹介など

< 協働による取り組みを進める >

- ・知恵を出し合う（国、県、市、市民、地元）
- ・市、市民、学校の協働（みどりの管理、ボランティアとの協働、表彰制度など）
- ・企業の誘致なども必要

参考．まちなみ形成などに関する市民意向

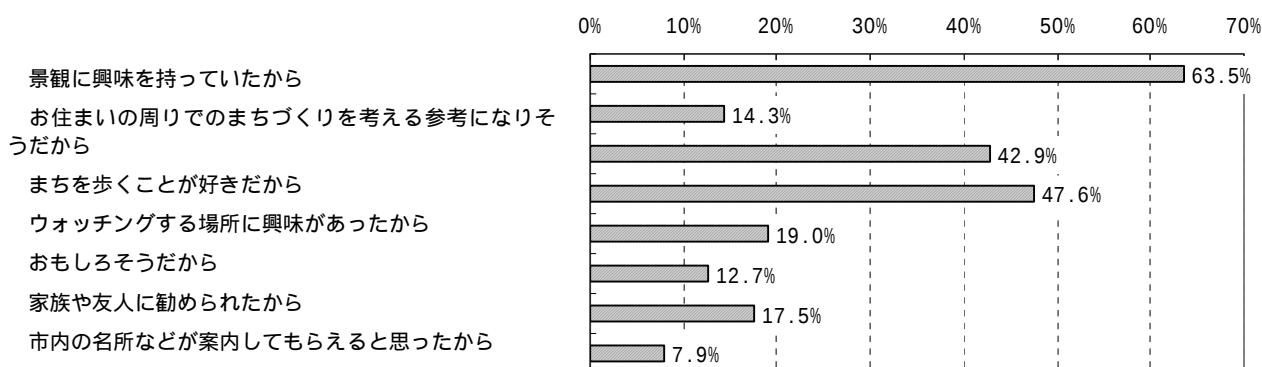
これまでのまちなみウォッチングの実施結果

イ) 参加のきっかけ、今後のまちづくりに際して思うこと

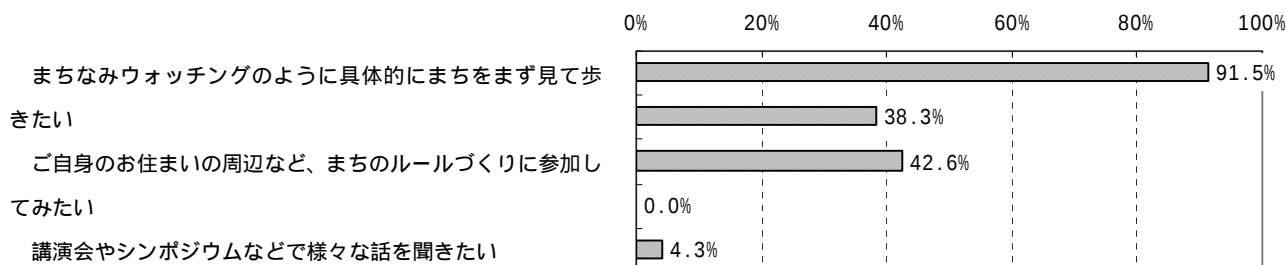
平成13～19年度に行ったまちなみウォッチングの参加者へのアンケート結果から、応募したきっかけについて整理すると、参加者の多くが「景観に興味を持っている」「ウォッチングする場所に興味がある」「まちを歩くことが好き」があげられています。

また、「魅力あるまちづくりに向けて、興味を持てること、参加したいと思うこと」については、「まちをまず見て歩きたい」という具体的な事例体験の意向が伺えます。

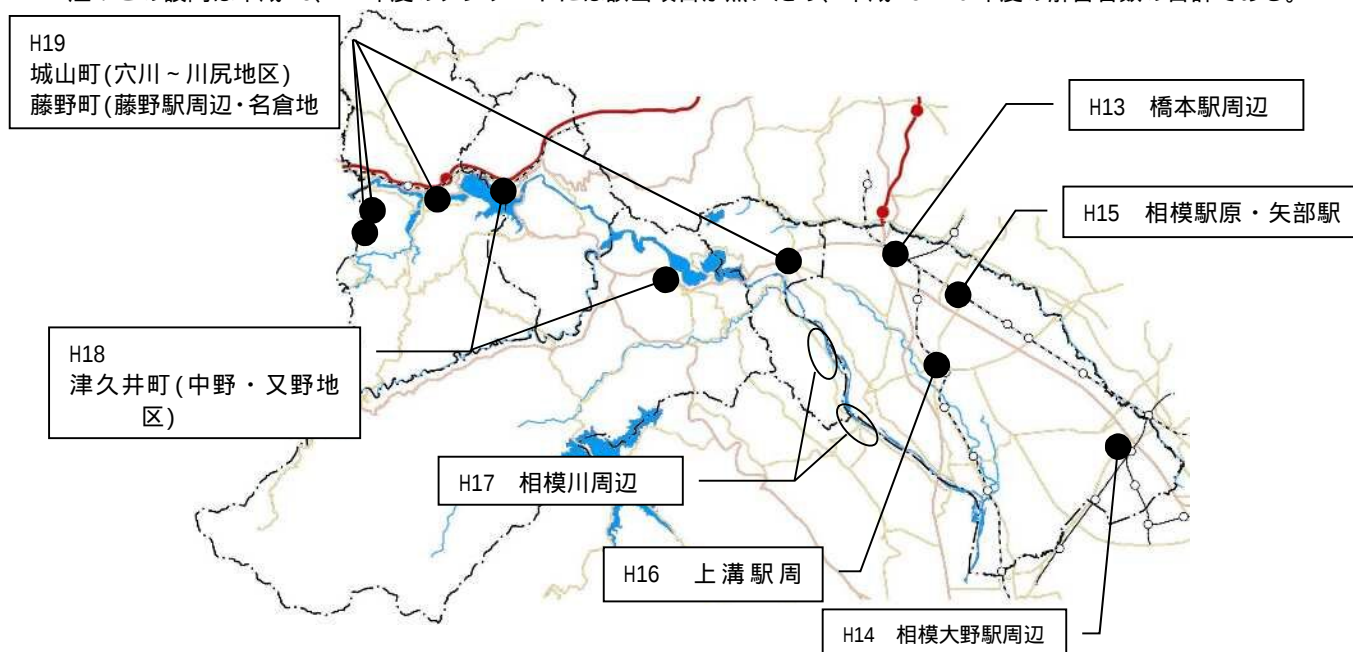
応募したきっかけ（複数回答）（N = 63）



魅力あるまちづくりに向けて、興味を持てること、参加したいと思うこと（複数回答）（N = 47）



注：この設問は平成13、14年度のアンケートには該当項目が無いいため、平成15～19年度の解答者数の合計である。



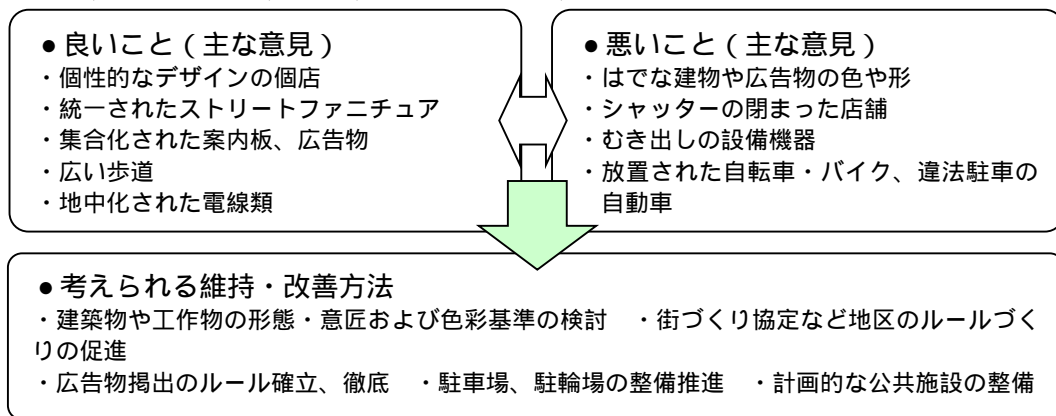
ロ) まちなみウォッチングでの主な意見

「まちなみウォッチング」は、市民との協働による景観づくりを実践していくためのプログラムの第1ステップとして、まちに対する共通認識を育む目的で行われました。

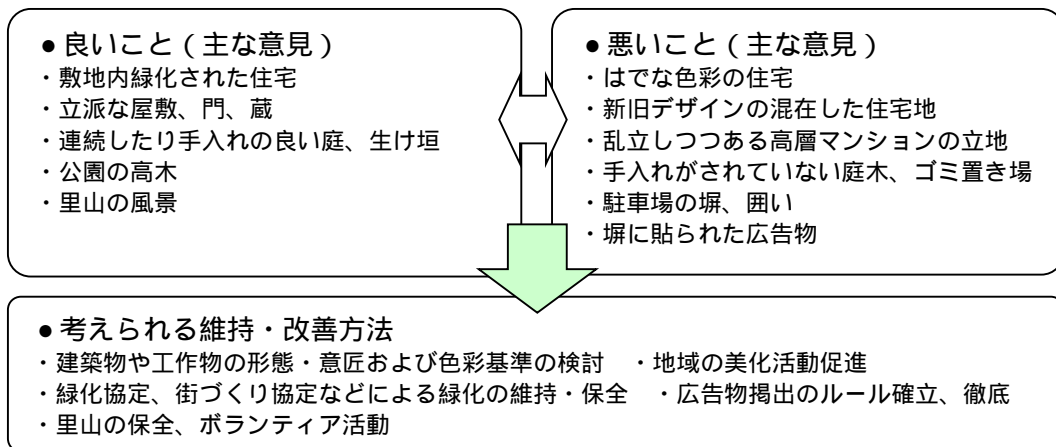
最初は平成13年度に「橋本駅周辺」で行われ、以降、「相模大野駅周辺」、「相模原駅周辺及び矢部駅周辺」、「上溝駅周辺」、「相模川周辺」、「津久井町、相模湖町」及び「城山町、藤野町」を対象とし、平成19年度までに7回行われました。

各地区であげられた意見を、商業地、住宅地、河川・湖の地域で、類似する意見は以下のように整理されます。

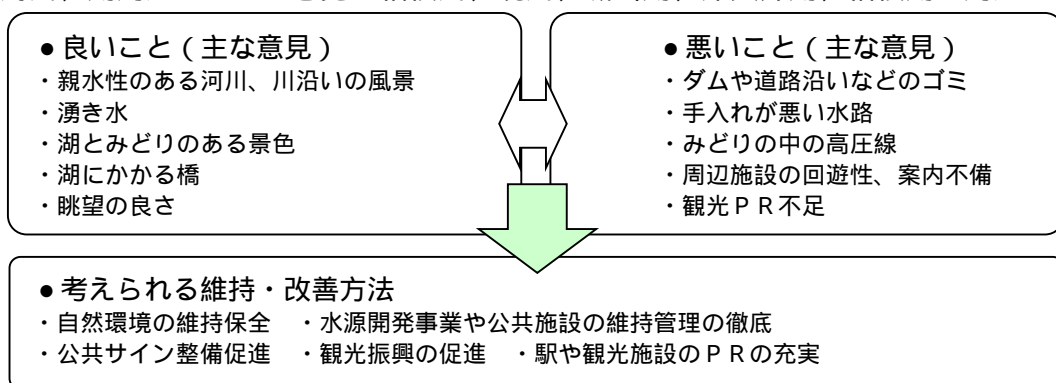
㊦ 商業系の市街地での主な意見 橋本駅周辺、相模大野駅周辺、相模原駅周辺、上溝駅周辺、矢部駅周辺、中野、相模湖駅周辺、藤野駅周辺



㊦ 住宅地、集落での主な意見



㊦ 河川、湖周辺での主な意見 相模川、境川、城山湖、津久井湖、相模湖の周辺



市民大学での意見の概要

市民大学では、「まちの宝再発見」をテーマに2か年にわたり、まち歩きを通じて意見交換が行われました。平成18年度は、市内の緑道や緑地などの市街地内にあるみどりを対象に、平成19年度は、相模川や斜面緑地などの市街地近傍の自然が残る地域を対象に行われました。

㊦ 相模緑道緑地・相模原中央緑地・横浜水道みちなどの緑道 市街地内のみどり

- 良いと思ったもの（主な意見）
- ・ 高・中・低木・プランターが織り交ぜられた、バランスの良いみどりの配置
- ・ 石碑などが大切に守られている
- ・ サイン、ベンチ、街灯などに統一性があり、良く整備されている
- ・ ユニークな案内板も面白い
- ・ 手入れがいき届いた森林や花壇
- ・ 農地や山々に囲まれた良い風景がある

- 一方で、気になったこと（主な意見）
- ・ 緑道が道路や米軍施設などで分断されている
- ・ 資源などと釣り合わない附帯施設
- ・ 景観を無視したカラフルな看板や統一性の無いサイン、ゴミ置き場
- ・ 一部に手入れが不十分な森林や街灯などの設備があった
- ・ 落書きが目立つ

- これらを踏まえた意見交換（主な意見）
- ・ 市民としてできることをやる 汚さない、荒らさない、ルールを守ること
- ・ 緑道の適切な管理が必要
- ・ 自然を残す意思表示が必要
- ・ 緑道に地域毎の個性を持たせたら良いのでは

㊦ 横山丘陵地・相模川（上流・中流・下流） 自然が残る地域

- 良いと思ったもの（主な意見）
- ・ 神社や石碑などの歴史的な資源のたずまい
- ・ 散策ルートがある
- ・ 眺めの良いポイントがある
- ・ 農地や農家の景観もある
- ・ 河川などの自然と一体となった歩道や土木構造物

- 一方で、気になったこと（主な意見）
- ・ 展望台が草木に覆われている
- ・ アスレチックなどが活用されていない
- ・ 落書きが目立つ
- ・ 釣り具が置きっぱなし

- これらを踏まえた意見交換（主な意見）
- ・ 横山丘陵緑地は、月に1度くらいは来なくなる場所
- ・ 樹林地や散策ルートの維持管理には課題がありそう
- ・ 川沿いでは歴史が感じられる
- ・ 懐かしさが感じる地域で、相模線の駅舎などもなじんでいる

2. 用語の解説

あ行 アイストップ

人の視線を引きつけるようなきわだった事物のことです。景観上の要点であり、色や形など、そのもの自体の形質や周囲との対比、置かれる場所などによる特質などによってつくりだされます。例えば、道路の突き当たりにある塔状の建物などがそれにあたります。

アクセントカラー

基調色であるメインカラーの効果を強めたり、また補完したりする色。

アダプト制度

アダプト（adopt）とは、「養子縁組をする」という意味で、市民が公園、緑地などの公共施設を養子のようにいつくしみ、世話をすることから名づけられました。市民と市が役割を分担し、両者の合意に基づき、継続して花植えや清掃などの活動を進める制度のことです。

アドバイザー派遣制度

街づくりの活動の内容や状況に応じてアドバイザー（助言者）の派遣を行い、街の計画づくりの手伝いをする制度です。街づくり団体の発足から、街づくりに関する勉強会、計画づくり、地域の合意形成に至るまで、街づくり活動の段階に応じて、街づくりの経験豊富な専門家をアドバイザー（助言者）として派遣します。

インフラ企業

インフラとは、道路、鉄道、空港、港湾、通信、電力、ガス、上下水道などの社会基盤を意味するインフラストラクチャーの略で、インフラ企業とは、インフラの構築や運営に直接的または間接的に関連する事業を営む企業のことです。

NPO

non profit organization の略称。

法人格を有し、公共サービスを行う民間非営利団体です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体がふくまれます。アメリカでは州法で設立が認められ、税制優遇措置を受けられる制度が確立されています。日本でも市民の事業体、新しい経済セクターとしてとらえる考え方が生まれ、1996年にNPOの活動基盤強化を支援し、企業や行政などとパートナーシップを促すため、「日本NPOセンター」が設立されました。

オープンスペース

まちの中の広場や公園、河川などのゆとりの空間のことです。市などが整備したものだけでなく、ビルの前の広場など民間で整備されたものも含まれます。

屋外広告物条例

良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に定められた屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、都道府県、政令市及び中核市が定めるもので、そのために必要な規制を定めたものです。

か行 ガイドライン

	ある物事に対する政策・施策などの指針や指標を示したもので、決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示したものです。
近世	安土桃山・江戸時代のことです。
近代	明治維新から太平洋戦争の終結までのことです。
景観計画	法第8条に基づく法定計画であり、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、区域や一定の行為に対する行為制限（景観形成基準）に関して、整備の方針、景観形成に関わる基準、景観形成上重要な公共施設の保全などをまとめた計画のことです。
景観サポーター	景観づくりに関する活動を支援する個人又は団体で、景観形成活動の促進を図る人のことです。
景観重要建造物	法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）のことです。
景観重要公共施設	法第8条第2項第4号に基づき、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、地域の景観を形成する上で重要なものを公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置づけたもののことです。
景観重要樹木	法第8条第2項第3号に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木のことです。
景観条例	景観条例とは、美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定する条例のことです。
景観農業振興地域整備計画	法第8条第2号第4号二に基づき、景観と調和のとれた農業条件を保ちながら、地域の特性にふさわしい農用地として持続的な農業の推進を図るために策定する整備計画。
景観法	美しく風格のある国土、潤いのある豊かな生活環境、個性的で活力ある地域社会の確保を目的として施行された法律です。景観法自体は直接、景観を規制しておらず、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっています。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれています。
建築協定	より良い環境を維持・増進するために地区内の皆さんが自主的に「まちづくりのルール」を定めて、市の認可を受け、協定を締結した皆さんが運営していく制度です。
公共（施設）サイン	駅や公園、道路、学校、図書館、病院など公共・公益施設に設置されたサインを指します。

広告景観形成地区	屋外広告物条例に基づき、地域の特性を踏まえた良好な景観および、住みよい風格のあるまちなみを形成するために特に必要であると認める地域を対象とし、指定した地区のことです。
さ行 里地里山	奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。
里山	人里近くにある、生活に結びついた山のことです。
修景	建築物、道路、法面など、構造体など以外の部分に手を加えて、景観としての美しさを損なわないように整備することです。
シルエット	建物の輪郭。
隧道	トンネルのことです。山腹や地下などを掘り貫いた通路。鉄道・自動車道・人道や水路用などがあります。
スカイライン	山や建物などが空を区切った輪郭線のことを指し、景観に関する用語としてよく用いられます。
スプロール	市街地が無計画に、また虫食いの的に郊外部へ拡大していく現象をいう。スプロール化は都市生活に必要な公共施設の整備をとまわずに点々と農耕地や緑地を食いつぶして市街地を形成するため、都市基盤の計画的な整備にあたって、不経済や障害をもたらしたり、住環境の形成上きわめてマイナスであるとされています。
総合計画	地方自治法第2条第4項に基づき、市町村が事務を処理するに当たって、総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めるものです。
た行 多自然川づくり	河川の安全性を確保しつつ、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施手法です。
地区計画	こんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいという皆さんの希望をまとめて、それを実現するための具体的な「まちづくりのルール」を皆さんの賛同のもと、市が都市計画決定し、運営していく法的な制度です。
中世	鎌倉から室町時代をさします。古代と近世との間です。
出前講座	市民や事業者の皆さんが参加する集会などに、市の職員が出向いて、市の施策や事業などを説明するものです。
道路構造物	道路を構成する舗装、トンネル、橋梁などのことです。

都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市都市計画マスタープラン）は、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として平成4年の都市計画法の改正により創設されました。
都市デザイン	単なるお化粧術ではなく、その都市にふさわしいように都市空間の質を高める行為であり、具体的には、地形、緑、水辺などの自然環境、歴史・文化、都市構造、土地利用などの特性を読み取り、都市固有のイメージやセンスを明確にしていきながら、個性的で魅力ある都市空間を創造することです。
土木遺産	過去につくられた土木構造物で、現在残っている部分や、痕跡が確認される全体などのことです。
な行 ネットワーク	みどり、水などの様々な要素や地域・地区が、それぞれの独自性を尊重しつつ、網の目（ネットワーク）のように連携していることです。
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
は行 パートナー	共同で仕事をする相手のことです。
ヒューマンスケール	人の感覚や行動を尺度としたもの。心地良さを感じるまち並みや大きさ。
ファサード	建物の正面の外観。
フローからストックへ	道路・上下水道・病院などの産業や生活の基盤となる公共施設などの量を増やすことから、既存のもののバリアフリー化などによる有効活用や、適切な維持管理を行って質の向上を図ろうとすることです。
ポケットパーク	都市やまちの中にあり、人が休息を取ることが出来る小さな広場のことです。
ま行 街づくり活動推進条例	本市の街づくりにおける基本理念を定め、市民、開発事業者及び市の責務並びに市民主体による地域の特性を生かした魅力ある街づくり活動を推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、都市計画マスタープランの実現に寄与することを目的とした条例です。
まちなみウォッチング	市民の皆さんが景観を共有の財産として認識するきっかけとして、自分たちの住むまちを観察しながら歩くことにより、まちの景観資源を知り、そして親しみを持ってもらうため、市では平成13年度より「まちなみウォッチング」を開催しています。
モニター	一般の視聴者・読者や消費者の中から選ばれて、意見や感想を述べる人のことです。

や行 誘導サイン

場所の方向を示す情報。通常は矢印を伴って表示しています。

ユニバーサルデザイン

できうる限り最大限、すべての人に利用可能であるように、製品・建物・空間をデザインすることを意味します。1974年、アメリカのロナルド・メイス氏によって、国連障害者生活環境会議で使用された「バリアフリー」の概念が元となっています。バリアフリーはすべての人が生活するうえで行動の妨げとなるバリアを取り除くこと、つまりバリアがあることを前提とした概念です。それに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から取り除かれている（特別な調整を必要としない）ことを示しています。

ら行 ランドマーク

都市における主要な目印で、ある地域を明らかに特徴づける景観の要素を指します。ランドマークとなることが多い要素として山や塔状の建築物、教会、特徴的な樹木などがあります。

ルーバー

目隠しのために設置する羽板。

ロードサイド

通りに面していることです。

わ行 ワークショップ

意見や技術などを交換したり、紹介する会のことです。最近は、まちづくりに関して、関係する様々な人々が参加し、共同作業によって計画を作成したり、実施していくための方法として用いられます。

3. 変更の経過

[illegible]